

第 12 回法整備支援連絡会

国際協力部教官

江 藤 美紀音

1 開催情況

日 時 平成 23 年 1 月 21 日（金）午前 10 時 30 分から午後 6 時

場 所 大阪中之島合同庁舎 2 階国際会議室（本会場）

法務総合研究所赤れんが棟 3 階共用会議室（東京会場）

JICA ベトナム事務所（ベトナム会場：午前のみ）

式次第 後掲資料「プログラム」参照

出席者 131 名（大阪本会場 88 名，東京会場 38 名，ベトナム会場 5 名）

2 法整備支援連絡会の概要

法整備支援関係者間の情報共有や意見交換を目的として開催されてきた法整備支援連絡会も、今回で 12 回目を迎えました。

今回のテーマは、「日本の法制度整備支援をどう検証・評価するか」です。

現在、法制度整備支援におけるプロジェクト型支援では、その効果を評価する際、PDM（プロジェクトデザインマトリックス）というプロジェクト管理表を用いて行う PCM 手法を採用しています。ところが、PCM 手法は開発援助プロジェクト一般の運営管理ツールとして発展してきたもので、法制度整備支援に特有の手法ではないという理由もあり、必ずしもプロジェクトの効果を適切に評価しきれていないという批判があります。

そこで、今回の法整備支援連絡会では、法制度整備支援の検証、評価手法について、講演者、パネリスト及び参加者と、今後の法制度整備支援の検証、評価手法のあり方について活発な意見交換を行いました。

午前の部では、ベトナム最高人民裁判所ハノイ控訴審副所長のヴァー・テー・ドアン氏に、日本の支援を受けて 2004 年に成立したベトナム民事訴訟法の評価と運用上の問題点について特別講演をしていた

だき（当初予定していた最高人民裁判所副長官トゥ・バン・ニュー氏は急な公務のため欠席）、ベトナム会場から出席されていたベトナム最高人民裁判所国際協力局長のゴ・クオン氏にも討議に参加していただきました。

午後の部では、基調講演で、日本の法制度整備支援の草分けともいべき名古屋大学名誉教授森島昭夫氏に、JICA による法整備支援事業の現状に対する問題提起をしていただきました。森島氏は、枝葉末節な数量的評価よりも、法制度整備支援の基本方針のような頭の部分からの個々の法制度整備支援の過去経験やあり方を検証し、戦略を立てることが重要であるなど、示唆に富む指摘をしていただきました。この森島氏の基調講演を受けて、JICA 公共政策部次長森千也氏、名古屋大学法学研究科教授市橋克哉氏、慶應義塾大学法科大学院教授松尾弘氏、神戸大学大学院国際協力研究科教授金子由芳氏の 4 人によるパネルディスカッションを実施し、それぞれの考える法制度整備支援の評価のあり方について議論しました。

加えて、法整備支援関係者による活動報告もありました。今回は、常連の日本弁護士連合会に加え、今まで法整備支援連絡会に参加していなかった公正

取引委員会や特許庁からも報告があり、参加者の興味を引いていました。

会場では多くの質疑が出され、当初の予定より30分延長するなど、活発な議論が行われ、盛況の中閉会しました。

本号には、主催者側挨拶、各講演、活動報告、パ

ネルディスカッション、質疑応答、財団法人国際民商事法センター原田明夫理事長による総括も含め、第12回法整備支援連絡会のほぼ全ての記録を掲載しました。本連絡会の記録が、法整備支援関係者の今後の活動に役立つことを期待しています。

次回は平成24年1月20日(金)に法整備支援連絡会の開催を予定しています。

今回の法整備支援連絡会の感想や、来年度のテーマで取り上げて欲しいことなどございましたら、国際協力部のE-mail icdmoji@moj.go.jp まで、ご意見をお寄せください。

お待ちしております。

第12回法整備支援連絡会

平成23年1月21日（金）

午前10時30分～午後6時

開 会

【司会（江藤）】 開会に先立ちまして、皆様に講演者変更のお知らせがございます。

午前のプログラムで、ベトナム最高人民裁判所副長官の講演を予定しておりましたが、急な公務で副長官が帰国しなければならなくなったため、代わりにベトナム最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所副所長のヴー・テー・ドアン氏が講演をいたします。講演内容の変更はございません。

御来場の皆様、本日は御参加くださり誠にありがとうございます。

私は、本日の司会進行を仰せつかりました法務総合研究所国際協力部教官の江藤美紀音と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、この大阪会場と東京の法務総合研究所の会議室、そして午前の部のみではありますが、ベトナムのJICA事務所等をテレビ会議システムで結びまして、質疑応答やディスカッションを行うことになっております。

東京会場の皆さん、こちらの声は聞こえていますでしょうか。

【河原（東京）】 はい、東京会場の法務総合研究所総務企画部付の河原克巳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（江藤）】 ベトナム会場にはベトナム最高人民裁判所国際協力局長のゴ・クオン様がいらしていると聞いております。

ベトナムJICA事務所の皆さん、聞こえていますでしょうか。

【西岡（ハノイ）】 ベトナムJICA事務所JICA長期専門家の西岡です。現在、最高裁判所国際協力局長のゴ・クオン氏と共に参加しております。よろしく

お願いします。

【司会（江藤）】 なお、午前の部には、大阪会場でベトナム最高裁判所の研修員の方々も御参加しております。

それでは、法務総合研究所長清水治に、第12回法整備支援連絡会の開会の辞をお願いします。

開会挨拶

法務総合研究所長 清水 治

【清水】 皆さん、おはようございます。法務総合研究所長の清水でございます。



開会挨拶 清水所長

本日はお忙しい中、大阪、そして東京会場、さらにはベトナムから多くの方にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

今年も無事、法整備支援連絡会開催の運びとなりました。

この連絡会は、既に御承知かと思いますが、法制度整備支援に関する関係者間の情報の交換や連携促進の場となることを目的としており、今年で12回目を迎えることになりました。

さて、法務省がJICAと協力してアジア諸国に対する支援を始めて今年で17年目になりますが、国際協力部が設置されてからですと、今年でちょうど10年でもあります。この間、JICAや関係者の皆様方から多大な御協力をいただきましたことに、心から御礼申し上げます。

おかげさまで、その成果はアジア諸国において徐々に現れ、支援対象国も広がり、活動内容も多様化いたしましたし、日本の支援は「押しつけでない支援」として高い評価を得て、相応の効果を上げていると思っております。

しかしながら、今後より良い支援を行うためには、過去の活動を適正に検証・評価し、問題点を見出して解決していかなければなりません。ところが、この活動は社会制度を対象とする知的支援であるため、インフラ整備などの支援と比べて成果が見えにくく、短期的な成果を求めるのも難しいという問題があります。

そこで、今回は法制度整備支援活動の検証・評価の在り方をテーマとした次第であります。

このテーマにちなんで、本日はベトナム最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所副所長のヴァー・テー・ドアン氏をお招きしております。副所長からは、日本が支援いたしましたベトナム民事訴訟法の制定後の運用について貴重なお話を拝聴できると思っております。

また、日本の支援の草分けであります森島昭夫先生にお越しいただき「法整備支援の評価と今後の課題」について基調講演をお願いしております。

この他にも、関係機関の活動報告、パネルディスカッションと盛りだくさんとなっておりますので、会場の皆様も積極的な発言をお願いいたします。

なお、平成22年11月14日、東京大学名誉教授の三ヶ月章先生が御逝去されました。皆様御承知のとおり、民事訴訟法の高名な法学者であり、法務省との関係では、法制審議会、法務大臣、法務省特別顧問を歴任され、何よりもこの法整備支援のよき理解者でありました。第1回からこの連絡会にも御出席く

ださり、法整備支援の重要性を説いていただきました。

三ヶ月先生の御冥福をお祈りいたしますとともに、この法整備支援を盛り上げていくことが三ヶ月先生の御恩に報いることになるかと考えております。

その意味でも、本会が活発で実り多いものとなることを心から期待しております。

最後に、連絡会に御後援をいただいた最高裁判所、日本弁護士連合会、日本貿易振興機構アジア経済研究所、国際民商事法センターを始めとして、国際協力部の活動に御協力いただいている多くの方々に深く感謝申し上げますとともに、この連絡会が法整備支援の活動に一層資することを心から祈念いたしまして、私の挨拶といたします。（拍手）

【司会（江藤）】 続きまして、東京会場から、JICA公共政策部中川寛章部長から御挨拶をいただきます。

開会挨拶

独立行政法人国際協力機構（JICA）

公共政策部長 中川寛章

【中川（東京）】 皆さん、おはようございます。

JICA中川でございます。今ほど、清水所長の御挨拶にありましたとおり、JICAがベトナム法整備支援プロジェクトを開始して、はや15年経過いたしました。この間、ベトナムにおいては、起草支援から紛争解決機関の実務改善まで実に幅広い領域での協力が展開され、着実な成果を上げております。またその後、この間、支援対象がカンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキ、中国、モンゴル、ネパール、東ティモールと広がっております。各国においても我が国の法整備支援の実績が高く評価されているところでございます。

ODAによる法整備支援という新たな領域への協力につきましては、JICAにとっても実にチャレンジングなものでございました。その道を切り開いていただいた森島先生、竹下先生を始めとする我が国の

法学者、それから司法関係者の皆様には、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

法整備支援の15年というのは、我が国のODAが五十数年の歴史を持っている中では極めて新しい分野でございます。他の分野に比べまして、教訓、知見、それから経験に基づく実施上の課題や論点、こういうものが整理され、更に改善すべき事項を明確にした取組といったものが今後の課題だというふうに考えております。そのことが、法整備支援への一般の理解を深め、更に人材面での裾野の拡大につながるものだというふうに考えております。

今回の連絡会のテーマとして評価が取り上げられたのも、そのための一歩というふうに認識しております。

評価というときに、プロジェクトの枠組みにおける評価、それから組織や社会へのインパクトといったさまざまな切り口、レベルでの評価がございます。当然ながら、どこに視点を置いて評価するのかによって、その方法、考え方も異なります。個別のプロジェクトの枠組みにおける評価につきましては、私ども通常、PDMを用いております。PDMは成果管理のツールでございまして、プロジェクトが何を目標にどんな活動を行うのか、誰が見ても一目で分かるように作られている点で極めて有効であります。また、達成すべき成果が明確に示されているという点においても、プロジェクトの評価作業においては、往々にしてありがちな目線の違い、考え方の違いというのを避けることができます。

しかし、一方では、プロジェクトの過程で生じた問題点、あるいはその所在、改善のために誰がどのように努力して、どんな解決が図られたのかといったようなプロセスの部分での評価というのは、PDMでは捨象されております。JICAで十数年前にPDMが導入される以前は、プロセス管理というのが主体でございました。ただ、その国際的な潮流、あるいは議論の中で成果が問われる時代になりまして、さらに、JICAにおきましても、契約型のプロジ

ェクトというのが増えるにつれて、期限内にやるべきことを明示したPDMに基づくプロジェクト管理・評価というのは有効なものというふうに考えております。

但し、先に申し上げたとおり、あくまでPDMは個別プロジェクトの管理ツールであるため、これが全てではございません。プロジェクトの固有の問題点や対応策、こういったものがプロジェクトを通じて貴重な知識、経験の蓄積として別途整理されて、さらに抽象化されて今後の法整備支援の在り方を考える上での材料とされる必要がございます。

また、評価という観点に立ったとき、プロジェクトを通じて何が整備されたという事とともに、それによって当該社会がどう変わったのかという、つまり開発の観点に立った評価というのも重要だと考えております。例えば、ベトナムの法整備は市場経済化の文脈で開始されました。ベトナムは今や極めて高い経済成長を達成して、国際的にも注目を浴びる国として発展しております。この牽引力となったのは、主として外国投資と言われていますが、では、今までベトナム法整備で我々が協力してきたものが、いかにこれに寄与したのかというような点でございます。もちろん、法整備は我が国のみが協力しているわけではなく、また、ベトナム政府の政策やリーダーシップ、それから、その当時を取り巻く政治社会状況が相乗して達成されたものではあります。その中で我が国が果たした役割や、それからその成果に結びつくためにどういう条件が整ったことによって結果を生んだのかというようなことが明確にされる必要があるというふうに思っています。このことが、今後の法整備の案件を考える際、あるいは法整備の在り方を考える際の重要な手がかりというふうに思っております。

JICAがそういう評価、つまりインパクト評価と呼んでいますが、一定の時間の経過とかなり多量のデータが必要でございます。プロジェクトの中でこれをやるためには、そのプロジェクトの中で最初の段

階から、これを意識してやっていく必要があると考えております。

こういうふうな、分かりよい個別の案件の精緻な評価とともに、一般に分かりやすい評価というものが、近年大幅なODAの削減が続いておりますけれども、法整備の有効性をアピールするためにも、JICAとしては是非取り組んでいきたい課題だと思っております。

そのためには、市場経済化、あるいは民主化といった大きな国の開発の文脈の中で、当該国が今どのような開発ステージにあって、どのような開発課題があって、それに対して法整備支援がどの分野で、どの領域で、どのように貢献できるのかといったような問題点、それからそれらの検討、分析、こういったものをさらに深める必要があると思っております。評価はそのプロセスの結果であるとともに、改善に向けた動機付けだというふうに思っております。

本連絡会において、評価に係る既存の手法やアプローチに不足している点があれば、あるいは今後取り組むべき点等について、この連絡会を通じて御示唆いただければ大変幸いと思っております。

最後でございますが、本連絡会が我が国法整備支援の一層の発展に寄与することを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

【司会（江藤）】 中川部長、どうもありがとうございました。

それでは、これよりベトナム最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所副所長ヴー・テー・ドアン氏に講演をお願いいたします。

ドアン様は、1988年ベトナム最高人民裁判所判事となられ、2008年6月から現職のベトナム最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所副所長を務められています。また、ベトナム民事訴訟法起草グループのメンバーでもあります。

本日、発表は副所長の方原稿ですが、ドアン様自身も最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所副所長として

のお立場から、会場の質問にお答えいたします。

では、ドアン様、よろしくお願いいたします。

特別講演「日本の支援を受けてベトナムが公布した民事訴訟法の直面している問題に関する評価」
ベトナム最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所副所長
ヴー・テー・ドアン



特別講演 ヴー・テー・ドアン氏

【ドアン】 御列席の皆様、まずSPCベトナム最高人民裁判所副所長官のトゥ・バン・ニュウの委任を受けまして、私、ベトナムの最高人民裁判所を代表いたしまして、今回民事訴訟に関する研究調査団の本連絡会に参加、発表の機会を与えてくださいましたJICA、法務省の皆さんに対して、ベトナム最高人民裁判所を代表して感謝の意を表したいと思います。

御承知のとおり、長年形成されてきたベトナムと日本の友好的な協力関係は全面的に発展し、日増しに密着になりつつあります。この良い協力関係は強くなり、絶えず発展してきました。司法分野においては、JICAを介しまして両側は精力的な協力過程を築き、法律研究業務、裁判所の職員、裁判官を始め司法職員の教育・育成することに関し、より強い協力関係を強めるために、両国間の指導者は互いに訪問し、経験を共有してきました。

国際協力計画の枠組みの一貫として、2010年9月24日、ベトナム最高人民裁判所は、決定1995のQDTCCB号を発し、日本への民事訴訟法に関する研

究調査団を派遣しました。団は、ベトナム最高人民裁判所の7人の職員からなり、そのうちの6人は、民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充する法案の編纂委員会起草班のメンバーでございます。

本日になって、調査団研究団は、計画どおりに研究・調査計画を完成いたしました。編纂委員会起草班を代表して、そしてトゥ・バン・ニュ氏を代表して、私は法案を総括的に評価し、法案の編纂完成に対するJICAの協力・支援を評価してみたいと思います。

ベトナムの最高人民裁判所の研究調査団を代表しまして、私、今回ベトナムの民事訴訟法の制定過程における協力結果は、次のとおりです。

その1、JICAのベトナム民事訴訟法の制定に対する技術的観点に関する全般的評価。

ベトナムの民事訴訟法典は、2004年6月15日、ベトナム社会主義共和国国会の第11回期第5回会議に設置され、2005年1月1日から施行されました。

この法律は、ベトナムの初めての民事訴訟法典で、この法典は、社会主義制度の保護、社会主義法制を強化し、国家の利益、個人、機関、団体の合法的権利・利益を保護し、参加者が自己の権利・義務を履行するのに民主的かつ公開、簡単で円滑な民事訴訟の手順・手続を保障し、民事訴訟活動における個人・機関・団体の機能・責任を掲げ、民事事件の迅速・正確・公正・適法な処理を保障することに大きく貢献してきました。このように、ベトナムの民事事件の迅速・正確・公正・適法な処理を保障することになっています。

ベトナムのこの初めての民事訴訟法典の制定過程において、ベトナム側を始めベトナム最高人民裁判所は、JICAを介しまして日本からの多くの支援をいただき、本法典の制定に成功いたしました。

2000年代から、JICAの支援、連携を受け、ベトナム最高人民裁判所は2001年11月、日本の民事訴訟法の研究・調査する調査団を派遣いたしました。

日本の民事訴訟法の研究・調査結果は、ベトナム

の本法典の設計、制定の成功に有益な経験を編纂委員会起草班に貢献したといえます。私は、皆様の技術協力を高く評価しています。

法律国会での制定計画に関するベトナム国会の決議を実施し、国会の常任委員会の役割分担の配点に基づいて、ベトナム最高人民裁判所は民事訴訟法典の幾つかの条文の改正・補充を継続しています。

民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充する法案の制定過程において、ベトナムの最高人民裁判所は次のとおりの具体的にJICAから多くの技術協力をいただけてきました。JICAは技術協力をを行い、2010年12月12日から14日、ベトナムの南部地域の裁判所関係カマウ省、または2010年12月23日から25日、北部地域の裁判所関係タイグエン省で、民事訴訟法典の幾つかの条文を改正する第3次法案に対する意見聴取セミナーの参加に専門家を派遣しました。これらのセミナーで、法案の編集・編纂委員会起草班は、日本の専門家の民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充する法案に対する複数のコメント、助言をいただきました。我々も、自主的に日本の民事訴訟に関する法制度の研究を行いました。例えば、日本の民事訴訟法、民事保全法など研究しまして、同時に日本の民事訴訟の法律制定の情報、経験も交換いたしました。JICAは本法案の編纂委員会起草班とのワーキングセッションなどを行い、また本法案に関するその内容についても意見交換をしました。

昨今の、この法案制定におけるベトナムの最高人民裁判所とJICAの皆さんとの協力を始め、他の協力活動は、積極的な結果をもたらしたといえます。

その2、ベトナムの実際的の訴訟における民事訴訟法典の施行の影響の評価をしたいと思います。

ベトナムの民事訴訟法典の制定は、各法令の諸価値を受け継ぎ、ベトナムの実態に実見され、各当事者の利益と調和、国際の法律との整合性を保障し、透明性・実効性を示しています。その機能、任務、権限を実施し、ベトナム最高人民裁判所の指導者、裁判官評議会は関係機関と連携し、民事訴訟法典の

諸規定を指導するための五つの最高人民裁判所の裁判官評議会の決議、六つの合同通達を公布しました。

民事訴訟法典の施行を指導する諸文書を公布する傍ら、民事訴訟法典の施行を行うために最高人民裁判所は複数の対策を実施し、民事主権の処理業務を高める研修義務は最も重視されています。

最高人民裁判所は、最高人民裁判所の全国規模の各階級裁判所、専門裁判所の裁判官、審査官、書記官、民間参審員のための講習の58のコースを開催しました。最高人民裁判所はまた各関連機関と連携して、民事訴訟の法律に関する複数の学術セミナーを開催し、議長も務めました。

最高人民裁判所は、また民事訴訟の法律の学術研究を奨励しています。2005年から現在に至るまで最高人民裁判所の学術協議会は、民事訴訟法令に関する14のテーマ、その中に中央省庁レベルの六つのテーマ、地方レベルの八つのテーマの研修を行いました。これらの研究は、高いレベルの学術テーマであり、全中央諸分野における民事訴訟法の施行の実施と最高人民裁判所の民事訴訟法施行の指導文書の作業業務にとっても重要な実践及び起草理論であります。

また、最高人民裁判所は、民事訴訟の法律の宣伝、普及、教育についても重視しております。各関係省庁と積極的に連携して、さまざまな活動、その他法律の宣伝、普及のプロジェクトを実施してきました。その中には、民事訴訟法に関する宣伝、普及の内容を含む学習出版物も発行しています。

民事訴訟法典を施行して5年がたちまして、それを総括してみますと、全国の各階級裁判所が民事、婚姻、家庭、商業、破産、労働などに関する紛争申立てをかなり高い割合で受理、処理してきたことが分かります。具体的には、次のとおりであります。

2005年ですが、受理した総件数、民事事件の総件数が15万2,819件で、既に処理したのが13万2,125件、2006年受理件数16万4,888件、処理済み14万6,823件、2007年受理件数18万8,992件、処理済み17万1,680件、

2008年受理起訴件数19万2,336件、処理済み17万4,768件、そして2009年受理総件数が21万4,174件、そのうち処理済みが19万4,358件でございます。

しかし、施行され5年がたって、民事訴訟法典の幾つかの規定には一定の欠陥も避けられません。民事訴訟法典は、その中に限界、不備、矛盾が現れ、他の法令と矛盾する諸規定があったり、不適切なものもありました。さまざまな理解ができる諸規定があったり、まだ当事者の合法的権利、利益を保護していない規定があったり、また社会生活の要請に対応していなかったりするものもあります。この問題を認識しまして、2007年9月4日、最高人民裁判所は、国会の第12期及び2008年の任期における法律国会令の制定計画の予定に関する公文書の123KHXX号を発し、民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充する法案の編纂の修正を最高人民裁判所に任せることを検討するよう、国会の常任委員会に提案しました。

2007年11月21日に、第12期国会第2回期は、この12期国会の任期2007年から2011年ですが、その中における法律国会場の制定計画に民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充する法案を組み入れました。2008年1月23日、国会の常任委員会が決議567号を公布し、民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充する法の編纂委員会を設立しました。そして、2009年10月19日、最高人民裁判所の長官は決定51号を公布し、民事訴訟法典の幾つかの条文の改正・補充する法案の起草班を設立しました。この民事訴訟法の幾つかの条文を改正・補充することの提案の土台作りのために、最高人民裁判所は公文書で各階級人民裁判所、軍事裁判所、人民裁判所の高層部、最高人民裁判所の直属する関係部署、最高人民検察院、ベトナム法律家協会の中央委員会、ベトナム祖国戦線の中央委員会、ベトナム弁護士連合会に対して公文書を発し、ベトナム法施行、全てのベトナム民事訴訟法典の施行業務の総括の企画組織を提案しました。

司法改革戦略を実施し、民事訴訟法の法律体系を

始め民事訴訟法典の基本的な段階的な整備を継続するために、民事訴訟法典の幾つかの規定の改正・補充の法案の制定は必須であるといえます。

それによって、民事訴訟における個人、機関、団体の合法的権利、利益が日増しに良くなるように保障するし、そしてこの法案が進捗どおりに国会に提出できるよう、最高人民裁判所が緊急に実施しなければならない重要な任務の一つであります。

そして、次に、この民事訴訟法典の主な課題についてお話ししたいと思います。

民事訴訟法典の施行の実務総括報告など、または裁判所及び関係機関の指導文書を全般的に総合してみると、この民事訴訟法典の418条文のうち、課題とか不備とかがある条文は117条あり、そのうち幾つかの課題、不備がこの民事訴訟法典の改正・補充を要請しています。

その第1として、具体性が欠け、明確さが乏しく、さまざまな理解方法を生じさせ、実態と符合していない幾つかの条項がある。例えば、証拠提出の忠実性、完成度、正確性に関する個人、機関、団体の法的責任の規定が欠如している。民事訴訟における法律遵守の監督の規定には、検察の監督の役割を制限しています。裁判所の事件処理の停止を申し立てる規定は、まだ実態と符合していない。必要が認められる場合において、証拠を収集する裁判官の責任と自主性をまだ高められていない。また、実態とはまだ符合しておらず、紛争している財産の評価を行う当事者にいろんな困難を与えたりして、まだその財産管理者に関する諸規程も欠けていて、遺産の管理人の変更は、裁判所が訴状を返却する場合に属していないなど。独立した申立てのある利害関係者に対する被告の反訴の申立てをまだ規定もしておらず、また被告の反訴期間も規定されていません。司法囑託結果の待機が必要な場合における民事事件の処理を停止する根拠に関する規定も欠けていて、民事事件の処理を中止することの効果に関する具体的な場合もまだ欠けている。公判における当事者の立

ち合いの複数の規定はまだ合理性がなく、裁判業務に困難を与えることもあります。

また、控訴人が控訴の一部を取り下げ、検察院が異議申立ての一部を取り下げると、その取り下げられた控訴異議申立てに対しては、第2審を中止する場合に関する規定が欠けていて、監督審の手續に基づく異議申立ての期間に関する規定も、まだ合理的に規定されていないこともあります。

その第2の問題としては、幾つかの条文には、その他の法令の規定と整合していないところ、例えば省に属する県、郡、市、町などのその階級の人民裁判所の権限に関する33条の規定、その規定はこの県級裁判所の権限強化に関する国会常任委員会の各決議と整合していない。

また、当事者の法的権利利益の保護人に関する第32条第2項は、法律扶助法の第21条とは、まだ整合していません。もう一つ、担保措置の義務付けに関する第120条には、船舶の差押えに関する国会令の第5条、飛行機の差押えに関する国会令の第6条とも整合せず、実態に符合していません。

裁判所の処理権限に属するベトナムの商事仲裁活動についての民事非訟事件に関する340条は、商事仲裁法の第7条とも整合していません。そして、裁判所の判決決定、その執行に関する第375条から第383条までのその各条文は、既に民事判決執行法の第2条、第7条、第11条、第12条、第27条、第28条、第30条、第179条に既に規定されていることもあります。

その第3、幾つかの事項、問題は、まだ民事訴訟法典に規定されていないが、実態の要請からいろんなことを調整のための諸規制の必要もあります。例えば、当事者の弁論権の保障原則を補充することなどが考えられます。また、例えば他の機関、団体、その決定に対する裁判所の権限に関する問題もあります。裁判所の公開文書に対する無効宣告の権限とか、民事の法律関係から発生する合法的な権利利益を公認する権限とかを拡大することなども考えられ

ます。その他、例えば和解の方法とか和解の手順とか、公判廷での弁論の強化とかも挙げられます。その他、例えば監督審の手續に基づいて審理するよう提案する場合のその文面の様式の規定とかもあるし、その他最高人民裁判所の裁判官評議会の監督審、再審、その決定の再審理する手續、その他民事事件解釈の際に、それにおける訴訟遂行者の変更の決定なども挙げられます。その他にも、まださまざまな理解方法を発生させる不明確な規定がありまして、法律の実施するものには困難を与えないよう改める必要があると思います。

続きましては、民事訴訟法典の主な課題の原因についてお話ししたいと思います。

ドイモイ時代におけるベトナムの経済社会が発展していった、その環境では民事的交流は日増しに拡大しており、経済社会もその環境に符合するよう、訴訟の法律規定はどうしても調整される必要があります。この民事訴訟法典の公布は、ベトナムにとっては初めてのことでありました。このように、ベトナムの民事訴訟法典は、民事事件の処理手續の国会令とか、経済事件処理手續の国会令、労働事件、労働紛争処理手續の国会令の幾つかの規定の、その設計を引き継ぎする傍ら、民事訴訟法典における手順及び手續に関する大部分の規定は新しい規定でした。そのため、その準備段階とか法律を成立させる段階においては、一定の欠陥を回避することは不可能でありました。また、主観的な原因としては、ベトナムの民事訴訟法典が公布された後、その後、国会は裁判所の裁判活動の関係する法律の公布を継続しましたが、裁判所の権限に関する幾つかの概念、用語、規定はまだ民事訴訟法典に規定されておられません。

民事訴訟法典の幾つかの規定は、商法、改正・補充された労働法、商事仲裁法、民事判決執行法など、いろんな新しい法律の規定に包括されておらず、適応していないままになってしまいました。このような課題とか不備を解決に対応するために、最高人民

裁判所は訴訟活動に困難を与えたり実施に当たって新しい諸問題を発生させたりして、まだ不適切な諸規定を改正する必要があると考えています。司法改革戦略を実施して、民事訴訟法律の体系を始め、民事訴訟法典の基本的な段階で整備を継続するために、民事訴訟法典の幾つかの規定の改正・補充は必須であるといえます。

このように、民事訴訟における個人、機関、団体の合法的な権利、利益が日増しに良くなるよう保障し、裁判所がより良い裁判実務を実施する環境作りにもなる。このようなことが、民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充の法案が質的に保障され、進捗どおりに国会に提出できるよう最高人民裁判所が緊急に実施しなければならない重要な任務であります。

そして、この民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充するその指導的な観点ですが、民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充するこの編纂委員会は、民事訴訟法典の幾つかの条文の改正・補充がその指導観点を貫徹すべく、また次のとおりの要請を対応するように特定しました。

ベトナム共産党の各決議、文献などで特定された司法改革に関する主張、方針、観点を改正すること。この民事訴訟法の幾つかの条文を改正する法律が、合憲的で法律体系に合致して統一されることを保障して、民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充する法律の実施可能性も保障すること。訴訟の参加者が自らの権利または義務を履行するのに、民主的かつ公開、簡単で円滑な民事訴訟の手續、手續を保障し、民事訴訟活動における個人、機関、団体のその機能、責任を掲げることとなっています。裁判所の確定判決決定が執行されるよう保障すること。民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充する法と、ベトナム社会主義共和国がメンバーである保障国際条約の諸規定に相反がないよう具体化することを保障すること。現行の民事訴訟法の諸規定とか、裁判所の裁判実務からの民事事件の処理経験を総括して、

それを引き継ぎ、評価し、外国の経験を選択的に参考し、国の国際化過程における社会生活の実態に対応するような基本に立脚しなければなりません。民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充する法案の範囲は、この民事訴訟法の実施過程において複数の課題、問題に直面してきた諸事項を改正・補充に集中しなければなりません。

第4としては、民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充するその法案の主な内容についてお話ししたいと思います。

本法案を検討して改正する過程においては、最高人民裁判所は、この法律の改正範囲を拡大、その必要性を認め、2010年6月15日付けの公文書の80号を発して、民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充する法案の名称を民事訴訟法典の改正法案に変更するよう、その範囲、その名称の変更許可を国会に提出しまして、また次の国会の会期に、この法案に対する意見聴取を1期遅らせることを国会常任委員会に申し立てました。

最高人民裁判所は、126の条文の改正・補充を提案しましたが、具体的には改正73条、補充43条、撤廃10条。そのうちまだ異論があるのは、18ぐらいの問題がありました。国会常任委員会は、いろいろと議論し結論を出しまして、次のとおりの結論です。現行の条件では、課題、問題で、またその課題事項で問題を発生させるものの改正・補充に集中し、判例や簡易手続とかはまた別のところ、つまり、課題の事項とか問題を発生させるようなところに集中して改正・補充し、その他、例えば判例、簡易手続、末端単位での和解成立案の公認など、それが憲法とか他の関係する法律の規定にひっかかったり、深層までまだ検討する条件がそろっていないような事項は、今後の民事訴訟法典の全面的な改正・補充に委ねるように常任委員会が指導いたしました。

今の時点では、この法案には70の条文の改正、補充、撤廃はあるが、その内訳は改正・補充が50条、13条、撤廃7条であります。ベトナム国会の法律、

国会での制定計画に基づくと、第12期国会の第9会期で法案が設置されることになると思います。

次のとおり、この法案の改正・補充の内容に関して七つの問題群が存在しております。

その最初の問題群としては、基本原則とか裁判所の管轄、民事訴訟の参加者とか、その他の訴訟参加者、証明と証拠、保全措置の適用、訴訟の期間など、総則に関する諸条項に対する改正・補充をする問題。

事件の受理、和解と裁判の準備、第1審公判など、第1審裁判所での事件処理手続に関する改正・補充の問題。

3番目の問題群としては、事件の第2審裁判の中止、第2審の公判、第2審の合議体の権限など、第2審裁判所での事件処理手続に関する改正・補充の問題。

4番目の問題群としては、監督審の申立書の内容、監督審による異議申立ての期間など、その確定判決決定の再審手続に関する改正・補充の問題、また最高人民裁判所の裁判官評議会の重大な誤りのある監督審再審決定の再審に関する体制の充実も問題となっています。

5番目の問題群としては、適用範囲、民事非訟事件承認の際の訴訟遂行者の変更決定、民事非訟事件承認の会議に関する民事非訟事件の処理手続などが挙げられます。

6番目の問題群としては、裁判所の民事判決決定の執行に関する各規定を撤廃すること。

そして7番目の問題群としては、文書の作成技術に関する条項を改正したり撤廃したりして、関係法令の規定に符合するよう、その用語を変更すること。

皆様、ベトナムの最高人民裁判所の今回の研究調査団を代表しまして、JICAまたは法務省国際民商事法センターの、ベトナムの最高人民裁判所に対する皆さんの貴重な支援に対して厚く御礼を申し上げます。

今後、厳密で効率の良い協力で、両国の関係機関は法律の協力関係の強化、拡大を継続して、それで

両国政府の、または両国の人民の政治、経済、商事、文化、観光及び他の分野の関係が日増しに推進され、より効率が上がるよう寄与することを切に希望し、確信したいと思っております。

改めて感謝の意を述べ、皆様の御健勝を祈願したいと思えます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

質疑応答

【司会（江藤）】 ドアン様、どうもありがとうございました。

それでは、会場の皆様からの質疑応答を受けたいと思えます。

大阪会場で質問のある方は挙手をお願いします。

【金子】 神戸大学の金子でございます。

大変情報が豊富で、率直な御報告をいただきましたありがとうございます。

他の御質問が出ない間にせん越ですが、まず質問を一つさせていただきたいと思えます。

民事訴訟法に関する課題ということで、大きく三つほど挙げられ、それぞれ詳しく御紹介いただきましたけれども、その1番目で、条文と現実がずれているというカテゴリーで幾つか具体的なイシューを紹介くださいました。

確認までのお尋ねとなるんですが、ここで話しになられた条文と現実のずれというときの現実というのは、恐らく現場の第一線の裁判官の方々の御意見ですとか、あるいはその当事者のニーズということになってくるんだと思えます。そのようなその条文と現実のずれがある場合に、具体的に条文を現実の方に合わせていこうというスタンスで臨まれるのかというお尋ねです。特に、具体的なイシューを取り上げれば、お話しになった中で、例えば当事者による申立てという問題、それから証拠収集における当事者の責任、あるいはその職権の貢献的な役割、こんな辺りで条文と現実のずれがあるといったことを触れられましたけれども、そのような例をとって

どのようなスタンスで解決に臨まれているのか、お尋ねできればと思えます。

【ドアン】 どうもありがとうございます。

先ほども現行の民訴法の幾つかの条文が実態と符合していないものを申し上げました。例えば、証拠の提出に関することですが、現行の民訴法の中に、当事者の証拠提出並びに証明の責任を明記しております。裁判所としては、当事者が必要であって申し立てるときに裁判所が手助けしたりします。しかし、実態上、ベトナムの複数の地域においては、住民の知的レベルもさまざまであります。複数の当事者の対象者が、やはり国家機関並びにその他の司法扶助機関の手助けが必要となっております。

確かに、民訴法の中では、自らの合法的な権利を保護するためには、各当事者がその証拠提出並びに証明の責任の義務、証明する義務があると規定しておりますが、しかし、法律の中では、この当事者並びに関係機関のこの証拠証明義務、提出する証明義務に関してその忠実性、または完成度などに対して提出しない場合の責任については、まだ規定が存在していません。今の規定、ベトナム民訴法の規定では、当事者は訴訟段階のいかなる段階においても証拠を提出することができます。また、裁判所の請求に基づく当事者の証拠を提出する責任を拘束する規定もまだ存在していません。それに対して法律は、裁判所に対して責任を負わせ、つまり正確な判決を下すために、各当事者が提出した証拠を証明、認定しなければなりません。そのように、彼ら当事者の迅速性が欠けていて、不十分な証拠提出が迅速な処理に障害を与え、関係のある当事者の権利利益に影響を及ぼすこととなります。このような不利の規定の存在があるために、検察並びに裁判所、その他の公民の合法的な利益に悪い影響を及ぼします。そういう意味で、我々としては、まだ不十分で不備があつて実態に符合していない条文は、優先的に改正することを考えています。

今の回答で、先生の御質問にマッチしているので

しょうか。

【金子】 大変詳しい御説明頂戴しまして、非常に良く分かりました。ありがとうございました。

【西岡（ハノイ）】 今の金子先生の質問に対して、若干の補充のコメントをゴ・クオン氏から頂けるといことなので、よろしいでしょうか。

【司会（江藤）】 はい、ではお願いします。

【クオン（ハノイ）】 ちょっと補足ですが、金子先生。

実は、ある事件を証明する証拠がある機関によって保持されていて、裁判所がそれを提出するように請求しても、その関係機関が提出したり、提出したりしないこともありますので、やはり何らかの形の規定を設けて、この明確な規定を設けて、この場合で、その関係機関を処理すべき責任などを負わせるような処理規定が必要なのではないかということです。

また、実際これに関連して、この間日本のある調査団がベトナムに来て、知的所有権関係の案件で、あるベトナムの機関がこれに関する証拠を所持している場合、請求しても出していない場合にはどうなるのか。私の答えとしては、法の下で責任を負うこととなりますと答えました。日本側としては、じゃ、どういうふうに責任を負うのかということ、私の答えとしては、まだ法律が規定していませんということとなっていますので、やはりこのように関係機関が十分な証拠を提出してくれなければ、裁判所としては正確な判断ができないので、今後の民訴法の改正にはこのような規定の補充が必要になるかと思えます。

もう一つ、このような課題はどう反映されてきたかといいますと、裁判所も、または当事者からも、やっぱりこのような意見が上がってきていまして、特に当事者並びに当事者の弁護士から結構このような、これに関する、この不備に関する意見が上がってきております。

【司会（江藤）】 詳しい説明をどうもありがとう

ございました。

ちょっと、時間が若干押していますが、東京会場や、ベトナム会場の方から何か質問ございますか。

【西岡（ハノイ）】 ベトナムの方も、先ほどコメントいただきましたので、これで結構かと思えます。ありがとうございます。

【小野】 今、ちょっと具体例で、知財の弁護士がということが出ましたので、私は知財ばかんですが、知財の方では魚釣り訴訟という言葉があるんですよ。要するに、濫用ですね。根本が、その真実発見いうんか、ベトナムの社会主義の民訴がどうなのか、日本がどうなのか。私は日本しか知りませんけれども、当事者主義の方だったら、大体今の問題は挙証責任の問題のような気がするんですね。挙証責任は、言い替えるとその裁判官の教育の問題だと思うんですね。やっぱり実体法いうんですか、訴訟法じゃなしに問題になっている争いを、もう一つ一つ細かく規定していったら、だんだん細かい方に入って切りがないんで、裁判官がこれの挙証責任はその規定から見て誰にあるかという、裁判官教育の問題のように一つは思うんですね。もう一つは、なるほどそういう魚釣り訴訟でも、魚釣り訴訟というのは、裁判所を利用しているんな事実を引っ張り出すという訴訟の悪用ですわ。それには、日本では協力しないですよ。社会主義の方では協力するんかどうかわかりませんがね。そういう、直ちにそれをいうことを聞かにかいかんか、聞かなくてもこれはその規定がこうだって日本だったら諦めるんですよ。その権限がないから。しかし、裁判所がやっぱり幾らそういう当事者処分権というんですか、だって真実発見は大事ですから、そういう法的根拠は欲しいと思いますね。そういう。それは、今度は裁判所の権限がどうなっているかということだと思えます。これ、必要だと思いますが、それは、規定一つで済む違いますかな。あるいは、やはり権限の規定は必要だと思いますけれども。それは、日本でもそんなに難しい、日本の法制を採られるか、違う社会主義法制で

は、そういう、どういうふうなものを採られるかという、もう挙証責任と裁判所の権限の問題で。日本だったら権限がなかったら諦めですわ。諦めというのは、挙証責任果たせない、弁護士の方は。もうその規定を前提に、事を処理していきますけれども。いや、ただ知財の名前が出たからね、つい魚釣り訴訟のことが思い出されて、そういう問題があるという感想だけで。私はもうちょっと体が及ばないんで、昼からちょっと目立たんようにこっそり隠れようと思っただけで、発言したくなかったんですけども。違いますかね。金子先生。日本だったら諦めますわね。挙証責任なって裁判所使えないんだからね。他の法律で引き出してきてそれで実証すると、そういうことになると思いますけれどもね。

【山下】 国際協力部長の山下ですが、今、小野弁護士からのコメントは、こういう意味ですね。ベトナムの発表の中で、証拠を保持している者が出さないという状況があるのに対し、裁判所は真実知りたいので出して欲しいので、そういう義務を課すという方向になっている。しかし、知財の分野では、そういうものを濫用して相手の営業秘密とかノウハウを引き出そうとする弊害もあるので、その辺はベトナムでは何か考え、あるいは検討されておりますかと、こういう質問だと思います。

【ドアン】 ありがとうございます。こう答えます。

実際の実務、この民事訴訟の事件の解決する実務上から、各関係機関・団体がこの事件を処理するための証拠提出に対していろいろと妨げるような実態が認められています。このように、十分に迅速に証拠を提出しない機関・団体が裁判機関に対して困難を与えています。実際、裁判所が権限機能のある機関に対して公文書で提供するように求めているも、遅延したりしてその回答が遅れたりしています。そのため、当事者の証拠提出の権利と義務も、その権利の実現もまた困難に、より困難に直面するようになっています。ベトナムの国家としては、この事件

解決に関する証拠を保持している各機関に対して十分に適時に証拠を提出する義務の規定を考えていて、またこの提出義務の履行に関しても、その機関・団体が法律の下で責任を負わせることも考えています。この事件処理が正確で公開的で透明性のあるものにしたいからです。それに対して、現行の民事訴訟法典の中には、具体的なこの義務不履行に対する責任を規定するものは、まだ存在していません。やはり裁判所の請求に基づいて、事件と関係する証拠の提出義務の履行の不履行に対する、その機関の責任を規定することを考えています。しかし、我々も当事者がこの規定を利用して、自らの義務を履行しないことを回避することも考えています。現行法では、証拠提出並びに証明は、各当事者の義務であるという規定も既に存在しています。当事者が保持していない証拠で、自ら証拠を提出するのに困難である場合に限り、裁判所が彼らを助けたりすることになっています。つまり裁判所は、必要が認められる場合に限り干渉することになります。その合法的な権利、利益を保護するための証拠提出証明の義務は、相変わらず当事者に属しています。また、ベトナムの法律規定に基づく、裁判所は相変わらず、自らの判決に対して責任を負うことになっています。具体的な事件を処理する際、事件の事実を探求するために、裁判官としては法律の規定を正確に適用する責任を持ち、そして判決を下す責任があります。当事者が裁判所に頼ってその規定などを濫用し、裁判所に頼って自分の義務を果たさない規定なども設けています。

質問ありがとうございます。

【小野】 一言つけ加えますと、知財訴訟というか、知的財産の問題と聞きましたので、ベトナムのような非常に活力ある国いうところか、ラオスでも、もう知財は考えられるんですよ。というのは、そこへGMが出したときには、対抗する者としてトヨタは、やはりそこへ特許出さないかんですよ。だから、国民からいうたら空中戦です。そんなに親切の国だっ

たら、日本で立証できないことをベトナムで出して、相手はGMかトヨタなんですね。それで片一方がタケダが出したら、SKFなんかこう、特許、対等のあれを出したり、国民と関係ないところで知財の訴訟が行われていると思うんですよ。その制度の反対の、そのケースの反対のそれが、要するにトヨタの申請だったら反対のGMはどう考えているかを考えないと、という事情があるので、そんなに親切な国だったら、日本で立証できないことはベトナムへ出して、どんどん命令してもうて、そこで得た証拠を日本を出して立証責任、日本での、立証責任を果たすというア・フィッシングイクスペンディステアとかいうんですけれども、それがぽつと頭にくるからね、反対の方の利益は誰だろう。申立てが出たら片付けないかんような法制になっているのか、民訴の法制、ここには中心になられた、規制を作られた方があるんですから、そういう社会主義的な特質があるんだったら——それは知っておられるはずですよ。いや、ベトナムはやっぱり日本の举证責任と一緒だとか、いや違うんだと。だから日本で立証できないことは、ベトナムで出したり、他の国で出したらそこで強攻的に命令してくれるんだったら。外からは分かりませんですから。トヨタが出してきた訴訟が、魚釣りフィッシングの魚釣りなのか、それで普通の正当な申し出か分かりませんからね。そこで命令出して、事実を引き出してくれたら、もう事実は世界共通ですからね。もうそれを立証責任果たすために使いますけれどもね。

【山下】 要するに知財の関係というのはグローバル化してますので、どこでも、どの裁判所を使うかということになってくる場合があるということです。日本でできないことが他のところではできる場合がありますので、そういう場面もあるということを念頭において法律を整備していただきたいと、こういうことですね。

【クオン（ハノイ）】 今、先生が御質問した場合には、裁判所が各関係機関に対して証拠提出を命ず

ることで、その規定を濫用して、当事者がその規定を濫用したりするおそれがあるような質問がありますけれども、それ、御心配なく。あくまでも当事者が申し立てて、当事者が請求して、当事者がその証拠を保持している機関から取り寄せられない場合に限って、裁判所がそのような証拠の提出を請求するだけに限っているのです、心配、ドアンさんも説明しているように、その心配はないでしょうし、また知財関係とか事業の機密事項とかに関しても、やはりこういう機密な事項に関しては、その機密性が保たれるべきであるという、確かにベトナムの法律ではまだ十分な秘密である証拠の規定は十分ではないのです、今回の日本への調査団研究団から日本の民訴法に規定しているような規定をまねて、例えば知財関係とか経営の秘密だとかが秘密の証拠でありまして、裁判官、当事者に限られて開示され、当事者、裁判所がそれを公開する場合に何らか制裁を受けるような措置が考えられると思います。

【ドアン】 今のところ、ベトナムの刑事訴訟、民事訴訟とも、例えば国家とか身分関係、職務関係の秘密証拠は秘密に保障され、あるいは裁判も非公開で行われる規定があります。今、ゴ・クオンさんのコメントを引き継いで、私も今後ゴ・クオンさんのコメントで、民事訴訟法典の中の事業の秘密、または知的所有権の秘密などに関する規定の方向の改正を考えたいと思います。

どうも、御質問ありがとうございました。

【司会（江藤）】 はい、皆様どうもありがとうございます。

それでは、これをもちまして午前の部を終了させていただきます。

ヴァー・テー・ドアン様、どうもありがとうございました。（拍手）

（昼休憩）

【司会（江藤）】 午後の部を開始いたします。

まず、「法整備支援の評価と今後の課題」と題し

て、名古屋大学名誉教授の森嶋昭夫様より基調講演を頂きます。

森嶋先生は、日本における法整備支援の先駆者でありまして、ベトナムやカンボジアなどの法整備支援に大きく貢献されました。

森嶋先生よろしくお願ひいたします。

基調講演「法整備支援の評価と今後の課題」

名古屋大学名誉教授 森嶋昭夫

【森嶋】 森嶋でございます。

今日は、法整備支援連絡会に呼んでいただきまして講演をさせていただき、しかも基調講演ということだそうございまして、大変光栄に存じます。この後、法整備支援の評価についてパネルディスカッションがあるということでございまして、私の話はその基調となるべきお話をしろということでございまして、基調であるからといって雑ばくな話をしていいということにはならないのですけれども、法整備支援という事業の評価をする際に前提となるお話をさせていただきたいと思ひます。



基調講演 森嶋 昭夫氏

そこで、私の方から資料として、「法整備支援の評価と今後の課題」とタイトルをつけた資料をお配りしてございます。まず、日本は法整備支援をどういう目的でやっているかと称しているのかということが問題であります。その大きな目的に関しては、資料では、平成21年に出版した「法整備支援に関す

る基本方針」が囲みの中に入れてあります。そこには、これからお話することも含めて、一体こういうことでどんな問題があるのだろうかということ課題という形で書いてあります。

次に、日本の法整備支援は、政府援助の中で、いわゆる技術支援の一環として、プロジェクト方式という方式でやっていますが、プロジェクト方式の場合には、上位目標の下プロジェクト目標を掲げてやることになっております。そこで具体的に、どういうプロジェクト目標を掲げてやっているのかということが問題となります。これはこの間、名古屋大学で法整備支援に関する会議があったときに、JICAの佐藤さんがJICAの法整備支援の在り方でしたか、というお話をされた際に配られたレジュメの中で、このルールを整備支援とかエトセトラというのがプロジェクト目標となっていました。そういう目標は、実は基本方針の中にもうたわれていることでありまして、これがプロジェクトの目標だとすると、それを評価するとか、事前評価をする、あるいは中期で評価をする、終了時評価をする、事業評価をするというときに、法整備支援について、どういう問題があるのだろうか、というのが2ページであります。

そこで、今日配られた資料の中に金子教授の「法整備支援の評価について－有効性とインパクト－」というのがあり、ここにいわゆるPDMのサンプルが出ています。私はPDMの資料が今日出てくるとは思わなかったものですから、事前に問い合わせたところ、新JICA事業評価ガイドライン第1版というのがありました。これは資料も含めてかなり大部なんですけれども、ガイドラインの使用語は英語で満ち満ちておりまして、実質的な内容はないように思われます。抽象的かつ用語が英語なものですから、私が内容を理解できたかどうか分かりません。間違っているかもしれませんが、私の理解でこういうものを作りました。つまり、プロジェクトをどういうふうに押さえて現状把握をするのかと、その場合にそれが3ページの括弧のところにあります。それを

ログフレームとロジカル・フレームワークとに分けて、どのようなインジケータを作り、そのインジケータをどこから入れてくるかとか、外部条件との関係でどう評価するかという図があります。5ページのところに、評価をどういう視点で評価するのかということが示されています。これも一種のインジケータかもしれませんが。数量的ではありませんが、**relevance**とか**effectiveness**と、英語で書いてあります。あとの視点も何を基準にして評価をするのか良く分かりませんが、JICAのプロジェクト評価のガイドラインが出ていますので、資料として出しておきました。今日この後のパネルディスカッションではこういう言葉を皆さんがそれぞれの思いで違った内容でお話しになることと思います。

私の話は、第1には、JICAの法整備とは何かということであります。

2番目には、私自身が経験をしたJICAの法整備支援事業について、1996年に始めたベトナム、99年に始めたカンボジアにつきまして、細かいことは申しませんが、この二つの事業を例に挙げながら、法整備の評価をするという前提として、日本の法整備支援事業にはどういう問題があるのだろうかということを、簡単な事例研究として申し上げたいと思います。金子さんはベトナムの民訴法支援について精緻な事例研究をしておられますけれども、私の話は雑ばくなものであります。

そして、最後に結論とありますが、結論は5ページの課題のところに書いてあります。法整備支援では、3年間のプロジェクトで数量的な評価をすることはそう簡単にはできません。これからお話しするように、法整備支援プロジェクトについての評価をするのでしたら、個々のプロジェクトよりも前に法整備支援事業全体について、法整備とは一体何をすることかということについて、まず戦略をきちっと立て、そこから個々のプロジェクトへロードマップを下ろしてきて、数量的なものでなくても、個々のプロジェクトごとにきちっとした、インジケータでも何

でもいいんですけれども、具体的な目標を立てて進行していくべきで、評価するときには当初の計画とプロジェクト期間後の実績を対比すればよいのです。

先ほど名古屋大学の市橋さんとお話ししていて、ウズベキスタンの評価の場合には、教訓という評価項目の外にあるコメントが、きちっとウズベキスタンでの実績を理解し評価していたと言っておられましたけれども、教訓はPDMの中には入っていないのです。この「教訓」を教訓として、これから評価の仕方を考えていただければと思いますので、結論は5ページに書いてあるようなことになります。

そこで、まず、法整備支援とは何かということについてお話をいたします。この問題について、主に時間を使うつもりです。

法整備ということですが、法整備支援の場合の法の整備は、法の一般的な整備ではなく、法の継受、あるいは法の移植であります。日本は、既に経験しているわけですが、明治時代にヨーロッパ、戦後これに加えてアメリカの占領下でアメリカの制度を移植しているわけです。それは文化、社会の異なるところに、ローマ法以来のヨーロッパの文化の考え方を持ち込み、あるいはコモン・ローのもと発達した英米的なアングロサクソンの考え方のアメリカの制度を占領軍が移植をした。明治時代には日本がヨーロッパによる植民地化を避けるためにヨーロッパ法を入れてきていますが、これはいずれも間接的な外圧かあるいは直接的な外圧かの違いはあれ、外からの圧力の下で外国法の移植をしたわけであります。

他方で、これを法整備支援の場合は、日本とは異なる文化、社会を持つ外国へ、その国とは異なった国の法律制度を移植することを支援するわけでありますが、日本のように、自分の力で自分が、自分がといっても占領軍の下でやったときはちょっと違うかもしれませんが、移植をするのではなくて、それぞれの国が国家主権を維持しているところに、日本という国が出掛けていって、それぞれ

の国のお手伝いをするということでもあります。

そのような法整備支援が、今までどういうところ
でどのように行われていたかということですが、比
較的最近で第2次世界大戦後で一番有名なものに、
ロー・アンド・ディベロップメントというのがありま
す。ロー・アンド・ディベロップメント・ムーブメン
トというのがあります。法と開発運動というもので
す。これについてはいくつか書かれたものがあるの
で御存じだと思いますけれども、アフリカとか中南
米で植民地が独立し始めた1960年代に、アメリカは
これらの国々が、例えばキューバのようにソ連の影
響を受けることのないように、アメリカのいわゆる
民主主義システムを移植するために、ハーバードや
イエールのロースクールを出た連中を送り込んでア
メリカの法制度を入れようとしたわけです。

私は1968年に最初にハーバードロースクールに留
学をしたわけですが、そのときにナイジェリ
アなどで、ロー・アンド・ディベロップメントをやっ
て余り成功しなかった連中がぼつぼつ帰ってきたと
ころでした。そういう連中と話をして、アメリカと
いうのはこういうことをやっているのかということ
を知って、日本が戦後、アメリカによって、民主化
をやったプロセスもこういうことかと思いました。
ちょっと話がずれますけれども、私が研究者として
法律を勉強し始めた頃、川島武宜先生がロー・アン
ド・モダニゼーションという研究プロジェクトで、
アメリカの財団から助成金を受けたときに、日本の
左翼系の学者から袋だたきになって、川島先生のプ
ロジェクトが挫折したことがありますけれども、そ
れを思い出しながらその話を聞いておりました。そ
の後、73年に私が再びアメリカに行って、イエール
で研究したときにも、その後日本にも来ましたトル
ヴェックという若い研究者と会いました。彼もロ
ー・アンド・ディベロップメントをやっていて、その
とき私はビジティングフェローで行ったものではな
ら、彼らと一緒に研究会などでいろいろやってみ
ると、アメリカが自分の政治体制を持ち込むためにロ

ー・アンド・ディベロップメントをやってみたが、
それぞれの国の社会に根差していなかったために結
果的には失敗をしてしまい、逆に、独裁政権を育て
るようなことになってしまったということを知りま
した。私はアメリカでそういう経験をしたことと川
島先生のロー・アンド・モダニゼーションの話を伺
っていたことなどから、西欧の法の非西欧社会への
移植について関心を持ち、アジア財団というところ
から金をもらいまして、アフリカとかアジアを回っ
て、非西欧社会における西政法制度の継受というテ
ーマで論文を書きました。これは岩波の法社会学講
座の中に出ております。いくつかの国を回ってみ
ると、法の移植というのはいかに難しいものかと感
じました。これは日本の経験とともに、どこの国でも
感じることです。いくら西政法を入れてみても、社
会の実態に合わないとその法は機能しません。その
ことが、後にベトナムなどから頼まれて法整備支援
をするときに、どのような考え方で法整備支援の活
動をすべきかということの基礎になっております。
今まで余りこの話はしたはありませんでしたが、今
日は皆さんにこのことを是非考えていただきたいと
思います。JICAは、法整備支援を技術支援と位置づ
けてPDMという技術的評価方法を導入していますが、
これはテクニカルにはいいのかもしれませんが、
法整備をするときに、法整備ということが
単なる技術支援ではないということを、良く考えた
上でやっていただきたいと思います。

さて、話を戻しますが、その後、ソ連が崩壊した
後、90年代になりまして、今度は東欧を中心に市場
経済移行国に対して資金援助をする必要が出てき、
世銀や欧州開発銀行が大規模は金融支援を始めます。
その際のコンディショナリティーとして、担保法と
か、破産法などの法制度が必要となり、それを作る
ための支援をいたします。これは一般的法制度を作
ることを支援するというものではなく、世銀などは
金融機関ですから、金融資産の回収のための制度を
作ることになるわけです。例えば、カンボジアの土

地法がそうでありまして、アジア開発銀行(ADB)がお金を貸す際に貸した金を回収できないといけませんから、土地を登記させてそれを担保に取ります。しかし、ADBにとってはカンボジアの登記制度がどうなっているかなどはどうでも構わない。金を貸したところの土地について、土地のファイリングシステムを作らせて、そこだけきちっとファイリングで公示させる。そして、ファイリングがなければ土地取引はできないということにしているのですが、後に私がこれもちょっと後で時間があれば申しませうけれども、カンボジアには一般的には登記制度はありません。また、公証人も余りいないところで、土地法で登記を土地取引の要件としているのです。これでは、カンボジアで登記制度の整っていないほとんどの地域では土地取引ができないことになってしまいます。そこで、私は民法を作るときに、土地取引には必ずしも登記を必要としないよう土地法を変えることに、ADBと一緒に作業をしている世銀も説得するために、世銀に出掛けていって交渉したのですけれども、そういう問題がありました。

これに対しては、外側からいろいろな批判を受けましたけれども、法整備支援というのはそう簡単なものではない。それぞれが政策目的を持ってやってきています。それぞれの国がいろいろなポリティクスで働いている。その中で被支援国のためにどういふことをやっていくかが問題です。その国には、国家主権があり、国家体制があります。先ほどのベトナムの最高裁の方の話の中で、市場経済で市民のためにといふ話がありましたが、その枕詞に社会主義国家の利益のためにとかいうベトナムの国家体制の持つ制約がちゃんと付いています。ある国家が他の国家を支援するときには、その相手の国家の国家体制というものを前提にしなければなりません。民主主義ということだけでは通用しないことを最初から認識しておかないと、法整備支援事業に乗り出すことはやめた方がいいということを私は申し上げたいわけです。

先ほど60年代のロー・アンド・ディベロップメントでは、結果的にはアメリカ民主主義の移植が成功せず、かえって独裁政権を育成するようなことになりかねなかったということを申し上げました。それから、70年代には、法の一般的整備よりも、むしろ大規模融資の資金回収というその仕組みとの関係で、さまざまな個別の取引法が移植されました。知的所有権なども、知的所有権を持っている側の利益をどうやったら確保できるかということで移植されました。その後、80年代はあまり法整備支援は盛んでなかったように思われますが、2000年代近くになると、アメリカは、70年代から80年代を過ぎて経済はリバタリアンという極端に自由経済主義が強くなってきます。規制緩和を強めていくということは、行政法的な事前規制を外して事後規制とする、つまり裁判所が事後的に規制をすべきだということになります。行政は退くべきだということです。日本でもそのころになってきますと、小泉内閣の竹中平蔵などの規制緩和が始まるわけです。銀行もそうですし、会社などもそうですが。そこで世銀では、ウォルセンソンというアメリカ人が総裁になるのですけれども、彼のイニシアティブで世銀が、ルール・オブ・ローという考え方を、世銀の融資事業に関わりなく政策的に世界各国に広げようという運動を始めます。これはアメリカのリバタリアンの思想の下に進められた運動で、ルール・オブ・ローというのは、法の支配とここに書いてありますけれども、これは特殊な体制下の法の支配を意味しております。つまり裁判所による事後チェックという形で規制をするということであり、行政による事前チェックによらないリバタリアン的な規制緩和の思想を前提としたものであります。先ほどベトナムの民事訴訟法の整備は正にそれに当たるわけですが、あれは越米構造協議の中でアメリカが民事訴訟法を入れるということで、アメリカのベトナムにおける資本の投資を行政が権力的な事前規制をするのではなく自由な外資の活動を認めさせようとして裁判所による事後的規制に委ねる

ということなのです。実は、日本が90年代の終わりに、ベトナムと法整備支援の交渉をしたときに、ベトナムの最高裁から、必ずしも民事訴訟法ということではなかったのですがけれども、裁判所に対する支援も依頼されましたが、裁判所支援の優先順位は高くありませんでした。しかし、2000年の段階でなぜ出てきたかという、それは世銀のルール・オブ・ローの運動がそうであったように、世界各国でアメリカ資本がリバタリアンの思想の下にさまざまな投資条件を整えると同時に、問題があれば裁判所で事後的なチェックをすればいいのではないかと規制緩和を迫り、グローバル化を推進したからであります。

私は、だからだめだということを行っているわけではなくて、こういう経済や政治の論理が背景にあるということ、きちっと頭の中に入れておかなければならないということ、法整備支援を実施する場合には、こういうことをきちっと理解しておかないと、ドナー間の調整ということを考える場合でも、単に法律の条文や法律の体系のことだけ考えていたらだめなのです。法というのは、社会やその国の国家体制、そして政治の中で生まれて動いているものだということを忘れてはいけません。私の学生の時代には、法律というのは、社会の経済構造などに左右される片々たる上部構造でしかないと教えられていまして、資本論をまず読まなければ、法学部の学生が始まらないぐらいなことを言われていました。そこで、常にその国の歴史や社会、あるいは国家体制などを前提として、それぞれの国の法というものを見ようという癖があるので、このようなことを申し上げるわけです。

1996年にベトナムで私どもが法整備支援を始めたときには、まだアメリカは正式にベトナムと交渉がなく、そこでUNDP（国連開発計画）がアメリカの代わりにベトナムの経済発展支援に入ってきていたのですけれども、UNDPはベトナムの信用を得ていなかったの、フランスなど二国間支援がぼつぼつ

入っているところ、日本が割り込んで入って信用を得ることができる余地があったという行幸がありません。

繰り返しますけれども、法整備というのは、法の移植ですから、ODAとして法整備支援をするには相手方の国家体制、社会の現状、政治的な動き、それから外側のグローバルな動き、そういうものを前提として、日本の国力あるいは日本の政治状況の中で、相手の国に対してサポートするものだとこのことをここで申し上げておきたいと思えます。

では次に、日本がどのようにしてベトナムに対する法整備支援を始めたのかということをお話したいと思えます。

ベトナム法整備支援は1996年に始まりますが、私は1993年に学部長として名古屋大学法学部の用務でベトナムに参りました。細かいことは時間の関係で申し上げられませんが、その際司法省を訪問したところ、司法大臣から、当時起草していたベトナム民法典などの立法作業について、日本訪問中に日本の法務大臣に支援を依頼し、肯定的回答はもらったのだけれども、まだ法務省は何もやってくれないということでした。そこで、私は当時法制審議会の委員だったものですから、帰国して法務省に話をしたのですが、法務省というのは国内法をやるので、外国の支援まではやらないということでした。しかし、それでも法務省は外務省に話をつないでくれたところ、今度は外務省の方では、国際法はやるけれども国内法はやらないから法務省の方で民法典支援などはやってくれないかといって、再度法務省の方に送り返したようです。そこで、法務省は、この話を持ってきたのはおまえだからおまえがやれということで、私が、お金は外務省の国際交流基金で手当てしてもらって、民法起草支援に行くことになってしまいました。

私は、いくらリップサービスでも日本政府が支援するといった以上、やらないのは信義に関わると考えてハノイに参りましたが、外務省からの1回の派

遣では間に合わず、名古屋大学の研究費や私費を含めて3回ハノイに行き、毎回数日にわたり司法大臣や局長幹部と朝から夕刻まで英語の通訳を入れてびっしりと議論をしました。先ほど申しましたように、当時のベトナムに対しては、フランスも旧宗主国という前歴がありますからそう簡単に入れたい。アメリカは、まだ国交回復をしていなかったかと思えますけれども、そういう事情もあって、UNDPと、それからスウェーデンのSIDAが入っていたように思います。しかし、SIDAは実定法の支援には手をつけていませんでしたから、そこで日本が頼まれたわけです。それで、私は、先ほど申したようなことで、法整備支援を日本は日本の国益というような考えからするわけではないということをベトナム側に十分説明し、そのことは理解されたと思います。

JICAの法整備支援事業が始まる前のことですが、ベトナムの現状に合わせざるを得なかったいくつかの例を申し上げます。向こうは社会主義国ですから、例えば、所有権について言えば、全人民所有権という所有権など、幾つものカテゴリーの所有権が民法典の中にあります。これが近代所有権概念に当てはまらないことは百も承知で、法律家も分かっているのですけれども、党の中央に持っていきますと、所有権が一つなど何事だ、党の組織や軍に特別の所有権を認めるべきだと命令され、5種類でしたか、最初はもっとあったのですけれども、いくつもの種類の所有権を列挙することになりました。また、ベトナムでは、まだ計画経済の頃の考え方が抜け切れていないものですから、即時取得や無権代理などの善意の第三者保護制度などについては、真正な権利者の権利を取り上げて悪いやつから買った者を保護したり、権限超越した代理人と取引した者を保護したりするなど何事だということで、それが取引の安全に必要な制度だといっても、そんなもの党の中央に行ったらとても通用しませんということで、善意者保護制度は民法典に入っていない。

ここでいう上位目標としては、市場経済移行を支

援するということになります。それでは、プロジェクト目標はどうするかということになると、相手方はいろいろな要望を持っているわけですが、向こうは社会主義国家ですし、党の中央が党としての方針を持っているわけですから、こっちが上位目標にしたがって、あれですこれですと言っても向こうがそのまま受け入れるとは限りません。向こうからも、いろんな要望が出てきます。その中で結局、こっちが対応できるものでしかできないわけです。しかも、端的に言うと、1993年ベトナムから法整備支援要請があった当時、法務省でもほとんどの人が関心を持たず、学者は私と、あと一本釣りで「君やってよ」と言って個人的にやってくれる人ぐらかいない状態でした。他ではほとんどの金をくれるならやってもいいというような人しかいないという有様でした。ということでこちらのキャパシティはないに等しい。私が個人的に私費を投じながら民法典起草助言をし、ベトナム司法大臣が私のやり方を信頼するようになって、ベトナム政府が日本からの経済使節団が訪越した1995年に正式に法整備支援の要請をして、JICAのプロジェクトとして法整備支援事業を始めたのです。ですから、プロジェクト目標やアウトカムなど考えている暇もなく始まりました。そこで、最初は、ともかくいろいろな情報をこちらからベトナム側に提供するというようなことで、主として民商法関係の情報を提供し、できることから何でもするというので、手探りをしながらだんだんと成長をしていかざるを得ない状態でした。プロジェクトが始まった段階で、当時のJICAの現地専門家と派遣した武藤さんという弁護士に、土地利用権の実態調査などをしてもらいましたが、それでも外国人が社会調査に入るなど何事だとか、法律は国家機密に属するから余計なことをさせるなどか、司法省の内外からいろいろな横槍が入り、またJICAそのものからもなぜ社会調査をするのかという疑問も出されました。今はそんなことはないと思いますが、このような法と社会に関することを、

どのようにPDMだとか、ログフレームのなかで数量的に評価なさるのか。土木作業などの技術支援についての評価指標を法整備についてどのように適用されるのか、これはJICAの人に後で伺えたらと思います。

では、時間を急ぎますから、カンボジアに移ります。

カンボジアの法整備支援は1999年に始まりました。ベトナムが始まった97年でしたか、別の会議で私はプノンペンに行きました。その際に、今は亡くなった当時のカンボジアの司法大臣から民法典の起草を頼まれました。しかし、こちらのキャパシティがないときにやるわけにはいきません。他方で、カンボジアは、UNTACの後で市場経済移行期にあり、支援したい国や機関は山のようにあるわけです。しかし、カンボジアの司法大臣は、日本のやり方についてベトナムからの話だとか、それから私の会議での発言を聞かれて、ぜひ日本のやり方で民法典を作りたいという強い要望でした。確かにいろいろなところから法整備の支援がありまして、先ほど言いました土地の立法支援もありましたが、カンボジア人の利益ではなく、例えば、ADBの担保確保であったり、自分の国の法体系を移植するために立法支援をするものですから、カンボジアの人たちは非常に心配をしていました。フランスの刑法、刑事訴訟法支援の場合には、1年で起草するといってフランス語の草案を持ってきて、3日間フランス人がフランス語で講義をして帰ったが、司法省内でフランス語が理解できる者は2、3人しかおらず、クメール語に翻訳できずにカンボジアの法律としてはどうしようもなかったという経緯もあります。

そこで帰国後、JICAの支援決定を受け、カンボジア側と支援方針について交渉しました。カンボジアの内務大臣を始め、関係各省庁とも全部話をしました。何にプライオリティーがあるかというようなことについてもお話して、別に私が民法だから民法をやるといったわけではなく、多くの省庁の要請の

中から司法省の第一の要請であった民法をやるということにまず決めました。そして、そのときに日本の支援方針を説明するとともに、起草はクメール語でやると申しました。向こうは1年でやってくれと言ったのですけれども、1年ではできないといいました。カンボジア社会の実情を踏まえながらカンボジア側と議論してクメール語で起草すれば3年はかかると言ったのですけれども、結局は6年、6年でも最後までできなかったのですが、結局6年かかっています。それでは、JICAの技術支援評価で有効性とかインパクトというときに、6年も法典ができてこないのはどのように評価するのでしょうか。

そのうちに民事訴訟法の起草もやってくれという要請が出てきまして、これは竹下さんをお願いをしてやってもらうことにしました。これはベトナムもそうなのですけれども、両方の国とも、裁判官の地位がとても低いのです。検察官は非常に権威が高く、司法省の役人よりも高い権限を持っていますが、カンボジアの最高裁の裁判官は人事権も持っていません。裁判官は法律の解釈権もないことになっており、法律はそのまま適用しろという、ちょっと変なのですけれども、法律の解釈をできないことになっています。それでは、何をやるのかというと、事実を認定するだけなのですが、それでは、事実を見てどうするかというと、事実認定をして、それを法律に当てはめて結論を出す判断過程を判決書に書いて当事者に示すべきなのですが、実はほとんどのカンボジアの裁判官はポルポト後に正規の法学教育を受けておらず、判決書を書けないのです。

そこで、カンボジアで民法や民訴法を作ったとしても、裁判所が全然だめだとしたら、民法や民訴法は実際には働かないので、裁判官を今のうちに養成しておかなければということもあって、竹下教授ともお話をし、法律を作る過程で裁判官とか、司法省の若い人たちと一緒に議論をしながら、起草作業をしようではないかということにしました。民法・民訴それぞれの部会で日本からカンボジアに

学者を派遣したり、カンボジアから起草グループを日本に招いたりしながら、作業を進めました。最初は議論にもなりませんでしたが、議論をしながらそういう形で人材を育成するというか、法律的な物の考え方をしてもらおうとともに、カンボジアの社会の実情と乖離しない内容の法律を起草することに努めました。後になって、裁判官養成そのものをプロジェクトの一部としてやってくれと言われていたけれども。

このような形で、その国の裁判所の実情や裁判官の能力を考慮しながら何をどのようにやるかということを決めていかなければうまくいかないと思います。そのためには、関係各省庁ともしっかり話し合いをしながら、事前の調査を十分におこなう必要があります。今日のテーマはプロジェクト評価ということになっていますけれども、そもそも法整備については、それぞれの対象国に何のためにその国とは異なる法体系や法律を移植するのか、その移植をすることがその国にとってどういう意味を持っているのか、法移植の目的を達成するにはどのような方法が効果的かということについて、それぞれの国の実情に応じてきちとした戦略的な検討がなされる必要があります。JICAでは、このような法整備支援についての戦略的検討を余りしていないのではないかと、私は懸念しています。

法整備の全体についてのJICAの戦略性がはっきりしていない段階で、最近、いくつかのプロジェクトが、ある国で誰かが何かの事情があって頼まれたからということで、JICAが引き受けて実施されているようです。モンゴルがそうだとは言いませんけれども、例えば、私は昨年モンゴルに参りましたが、モンゴルでは現在、緊急にシリアスな法律上の問題が幾つもあります。これらは現在行われているJICAのプロジェクトの中に入っておりません。

まず、プロジェクト評価の前に法整備支援の全体についての戦略というものをきちと立てて、その下で個々のプロジェクトについての具体的な戦略的

目標と戦略やロードマップを位置づけ、そして、その上でそれぞれの具体的な戦略ないし計画との関係あるいは対比においてプロジェクトの評価をすべきです。その場合に、先ほど言いましたように、土木工事のような単なる技術支援プロジェクトに対する評価とは違う評価方法を考えておかなければならないのではないのでしょうか。PDMそのものが悪いというわけではありませんけれども、PDMについていろいろな点の修正をしなければならないのではないかと思います。是非この後のパネルディスカッションで、金子さんだけが出しておられますけれども、他の方も含めて、PDMをそのまま法整備支援プロジェクト評価に使うことについていろいろと疑問をお感じになっておられると思うのですが、評価方法としてこれだけでは十分ではないということを、是非今日をスタートにして検討していただきたいと思います。そのことが、各国で評価されている日本の法整備支援事業をさらに発展させていくきっかけになると思います。何か御質問でもあればお答えをいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

質疑応答

【司会（江藤）】 森寫先生、どうもありがとうございました。ずっとお話をお聞きしたいんですが、時間の制約がありまして申し訳ございませんでした。

それでは、会場の皆様から森寫先生への御質問を受け付けいたします。挙手をして御発言をください。お願いいたします。

大阪会場では特にございませんか。お願いいたします。

【山下】 森寫先生の気迫に押されて、誰も質問しないようですので、1点質問いたします。

戦略というのは昔から良く言われておるんですけども、森寫先生が始めたときというか、今でもそうですが、森寫先生の頭の中にある戦略というのは、市場経済化支援ということになるのでしょうか。そ

れとも、もっと別なことになるのでしょうか。

【森寫】 いえ、別に、私が先ほど言いましたように、ベトナムのときと、それからカンボジアのときの状況の下では、そうであったということです。ですから、国によっては十分に調査をして、相手の国が、極端なことを言えば人権の問題であるとか、あるいは憲法改正について日本は憲法9条を死守しているけれども、そういう憲法を是非作りたいという国があって、憲法改正支援をやるというなら、それは「上位目標」から言うところには民主主義というような形で入っています。私は普遍的な価値なんてあるとは思っていませんけれども、皆さんの中でマイケル・サンデルのジャスティスをお聞きになったと思いますけれども、ジャスティスだっているいろいろなものがあり、普遍的価値などというものがある何か実ははっきりしませんが、それはさておき、こういう要請が出てきて、それが日本の対外支援の「上位目標」から見て、整合性がとれ、日本政府としてやってもいいということであれば、やる能力がある限りでやっつけていいのではないかというふうに思います。たまたま私はベトナムとカンボジアの二つの例についてお話ししましたが、そのときにはそうであったということです。

【山下】 ありがとうございます。

【司会（江藤）】 ありがとうございます。

では、松尾先生お願いします。

【松尾】 慶應大学の松尾です。森寫先生、今日はお話をどうもありがとうございました。ふだん、本を読んでもお聞きできないような話題も含まれていて、非常に興味深かったのですが、森寫先生が先ほど特に1980年代からリバタリアニズムの影響が非常にアメリカでは非常に強くなってきて、そういう影響の中で世銀のウォルフエンソンがルール・オブ・ロープロジェクトの推進をしてきたという点は、大変興味を引かれました。また、その背景として、裁判所による事後チェックシステムを作っていくということは、政府は余りそれ以前には介入しないタイ

プの法システムを作っていくべきだという方針が打ち立てられてきたという点、その影響が今でも非常に強いように私も感じているのですが、それについて森寫先生のお考えを是非お聞きしたいと思ったわけです。今、これは山下さんが御質問された戦略と、日本の法整備支援の戦略ということにも関わる問題だと理解しています。

最近、ウォルフエンソンの考えているようなルール・オブ・ロープロジェクトと非常に親近性を持つ、それをサポートするような戦略、すなわち、英米系の法システムの方が大陸法、特にフランスをベースにした大陸法よりも優れており、パフォーマンスの上でも実証されているのだというような研究が、ハーバードの経済学者、俗にいわゆるLLSVという頭文字をとって呼ばれるグループが、1997年以降立て続けに研究発表しまして、150ぐらいの国のいろいろなデータをとって、英米法系の国の方が大陸法系よりも相対的には優れているということをいろんな局面で実証しようという研究があります。それに対して法律学者は余り対応してこなかったように思うのですが、比較法学の観点から、五十嵐清先生が最近お書きになった『比較法ハンドブック』の中でその考えを取り上げて、かなり詳しく分析されています。他方、法体系間の相違や優劣はそう簡単に数値化ができないから、やや一方的な議論だというような受け取り方を、割合と法と開発の学者たちはしていたようにも思うのです。しかし、良く考えてみますと、英米法系と大陸法系というのは非常に長い歴史をそれぞれ持っていて、その法的な伝統には何らかの条件の下で発展に通じるようなそれぞれの法システムの特徴というのがあって、ある条件の下では、そのシステムが非常に生きてくるというようなこともあるかもしれませんが、それは学問的にもフォローする価値のある論点ではないかというふうに感じているのです。いろんな批判を受けてLLSVグループも2008年ぐらいからやや基調を変えて、ある条件の下では、特に急速な発展とか、あるいは社会不安が

あったような状況の下では、大陸法的なシステム、とくに政府があらかじめルールを作って、それによってコントロールしていくというシステムも意味を持つかも知れないというような、やや見解の修正もあるように思うのです。そういうものを見ていて、日本の法整備支援の基本戦略を立てるときに、どういうスタンスを持っていったらいいのかということについて、森寫先生のお考えを是非お聞かせいただければと思います。

【森寫】 世銀がセントピーターズバーグでルール・オブ・ローのセミナーをやったときに、私はJICAに対して日本も出席すべきだと言ったのですが、最初はJICAは出席することに消極的でした。結局出席し、世銀の担当者たちとも話し合いました。そのときにコウさんという中国系の人が世銀の法務担当の副総裁でしたか、彼は日本の立場を良く理解してくれました。私は民訴の整備によって裁判所を人々にとって使いやすいものにするという、そのこと自身はやるべきことだと思っていますが、そのことと、世銀が進めようとしたルール・オブ・ローというのは違う話だと思います。コウさんはハーバードの出身で大変優秀な法律家で、彼と個人的に1時間以上話をしたのですが、彼は日本にもいたことがあると言っており、大陸法系の理解がありました。アメリカと大陸法の違いについても十分理解してくれました。松尾さんがおっしゃるように、アメリカと日本のような国とでは、例えば訴える人のメンタリティーとか、裁判所そのものが違いますし、それから裁判官の訓練の仕方、特にアメリカの場合は裁判官はポリティカル・アポイントメントが多いのですが、それぞれの国でいろんな条件の違いがあります。松尾さんのおっしゃったことについて、直ちにコメントできませんが、少なくとも英米法系が大陸法系より優れているという結論は社会科学的ではないと思います。

世銀がやろうとしたのは、要するにセントピーターズパークの会議に出てきたアフリカとかアジアの

国々にアメリカ型の裁判所を入れようとしたのです。最近、USAID（米国のJICAに当たる機関）がアメリカ型のADR（和解）などを入れるべきだということでタイ、インドネシア、インドなどの国を支援しています。そのプロジェクトにオーストラリアも一緒に乗っかってやっていますけれども、アメリカやオーストラリア型のコンフリクト・リゾリューション方式を入れようとしています。なぜかという、投資する際に非常に便利だからなのです、自分の国の弁護士が行って自分の国の方式が使えるからです。このことと、その国の一般人にとって裁判所の使い勝手の良くなることとは全然話が別なので、私は「ルール・オブ・ロー」とは切り離して考えるべきだと思います。私は、市民にとっては、民事であれ、刑事であれ、まず法律がきちっと整備されて、それが使えるようになっているというのは大事なことだと思います。その意味で、私は日本の司法改革が簡易裁判所を減らして裁判所へのアクセスを厳しくしているのはおかしいと批判しています。他方で、日本の民訴は改正されて、三ヶ月先生にどうだ、民法は改正しないのに民訴は改正したぞと威張られたことがありますけれども、やはり、民法は早急に改正すべきだと考えています。話が少しずれましたが、単にルール・オブ・ローという言葉に乗っかって無批判に外国の考え方に従うのではなく、日本の経験に基づいて自分の考え方をつくっていくべきだと思います。

【松尾】 どうもありがとうございました。

【司会（江藤）】 よろしいでしょうか。

それでは、東京会場の方に質問を移らせていただきます。

東京会場で森寫先生への御質問はありますでしょうか。

【上柳（東京）】 どうもありがとうございます。なるべく短くします。

お久しぶりに森寫先生の批判的なあるいは全体像を見据えたお話をうかがって、やはりこういう良心

がこれまでの日本の法整備支援を支えてきたんだな
と思いました。腐敗のない司法であるとか、あるいは
国民の正義のシステム、アクセス・トゥ・ジャス
ティスへの問題とかというのが評価の指標としても
大事なように思っています。カンボジアの民法の最
初の調査のときなんかでもそういうお話をしながら、
例えばその基盤として民法を整備しようよという話
をさせてもらったような記憶があるんですが、そう
いう観点から見て、特に腐敗のない司法を、それこ
そ日本のようなものをよその国に移植するというの
かはなかなか難しいのでしょうか。あるいはそうい
うものを評価指標に立てるとするのは時期尚早なん
でしょうか。20年近くこの法整備が進んできた中で、
森嶋先生がどういうふうにお感じになっているか、
伺いたくて質問しました。

【森嶋】 ありがとうございます。

これは司法の問題だけではなくて、腐敗というの
をどう考えるかということなのですが、腐敗問題は
ヨーロッパ人がよく指摘します。それでベトナムの
人などとお話ししますと、基本的には公務員の給料
が安過ぎるのです。これは中国もそうなのですが、
最近では中国、一部の公務員は大変高給取りにな
っているんですが、そこでヨーロッパの見方から
言うとならなくなるのですが、給料が
安い公務員にとっては、一定の金を受け取るのは一
種のコミッションという感じで、もともと慣習的に
は、みんなのためにやっているのだから手数料をよ
こせという発想もあるように彼らは話をします。で
すから、普遍的な価値が何かということについては、
先ほど話が出てきましたけれども、ベトナムに何回
も行っていると、これは森永さんなどから伺うとい
いと思いますが、この問題を解決する一番早い方法
は、やはり公務員を食えるようにすることです。ベ
トナムでは普通の公務員給与は必要な生活費の半分
以下ではないでしょうか。皆共稼ぎをして、かつ内
職をしなければ食べていけないようです。日本の公
務員の給料は今は高いようですが、給料が安い時代

にも廉直だったり、判事が餓死しても頑張ったとい
う美談がありますが、日本人はちょっと特殊だと思
うのです。普遍的な価値を共有していないと思うん
ですよ、その意味では。汚職の問題というのは確か
にありますけれども、党の幹部や高級官僚の高額の
賄賂という、日本の政治家の場合と同じような特別
な例は別として、やはり基本的には公務員の給与体
系などの問題で、それをそのままにしておいて、単
に汚職をどうするかということだけを議論してい
たのでは問題の解決にならないと思います。私は汚
職がいいとは決して思いませんけれども、いろんな
問題を総体的に見るようにしないと、ある一つの座
標軸から物を言い、しかもさっきも言いましたけれ
ども、ブライバリーという言葉でレッテルを張ると
いうのは、良くないのではないかとこのように思っ
ています。

あるいは私の見方に少し偏見があるかもしれませ
んけれども、このところ地球温暖化問題などの国際
交渉の会議に出ていますと、各国の代表は本当に地
球環境を考えているのか、それとも自国が損をしな
いためだけに交渉をしているのか分からなくなっ
てきます。持続可能な、などと、彼らはもっと思い
言葉を使って、自国の利益をジャスティファイし
ているだけではないかと思われま。今の御質問の
答えにはならないのですが、どうも汚職の議
論を聞くたびに欧米の人たちは自分の方は高みに立
って、実際に非常に苦勞をしながら一生懸命やっ
ている途上国の貧しい官吏の人たちを押しなべて、あ
いつらはだめだとか言っているような気がしてなら
ないんですけれども、森永さん、ずっと暮らしてお
られてどうお感じになりましたか。

【森永】 最近大分良くなってきた、やっぱり給料
が良くなってきたからですが、大型の汚職が増
えているという傾向は。それはまた別の傾
向ですね。

【森嶋】 これは日本だって田中角栄以来、政治家
の収賄がありますね。それから今では、政治資金と

か何とかありますね。ああいうのは、汚職と名がつかないですかね。お答えになったでしょうか。

【上柳（東京）】 ありがとうございます。

【司会（江藤）】 よろしいでしょうか。

それでは、お時間になりましたので、これで終了させていただきます。森寫先生、どうもありがとうございました。

【森寫】 どうもありがとうございました。（拍手）

活動報告

一橋大学大学院教授

日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長

矢吹公敏

公正取引委員会事務総局官房国際課企画官

中里 浩

特許庁国際課地域政策室課長補佐

山崎 亨

法務総合研究所国際協力部教官

松原禎夫

【司会（江藤）】 それでは、それぞれの機関において法整備支援に携わっておられる方々から、実際の法整備支援活動についての御報告をしていただきます。

なお、質疑応答ですが、基本的には全ての御報告が終わった後に行います。しかし、最初の報告者の矢吹様は所用のため、報告終了後に退出されますので、矢吹様のみ報告終了後の質問を受け付けさせていただきます。

それでは、一橋大学大学院教授、日弁連国際交流委員会副委員長の矢吹公敏様から日弁連での法整備活動についての御報告をお願いいたします。

【矢吹】 今、御紹介いただきました日本弁護士連合会国際交流委員会の中に国際司法支援センターというセンターがありまして、そのセンター長をしています矢吹でございます。

自分の実務的な専門は独禁法ですので、次の中里さんのお話は非常に興味があるし、私もフィリピンに行かせていただいたこともあるのでお聞きしたい

んですが、大変申し訳ありません、どうしても夕刻東京にいなければいけないということで中座させていただきます。



日本弁護士連合会 矢吹公敏氏

本日は活動報告ということですので、お手元の資料を3点用意しました。昨年度1年の活動報告を中心にさせていただいて、その他に日弁連基本方針というものを策定しまして、このミッションに基づいて法整備支援をしているところであります。したがって、私たちの日弁連の活動の自己評価ということからしますと、NGOである私たちの自己評価はこの基本方針、それから解釈指針に沿った活動をしているか、それが実現できているのかというところに評価の基本を置いているところであります。それと、カンボジアの弁護士会、これが昨年6月に終了しまして、その報告書の抜粋をお持ちしました。

まず、2010年度の活動歴でありますけれども、一番大きいところは中盤に書いてありますカンボジアの弁護士会プロジェクトです。これは2002年からカンボジアの弁護士会を支援したプロジェクトですが、これが終了しました。プロジェクトが終了したということは、私たちにとっては非常に大きいことでありまして、この話を今日はある意味では中心にさせていただきたいと思います。その他、昨年はカンボジア、ベトナムの弁護士会を中心とした研修事業をJICAから委託を受けました。また現在もモンゴルの和解手続、和解ADRの研修の受託をして、今現在

研修中であられます。それから、毎年何回か司法支援セミナーをしまして、昨年は3月に世界銀行の国際司法支援活動について、世界銀行の元ジェネラル・カウンシルに来ていただいて実施し、またカンボジアプロジェクト終了報告会をいたしました。

また、宣伝でありますけれども、2月8日に、次のセミナーをすることになっていまして、これは研究者、実務家それぞれの立場から見た国際司法支援という題目でします。実は非常に地味ではありますが、私どもこれまでの15年を見ましたときに、日本の一つの法整備支援モデルの特徴として、研究者と実務家の方が非常にいい協力関係を結んでいるのではないかという認識でおります。本邦の作業部会では研究者の方を中心として、実務家も参加をして、また現地では法総研の教官、それから弁護士 of 長期専門家らが活動し、共同して長いプロジェクトを実施しているという点が、実は日本の法整備支援モデルの一つの特徴ではないかと思えます。ここに焦点を当てましてセミナーを開催させていただきます。是非御興味のある方は来ていただければと思います。

それから、その他日弁連はアジアの司法アクセスをテーマとした司法アクセスネットワークの発起会がありまして、本年度はブリスベンで13か国が参加しまして、法秩序を中心とした司法アクセスの問題について情報交換、意見交換をしました。その他ILAC、インターナショナル・リーガル・アシスタンス・コンソーシアム、これは平和構築の世界の法曹団体ですけれども、ここの理事会メンバーとして参加しています。日弁連は、過去にイラクの弁護士の方のトレーニングをJICAの協力を得て実施したところでもあります。これは全般昨年度の活動報告にありましたけれども、一つ、この日弁連の基本方針に従って法整備支援をしており、その中でやはり弁護士のミッションである社会正義の実現、基本的人権の保障及び恒久平和主義を基にした法の支配という点を念頭に置いて基本的な理念としています。

法の支配というものについては、森島先生がおつ

しゃったように、非常に外延、それからその定義が多様化していますので、それについても解釈指針で検討させていただいているところであります。その他、今回書かせていただいたのは、市民の自立支援、それからカウンターパートの協働、フォローアップの実施、これは基本方針の中に書いてあることですが、私ども終了したカンボジア弁護士会のプロジェクトの、フォローアップをこれからしていきたいというふうに考えています。そのときの視点として市民の自立支援の程度です。最終的な受益者である市民の立場に立って、この支援がどうだったのかということを検証していくことを今後していきたいというふうに考えています。

カンボジアの弁護士会のプロジェクトにつきましては、前々から御報告していますので、簡単に触れさせていただきますと、これは開発パートナー事業から考えると、8年継続してきたプロジェクトでありまして、当時、停止していた弁護士養成校を再度立ち上げて、弁護士養成をする。それと弁護士の継続教育、そして法律扶助、ジェンダー問題と、この4本柱で実施してきました。2007年からは養成校支援と弁護士継続教育です。特に日本が支援を実施している民法、民事訴訟法の普及活動に参加をするということをしていただきました。

実際に、その結果、終わった時点で350名の新しい弁護士が養成されて社会で活動しているということになります。実施前は登録で120名ぐらいから現在600名以上の弁護士がいるということが一つの成果ではなかったかと思えます。また、民事訴訟法の普及活動、これは毎回、年に四、五回セミナーをした結果、参加をして来られる方の理解度が非常に進んだということを実感したところでもあります。また、神木長期専門家でワーキングチームを現地で組成し、そのワーキングチームからこの弁護士養成校の教員にもなるということに努力しました。教員教育も若干ではありますが、歩を進めたこととなります。

もう一つの成果としては、この8年のプロジェク

トを通じて、日弁連の司法支援に参加をする若手を中心とした方が非常に増えているということであり、また、今現在、弁護士の長期専門家で、中国、モンゴル、ベトナム、カンボジア、ラオス、ネパールと、この国に長期専門家で派遣されていますが、最近では5名程度の応募があるということで、これを見ても法整備支援がかなり弁護士の中で認知されてきたのではないかとこのように思っています。

さて、このカンボジアプロジェクトの振り返りということで、若干の自己評価をさせていただきますと、プロジェクト目標は達成できたかということですが、確かに弁護士人口は増加しました。120名といっても実は80名ぐらいですから、それを500名以上が弁護士として市民のために仕事をしているということは、数値的には伸びていると思いません。しかし、その人たちが多くはプノンペン周辺にいるといったような、なかなか地方の方にその弁護士のサービスが回っていかないということは解消できていません。また、裁判制度そのものが、まだまだ脆弱な中で、弁護士の数が増えただけで法の支配の実現の方向に強く向かっているというわけではないのではないかというように思っています。最近、現地に行かれた佐藤安信東大教授にお聞きしますと、やはり土地問題は相変わらず問題化していて、土地の権利書の偽造、これを糾弾した弁護士、市民団体が名誉棄損で訴えられるという事件もあるようです。また、その糾弾した企業から弁護士が100万円程度の損害賠償請求をされるという事案もあります。これが実は、そういった訴訟を行わせない手段として利用されているようです。ですから、裁判制度ができてやはりその中身がなかなか良くなければ、この根本は解決しないということの一つの例ではないかというふうに思っています。ですから、民法、民事訴訟法を是非普及をしていきたいと思ったり、民法が施行されて、これが10年、20年と、現地の人々がそれを改正することによって現地化していくということを長い目で見ていきたいというように思っ

ています。

弁護士の自立支援、これですけれども、結局私どものプロジェクトが終了すると、弁護士養成校は閉めなければいけないということで、随分、現地弁護士会からクレームを受けたわけですが、プロジェクトが終わってみても相変わらず養成校は継続をしています。彼らは彼らでいろいろ考えた結果、学費を取って運営し始めました。44名の新生1人1,800ドル、これがいいとは決して思いませんが、それを取ることで、自分で学校を運営し、これまでどおり日本が支援してきた運営方法に沿って運営してきているということを私たちはもう一度評価していきたいと思っています。

それから最後に、これまで支援協力という考え方がでしたが、次に交流を通じたお互いの情報交換、そして法の支配という一つの大きな目標に向かって協働していくという作業をしていくことが実は法整備支援、それから国際司法支援の次のステップアップではないかなというふうに思っています。

今日は評価ということなので、これは後のディスカッションに任せさせていただきたいというように思っています。ということで、時間があと二、三分しかございませんので、一つだけ評価について述べさせていただきます。評価には定性的な評価、定量的な評価があると思いますが、欧米を見ていると定量的な評価が多いのではないかと思います。テレビコマーシャルで人権に関するコマーシャルに何回出たとか、新聞とかテレビを毎日たくさんの人が見て、その数で評価するというカウンティングが非常にされているわけです。しかし、私どもは是非この定性的な評価、どういったことで市民の中で結果が息づいているのかということの評価をしていけるのかという点に重きを置いて検討していきたいと思っています。

以上、ちょっといつも早口なんですけれども、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

質疑応答

【司会（江藤）】 先生ありがとうございます。
それでは質問を受け付けさせていただきます。

まず、大阪会場から何か御質問ございますでしょうか。

【山下】 弁護士会のプロジェクトに関わる支援に関わった日本の弁護士さんがいると思うんですけども、その人たちが例えばアジアの現地に長期派遣に行くということは実際には生じていなくて、何かセミナーなんかで関心を持った人たちが候補者として上がってくるんですかね。それとも全く別のルートで上がってくるのか、先ほど5名ぐらい応募があったと。

【矢吹】 長期専門家ですか。

【山下】 はい。

【矢吹】 今、私どものこの国際司法支援センターに事務局がありまして、そこから今長期専門家として2名赴任しています。その経験が生きて、アプライをしていただいているという方がいます。それから、その他にプロジェクトに講師等で参加しておられた方です。もう一つは私ども国際司法支援弁護士登録制度とありまして、これを通じて四、五百名の弁護士に情報を流していますので、これを通じて応募してこられるというリソースだと思います。

【山下】 分かりました。じゃ、弁護士会の活動の成果は上がっているということですね。

【矢吹】 そういうことと言いたい、そう思います。

【司会（江藤）】 よろしいでしょうか。

それでは、東京会場の方に質問を回したいと思います。

東京会場から何か質問はありますか。

【河原（東京）】 質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

特にいらっしゃらないようです。

【司会（江藤）】 それでは、矢吹様どうもありがとうございました。（拍手）

続きまして、公正取引委員会官房国際課企画官、

中里浩様から御報告をお願いいたします。

中里様は平成7年、公正取引委員会採用となり、その後、公正取引委員会事務局審査局管理企画課企画室等で御活躍され、平成22年4月から現職に就かれております。本日は公正取引委員会における競争法、競争政策支援などについて御報告をいただきます。よろしくお願いいたします。

活動報告

【中里】 ただいま御紹介にあずかりました、公正取引委員会官房国際課企画官の中里でございます。技術支援の責任者をさせていただいております。恐らく公正取引委員会としてこのような場でお話をさせていただく初めての機会ではないかと思えます。是非ともこれから継続的に参加をさせていただければと思います。



公正取引委員会 中里 浩氏

本日の私のお話ですが、初めにお断りしておきますが、意見に係る部分につきましては、これは公正取引委員会を代表するものではなく、私の個人の責任に帰するものということをあらかじめ御了承いただきたいと思います。

まずは技術支援や競争法について、どのような目的で行っているのかという点を考えていきたいと思いますが（4ページ）、競争というものが、経済成長や国際競争力の強化に果たす役割というものを見捨てることはできないと考えております。そして、カルテルあるいは談合によって市場への新規参入あ

るいは競争が妨げられた場合には、企業にとってのデメリットは明らかなわけです。なおかつ、日本では市場の縮小、あるいは飽和状態と言われております。そこで、日本企業は積極的に、さまざまな形で海外の進出を図っております。これまでのコストの削減という形ではなく、ビジネスモデルあるいはインフラの整備という名の下に積極的に進出し、新たな形でのビジネス展開を図っているわけでありまして、そういった状況では、やはり進出先の国の競争法との接点も大変増えているのではないかと思います。したがって、競争法の基盤を整備することは、我が国企業にとって安心して投資をできる環境が整うということにつながっていくのではないかと考えられます。

競争法を運用している機関同士の意見交換は、これまで活発に行われてきておりますが、やはりトップレベルの会合だけでは不十分という点があります。例えば国際企業によるカルテル事件や、あるいは国際企業に対する企業結合等の行為に対する事件審査を通じて、競争当局同士で情報交換をしたり、連絡、協力をしなければいけないという機会が大変増えてきています。こうした活動を行うに当たって、顔の見える技術支援を通じて情報交換をしやすい雰囲気を作っておくということは、大変重要なことであると考えております。

さて、ここで競争法の導入の状況を見てみますと（5ページ）、実は一番最初に競争法が導入されたのはカナダでして、1889年に、そして翌年の1890年に米国が導入しております。そして、3番目に日本が導入し、続いてEU各国がそれぞれ競争法を設けるようになりました。そして、1990年代に入りまして、冷戦後のロシアやその周りの国々、また東欧が、そして2000年に入りまして東南アジア、そして最終的に中国が2008年に独禁法の施行を開始するといったような形で、1990年代以降、爆発的に競争法を導入する国が増えております。こうした経緯がありますので、国によって歴然とした運用の歴史

の差というものが生じております。この差を何とか埋めていかなければならないということで、競争法についての国際的な調和、これは運用面に限らず制度の枠組みも含めて調和を図る必要があるわけです。これを媒介するのがやはり技術支援であると我々は考えております。

さて、公正取引委員会による技術支援の枠組みは、大まかに分けて二つございます（7ページ）。一つはJICAを通じた支援の枠組み、そしてもう一つが国際的な機関を通じた支援の枠組みです。残念ながら、公正取引委員会には、技術支援に関する独自の予算がないという大きな問題がございます。そこで、我々としては外にあるリソースを可能な限り使っていこうという発想の下で、特に国際機関による技術支援の枠組みを重視しております。特に、APECやICNによる技術支援は日本が主導して行っているものですし、ASEANやOECD、特にOECDには韓国政策センターという組織がございますけれども、これらの組織から協力の要請があれば、きちんとこれに対応しております。

まず、伝統的なJICAを通じた支援の枠組みですけれども（8ページ）、途上国集団研修というものがございます。これは過去16年以上行われているものでございまして、既に48か国、延べ147名の研修生を受け入れております。今年も実施を予定しておりますが、講師につきましては、これまで公正取引委員会の職員や日本の競争法の学会の皆様だけではなく、例えば台湾や韓国の公正取引委員会、あるいはアメリカの連邦取引委員会からも講師を招きまして、それぞれの国々の枠組みや運用の実際のケースについてもお話をいただくというような形で実施しております。

もう一つ、JICAの枠組みによる支援といたしましては、集団研修の他に国別研修というものも行っております（9～11ページ）。特にここではベトナムを例に掲げておりますけれども、活動の一つとして長期専門家を派遣しており、現地でガイドラインの

作成等についてのコメントを行ったり、あるいは訪日研修のコーディネイト、又はベトナム国内でのセミナーの実施、現地の競争当局の中での研修の実施等の活動に従事しております。特にベトナムでは、昨年の8月にベトナムの競争当局の長官の指示により、長期専門家が中心となったJICAプロジェクトときちんとコラボレーションをした形で、法改正の特別チームが設けられており、先方の法改正の取組と、JICAの枠組みが連携する形できちんと機能しているのではないかと考えています。

それから、ベトナムに対する国別支援の中心となっているのが訪日研修ですが、これも座学一辺倒ではなく、できるだけ工夫をしております。例えば、昨年4月の研修では、事件審査のスキル向上ということで、実際に公正取引委員会の職場を企業に見立て、模擬立入検査を行いました。さらに、公正取引委員会の職員を企業の社員に見立て、模擬インタビューを行い、一連の公正取引委員会の審査手続を体験してもらうプログラムも組んでいます。

JICAの国別研修については、これ以外にも中国に対して既に10年間ほど行われておりまして、2009年でプロジェクトは終了しております。それ以外に現在進行中のものではインドネシアがあります。これも長期専門家を派遣して実施をしており、先ほど紹介したベトナムと大体同様のプログラムになっております。それからフィリピンにつきましては、今のところ現地におけるセミナーを中心とした国別研修を行ってきております。

次に、JICA以外の国際的な機関の枠組みを紹介いたします(12ページ)。これは、ICN(インターナショナル・コンペティション・ネットワーク)という組織なのですが、イツ・オール・コンペティション・オール・ザ・タイムというキャッチフレーズを掲げ、実体法や手続法の収れんを目的として、2001年に設立されたものです。常設の事務局を設置しておらず、現在、既に100か国、114当局が参加しております。実は、矢吹先生も、NGA(ノン・

ガバメンタル・アドバイザー)という形で参加をしておられます。現在、ICNにつきましては、委員長竹島が副議長として参加しており、副議長業務の一つとして、このICNで作成したマニュアルやガイドラインを普及させるプログラムを実施しております。公正取引委員会は、この活動に積極的に取り組んでおりまして、特にAISUP(アドボカシー・アンド・インプリメンテーション・サポート・プログラム)と呼ばれる枠組みの中で、ベトナム競争当局を対象とし、電話セミナーを大体月1回程度、現地と東京などを結んで行っております。現在行われておりますのが第3期のプログラムでして、先ほど紹介した法改正のプロジェクトチームとの関係で、合併の法改正を念頭に実施しております。

このような集団研修を始めとして、複数国を対象とする技術支援や特定国に対する技術支援についてのメリット、デメリットについて申し上げます(15ページ)。複数国に対する技術支援のメリットは、同時にいろいろな国々の方が文化、法制度というものを持って集まりますので、その中で自然と情報交換が行われ、相互理解が深まっていくという点があると思います。デメリットとしては、なかなか個別の国の支援のニーズに応えることができないという点がございまして。他方で、特定国に対する支援においては、ニーズに合った支援が可能なわけですけれども、公正取引委員会だけで予算や人員を割いて行っていくことは難しいという問題がありますので、複数国向けと個別国向けの支援を組み合わせるということが重要になります。

もう一つ、公正取引委員会の技術支援に関する活動として、東アジア競争政策トップレベル会合が挙げられます(17ページ)。これは2005年から委員長竹島が提唱して開始されたプロジェクトで、2005年以降、毎年必ず1回、約10か国以上の東アジアの当局のトップが集まり、主に技術支援に関するドナー間の調整について議論をしております。この会合は、昨年はソウルで開かれております。

東アジアトップレベル会合では、TAインベントリというものを作成しました（18ページ）。これは、東アジア地域において、過去に実施された技術支援実績のうち、主として日本、韓国、台湾がドナー国となっているものを、表の形でまとめたもので、約6年間分のデータの蓄積がございます。一つ一つの研修にどのぐらいの人数が参加をしているのか、どのぐらいの期間参加しているのか、あるいはその研修の内容がまとめられております。

TAインベントリが過去の実績を取りまとめているのに対し、将来どのような技術支援を実施するのかを取りまとめているのがTAカレンダーです（19ページ）。これも日本、韓国、台湾が主催をして行う支援について、それぞれの当局がTAカレンダーに書き込んでいくことで、大体どういう時期にどのような研修が行われるか事前に知ることができますので、日程の重複を避けることができるというメリットがございます。これらの枠組みには、今後、米国、それから豪州を加えていこうという試みをしているところです。

これから説明いたしますグラフ（20ページ）は、先ほど申しましたTAインベントリのデータを集計したものです。このグラフでは、それぞれのセミナー等を1回とカウントしています。このようにカウントをすると、被支援国を技術支援が活発に行われている国、そうでない国、それからなかなか進んでいない国の三つのカテゴリに分けることができます。もう一つ、次のグラフ（21ページ）は研修の規模を示したもので、研修の人数と日数を掛け合わせ数値化したものです。黄色の部分には2008年以降に行われた技術支援の部分です。これによれば、インドネシア、ベトナム、中国は、2008年以降活発に支援を受けているということが見えてきます。

最後に今後の方向性について説明いたします（26ページ）。現在、日、台、韓を中心として行われております支援に関するドナー間調整の枠組みに、米国、それから、豪州の競争当局も加えていこうとい

う取組を行っております。

それから、公正取引委員会は、既に景品表示法を消費者庁に移管しておりますので、消費者保護に関する研修の実施については台湾、韓国等、他の国々をお願いをしていかなければいけないと考えております。また、ASEAN全体といたしましては、2015年までに競争法を導入するという方針を公表しております。我が国としては、これまで伝統的に支援してきた中国に替えて、今後はASEANのような地域に重点を置いていかなければいけないと考えているところです。

これで終わります。ありがとうございました。

（拍手）

【司会（江藤）】 ありがとうございます。

続きまして、東京会場からになりますが、特許庁国際課地域政策室課長補佐、山崎亨様から御報告をお願いいたします。

山崎様は、昭和62年に特許庁に入庁され、JICA専門家としてフィリピン知財庁に駐在されるなど知財行政における国際協力に携わっておられます。

本日は、特許庁における途上国の人材育成支援等について報告をいただきます。山崎様よろしくお願ひいたします。

【山崎】 御丁寧な紹介ありがとうございました。特許庁の山崎でございます。



特許庁 山崎 亨氏

本日、お声掛けいただき、初めてこの連絡会に出

席させていただきました。

活動報告ということでございますが、これまで11回を重ねられてきた本連絡会への御出席の先生方及び関係者皆様の御関心事項について、不勉強ゆえ、まずは、今年の具体的活動を御紹介するというよりは、むしろ特許庁がどのような視点で、特にアジア地域途上国に向けて協力をしているかという点を中心に、施策の御紹介も兼ねて活動の御報告をさせていただきます。

お手元にお配りいたしました資料、右下に番号が振ってあります。これに従いながら御説明をさせていただきます。

まず、スライド1の資料でございますが、これはアジア地域における知財の基本的法律について、各国の条約加盟状況、または知財分野における基本法の整備状況を表したものです。この表から読み取れるのは、国際条約のところでマドプロとありますけれども、これは商標に関する国際手続の統一をうたっている条約でございます。この部分において、まだ未整備な国があるというのが分かります。他方、他の基幹的法律に関し、アジア地域の途上国においては、ほぼ整備されているということがこの表から分かると思います。現在、アジア地域途上国における加盟、整備状況は、このようになっております。

次にスライドの2番の資料は、特許庁がどのような課題を認識し、それら課題に対し、どのように取り組んでいるかを表した表です。表の縦軸は、例えば特許でありますと、特許の取得手続から権利行使に至る時系列での過程をカテゴライズし表しています。他方、横軸は、制度面と運用面についてカテゴライズし表したものです。それぞれのカテゴリーを見ていくと、各カテゴリーの中に個別課題が存在していて、それらへの対応を一口に法制度整備支援として、片付けられないと考えており、この表をもう少し分析をしてみますと各課題に対して、いろいろな場面で対策を講じなければならないということが分かります。現在、特許庁は、これら課題解決に向

け努力しているところでございます。法整備支援といえますと、まず法律の導入と起草、制度運用確立、人材育成も含めた組織強化という場面に分けられると思料致しますが、先ほどの表で御説明しましたように、法律の整備という面ではアジアの途上国では、知的財産分野において、ほぼ整いつつあります。今後の課題は制度や運用、人の面に介して強くてこ入れをかけていかなければならないと考えています。

制度導入そのものにつきましては、2国間交渉、EPAの交渉の場を通じて、その働きかけを行っております。表中には、人材育成や審査協力等と書いてございますけれども、この辺はJICAスキームを活用したり、あと国連機関である世界知的所有権機関(WIPO)のスキームを活用したりしながら取り組んでいる次第でございます。

スライドの3に移ります。これはEPA交渉を通じて、主に制度または法律面の弱いところについて、当該交渉によって得られた成果を表したものでございます。そして、特許庁が現在どのような方針で臨んでいるのかを表したものが、このスライドの4でございます。

まず、課題としましては、経済産業省下の一機関である特許庁は、やはり市場経済への裨益視点が強くなります。まずアジア地域途上国では、あらかた法律の整備ができてきたけれども、知的財産権の取得やその権利行使及び権利活用の場面、すなわち、運用面がまだまだ不十分であるという御指摘を国民の皆様よりいただいているところでございます。そこには、大きく国内ニーズと国際ニーズがあります。まず国内ニーズとしては、知的財産権推進計画があります。政府の知的財産戦略本部で取りまとめられたものでございますが、そこに人材育成の支援を強化する方針がうたわれています。他方、APECで先日行われました首脳会合の中で、成長戦略では人材を育てるという点が非常に重要であることが位置付けられ、当該取組を強化していく動きがございます。

スライドの5に移ります。特許庁の施策の御紹介

でございます。この絵は、特許庁における途上国人材育成の経時的概観を表したものです。特許庁での人材育成は、今日まで3段階で進んできたということが出来ます。本格的に特許庁での人材育成活動、または途上国支援活動が始まったのは、途上国でのTRIPS協定遵守に端を発した1990年代中盤から途上国への人材育成を開始いたしました。2000年代に入りまして、途上国での法制度整備が進んできた中で、さらに運用制度面を強化していく応用編といえますか、その辺の取組を強化していった次第でございます。この中ではJICAの技術協力プロジェクト等を利用いたしまして、フィリピン、それからタイ、ベトナム、インドネシア等々へ協力をさせていただいた次第です。

そして、3段階目、今日でございますが、御案内のとおりBRICsへの対応というのが、日本経済の中で重要な位置を占めるようになってきました。日本企業が当該諸国へ進出していく中でその経済活動がうまくいくために支援をしていくというところで、スライドにはブラジル、インド特許庁と記載してありますが、このような国々への協力も開始したというところでございます。

そして、これまでの実績について、概観の表で恐縮ですが、今までどのぐらいの人材を本邦へ招へいし教育してきたかという大体3,000名ぐらい。また、日本から知財に関する専門家を400名強ぐらい各国へ派遣して、知財分野での制度運用整備にてこ入れを行ってきたところでございます。

さらに、情報化の協力、これはIT分野でございますけれども、主にJICAと先ほどのWIPOスキームを利用して、この表に記載した国々へ投入・支援を図って参りました。表中に空欄のところがございますが、これは未整備という意味ではなく、自国において自立発展していく過程において、各国自身により構築（整備）したという意味が含まれての空欄です。従って、アジア地域の主要途上国でのIT整備に関して言えば、概ね整備されたということが言え

ます。その中で特に日本が協力した部分について、表中に丸印で表させていただきました。

今後について、現在、特許庁が悩みを持っているのが、これら活動・協力を正にどう評価していくのか、国益にどのぐらい資しているのか、皆様からいただいた税金の使い方が果たしてどのぐらいの効果を生んだのか。特に教育的側面を含む技術支援について、一般的に教育分野では、定量的な評価、指標、効果を表すのが難しいところです。我々の使命は、国民の皆様が求めるそれら効果等について、分かりやすく端的に説明しなければならないという点で、どのように説明責任を果たしていくか、専門的な話ではなく、分かりやすく効果等を説明していくにはどうしたらいいかという点で悩んでいる次第です。

これまで、例えば研修修了生の個人評価について、Aさんが日本で研修を受けて、研修受講のビフォーアフターについては、アンケート等で当然に把握・評価を行ってきたところですが、加えて、今年度の新たな取組として、先方国へ訪問し先方知財庁の組織的パフォーマンスの変化がどのようになっているのか。例えば審査基準がその人の力で、例えばプロジェクトに参画して策定されたとか、日本への裨益視点で個人への追跡調査をかける所存です。さらに帰国した研修生の上司に対しても聴取を行い組織パフォーマンスがどのように変化したのか、この研修がどれだけ当該国での法整備、制度運用支援に役立っているのかという評価視点を取り入れ、今年度は更に評価を強化し取り組んでいくというところでございます。

以上、簡単でございますが、報告に代えさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

【司会（江藤）】 山崎様ありがとうございました。若干ちょっと回線の調子が悪かったことをおわび申し上げます。

続きまして、法務総合研究所国際協力部教官の松原禎夫から当部の活動状況について報告させていただきます。

【松原】 ただいま御紹介いただきました法務省法務総合研究所国際協力部の松原です。私は昨年4月に国際協力部に着任いたしまして、この法整備の分野で全く新参者でございます。本日は、この分野で長く活躍されておられる先生方の前で御報告するのは大変恐縮でございますが、御指名ですので当部の活動について御報告させていただきます。

当部の業務といたしましては、JICAが実施主体であるODAの2国間援助たる法整備支援事業への協力活動と、法務省が独自に行う司法協力、調査研究、その他の活動に大別されます。JICA事業への協力活動の概要でございますが、このパワーポイントに記載しましたとおり、事前調査や終了時評価調査団等への参加、現地への長期専門家の派遣、本邦研修、現地セミナーへの短期専門家の派遣、日本側作業部会等への参画、対処方針会議等への参加というものであります。



国際協力部 松原 禎夫教官

現在、当部が法整備支援に関与している主な対象国や地域といたしましては、ベトナム、カンボジア、ラオス、中国、インドネシア、中央アジア、ネパール、東ティモールなどがございます。以下、各国別に活動内容を御紹介したいと思います。

ベトナムに対する支援としましては、法令起草支援と制度整備・人材育成支援に大別され、これまで民法、民事訴訟法、国家賠償法などの起草支援や判決書改善、検察官執務マニュアルの作成、パイロッ

ト地区における裁判実務改善などに取り組んでまいりました。2010年度の主たる活動成果としては、12月に行政訴訟法が成立しております。また本年度は、これまでどおり司法省、最高人民検察院及び最高人民裁判所の関係者を対象とした本邦研修をそれぞれ実施いたしました。最高人民裁判所に関しましては、先週の木曜日から始まって、今日までやっております。午前中発表していただいたハノイ控訴審の副所長もその研修員の1名という位置づけであります。プロジェクトといたしましては、現在行われている法司法制度改革支援プロジェクトが今年の3月に終了いたしまして、4月から次期プロジェクトが開始することになっております。

続きまして、カンボジアですが、カンボジアにつきましてはこれまで民事訴訟法、民法及び関連法案の起草支援、王立裁判官・検察官養成校におけるカリキュラム作成や教官育成支援などに取り組んでまいりました。本年度の活動といたしましては、9月に親族法に関する現地セミナーを開催し、当部の教官が講師を務めました。また10月には王立裁判官・検察官養成校の教官候補生を対象とした本邦研修を実施しております。来る2月には司法省関係者を対象とした本邦研修を実施予定です。また昨年5月30日から6月5日までの間、当部主催でカンボジアにおける現地調査を実施いたしまして、当部教官が現地においてカンボジアの法理論の発展、教育状況等について実情を調査してまいりました。立法支援に関しては、現在、民法の適用に関する法律が国会で審議中であり、近く成立する見込みという状況であります。

続いて、ラオスについて御紹介いたします。ラオスにつきましては、2010年7月から新規プロジェクトである法律人材育成強化プロジェクトが開始されました。同プロジェクトでは、人的組織能力向上による司法、立法及び行政各実務の改善を目的とし、教材作成及びその普及などの活動を行います。当部では、教官1名をJICAの長期専門家として派遣して

おります。これに関連する活動といたしましては、プロジェクト開始に先立ち、当部の教官及び専門官が現地に派遣されて、ラオスの法制度の調査を実施いたしました。本邦研修に関しましては、来る3月に司法省、裁判所、検察庁及び大学関係者を対象としたものを実施する予定です。

続きまして、中央アジアについて御紹介いたします。中央アジアに関しましては、まずウズベキスタンに対する協力から開始し、倒産法注釈書プロジェクトが実施されました。同プロジェクトの終了後は2008年度から年に1回、ウズベキスタンの他にカザフスタン、キルギス及びタジキスタンを対象国として、裁判官、立法担当者等を対象に中央アジア諸国の企業法制についての運用状況や問題点を明らかにし、それら比較研究結果の現地法曹関係者への普及を目的とする地域別研修である中央アジア比較法制研究セミナーを実施しております。2010年度につきましては、12月6日から12月17日までの間、3回目のセミナーを実施しております。

続きまして、インドネシアについて御紹介いたします。インドネシアにつきましては、2002年から協力を開始し、2007年からは和解調停制度強化支援プロジェクトが実施されております。同プロジェクトは2009年3月に終了しておりますが、2010年度につきましては、3月に招へいたインドネシア最高裁判事との意見交換や協議の結果を踏まえ、法務省独自の取組として、8月に和解調停普及の現地セミナーを実施した他、11月29日から12月3日までの間、裁判官を対象に裁判官養成制度に関する本邦研修を実施しております。また当部では、2011年2月開始予定の知財支援プロジェクトのうち、裁判官の能力強化に関わる部分に協力する予定です。

続きまして、中国でございますが、中国に関しましては2007年11月から2010年10月まで、民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトが実施されました。2009年8月からは権利侵害責任法起草もプロジェクトの一環となり、その支援の結果、同年12月に同法

が成立するなどの成果が見られました。2010年度からは新たに3年間の予定で技術協力個別案件である民事訴訟法及び民事関連法支援プロジェクトが開始され、本邦研修を7月及び10月に実施し、11月には行政訴訟法に関する現地セミナーを実施しております。また同プロジェクトの成果としては、2010年10月に涉外民事関係法律適用法が成立しております。

続きまして、東ティモールでの活動について御紹介させていただきます。東ティモールは2002年に独立したばかりの国でありまして、法制度の基盤が脆弱であるということから、主要法案起草に当たる司法省の人材育成が急務という状況になっております。そこで、2009年3月に名古屋大学が主たる実施機関として第1回目の本邦研修が実施され、当部はそれに協力いたしました。その結果を受けまして、当部において講義、演習、意見交換等を組み合わせた法案等の起草トレーニングを行い、立法に当たってのノウハウをまとめた資料を作成することを目指して、2009年8月に2回目の本邦研修を実施しております。2010年度はそれに引き続き司法省国家司法法制諮問立法局の職員らを対象とした本邦研修を当部が担当し、8月9日から17日の日程で実施いたしました。また来る3月には当部の教官が現地を訪れて、セミナーの開催や情報収集などを行う予定であります。

続きまして、ネパールですが、ネパールに対しましては、2009年に民事法本邦研修、刑事法比較現地セミナーを開催し、2010年は3月に現地法比較現地セミナー、7月に刑事法比較本邦研修、8月に民事法本邦研修を実施しております。

以上が主にJICAプロジェクトに関するものですが、以下、若干法務省独自の活動についても御紹介させていただきます。

法務省が独自に行う活動といたしましては、アジア諸国との司法協力活動、調査研究、その他の活動に大別されます。

司法協力活動といたしましては、日韓パートナーシップ研修、日中民商事法セミナー、ベトナム司法

制度共同研究というものを実施しております。日韓パートナーシップ研修につきましては、1999年から実施しております。日本の法務省、法務局及び裁判所に勤務する職員、並びに韓国の大法院及び各級法院に勤務する職員5名ずつを対象に、所掌業務に関する実務上の諸問題について意見交換を行っているもので、毎年、日本と韓国でそれぞれ10日間ずつ実施しております。本年度は不動産登記制度、商業登記制度、供託制度及び民事執行制度をテーマに6月に韓国セッションを実施し、10月には日本セッションを実施しております。

次に、日中民商事法セミナーですが、本セミナーにつきましては、当部が財団法人国際民商事法センターと共催で実施し、日中両国が関心を有する内容をテーマとして、日本と中国で毎年交互に開催しているものです。本年度は2011年3月7日から9日までの間、北京市内においてコーポレートガバナンスをテーマとして実施する予定です。

次に、ベトナム司法制度共同研究ですが、2001年から2008年までベトナム最高人民検察院との間で毎年1回、検察官一、二名が相互に相手国を訪問して、刑事司法に関する共同研究を実施しておりました。2009年からはベトナム最高人民検察院の検事らを招へいして、年に1回実施しております。本年度は6月にベトナム最高人民検察院検察理論研究所の法律専門家ら2名を招へいして、ベトナム刑事訴訟法改正に関する諸問題をテーマに日越の刑事訴訟法に関する共同研究を実施いたしました。

最後に、調査研究、その他の活動であります。まずアジア太平洋諸国の法制度に関する研究会について御紹介いたします。この研究会は、当部が財団と協力して実施している研究会でありまして、学者、弁護士、企業法務部員、公認会計士等の実務家や当部の教官を委員として、アジア太平洋諸国の民商事法に関する法制度につき、テーマを決めて研究しております。主な活動としては、研究会の開催、現地調査、シンポジウムの開催、刊行物の発刊などがあ

ります。2009年度からはアジア太平洋監査制度研究会を設置して、アジア太平洋の監査制度について研究しており、その結果を踏まえて2010年8月30日にはこの国際会議室におきまして、中国、香港、韓国及びベトナムから専門家を招へいするなどして、アジア監査制度セミナーを開催しております。今年はその内容をさらに発展させまして、監査制度に関するシンポジウムを開催予定です。

続いて、国際協力人材育成研修について御紹介いたします。当部では2009年度から法整備支援に携わる人材の育成を目的に法務、検察職員5名に対し、講義及び開発途上国における支援プロジェクトの現場の見聞、関係機関への訪問等を内容とする国際協力人材育成研修を実施しております。2010年度には10月20日から11月2日までの間、検事及び法務省職員計5名に対し、同研修を実施し、ベトナム関係機関を訪問するなどしております。

続いて、インターンシップ研修ですが、これにつきましては人事院、法務省などが実施する法科大学院生、公共政策大学院生を対象とするインターンシップを当部で受け入れまして、法整備支援の講義や本邦研修の現場を見せるなどしているものです。

駆け足になりましたが、以上が当部の活動の概要でございます。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

質疑応答

【司会（江藤）】 それでは、質疑応答に入らせていただきます。

公正取引委員会、特許庁、法務総合研究所国際協力部の活動報告の中で質問がある方、どうぞ挙手をお願いいたします。

途中、音声が悪くて聞こえなかったもので、あとき何を言っていたかという質問でも構いませんので、どうぞ皆さん何か質問どうでしょうか。金子先生お願いします。

【金子】 それでは、公正取引委員会の中里様に質

聞させていただきたいと思います。

TAインベントリですとか、TAカレンダーということで非常に洗練されたすばらしい枠組みで支援をしておられるという御紹介をいただきまして、大変勉強させていただきました。

これとは別にお尋ねですが、よりその支援の内容面につきまして、ちょっと御紹介いただければと思うんですけども、日本が行うゆえの、またアジアで行うゆえのといったところで、何か特色があればということなんですけれども。お話をうかがって興味深かったのはICNで、アメリカ主導で始まった枠組みですが、そこで日本がマニュアルとかガイドラインとか法改正ということで、どんどん関わっているというところなんですけれども、聞くところによりますと、このICNの枠組みで欧米はかなり先端的な、技術的に高度なことをどんどん技術支援をしていって、そういう意味では格好よく聞こえますけれども、競争当局にとっては非常に挙証責任のレベルが高まると、つまり要求される水準がアジア諸国にとって高まっていく。それは結果として、規制しにくさ、規制の難しさといいますか、につながるわけですね。オール・コンペティション・オール・ザ・タイムということですが、結果として水準が高いものが要求されるので、結果として規制緩和といいますか、企業セクターにとってなかなか規制をかけにくい、といった話も耳にいたします。もし、アジアにとってより使いやすい立法設計を考えていくとすると、例えば要件事実とか、挙証責任なんかの設計の上で、よりきちとした規制がしやすい、アジアの環境においてもしやすいといったようなアプローチもあり得るかなという想像ですけれども、その辺りで何か日本らしさ、味のある支援といったようなことが、もし軽く触れていただけましたら幸いです。

【中里】 これは、私の意見になりますけれども、一つには、アジアの競争法の特徴が挙げられると思います。もちろん、欧米におきましては、カルテル

あるいは談合について、原則違法という形になっておりますし、合併規制も行われております。これに加えて、若干技術的になってしまいますけれども、日本の独占禁止法のもう一つの枠組みとしまして、不公正な取引方法というものがあり、これはアジアの競争法というのを見るときに、その特性として必ず話題に上げられます。アジアの競争法全体を見たときに、こういった不公正な取引方法の規制への親和性というものは、公正取引委員会が支援をしていくに当たって、一つのアドバンテージとして挙げられるのではないかと思います。

それからもう一つ、金子先生もおっしゃっておられました挙証責任について、もちろんEUは行政手続に基づき事件審査が行われておりますけれども、米国においては、連邦取引委員会のみならず司法省も刑事手続により執行活動を行っているわけです。では、日本の場合はといいますと、これはもちろん行政手続が中心ですが、犯則調査手続が2005年に導入されたため、これらをミックスした形での技術支援も可能です。なおかつ、アジアの各国の多くが独立行政委員会形式の組織を設けていますので、そういった面からの親和性ということで、日本の技術支援がうまく機能するところがあるのではないかと思います。

【司会（江藤）】 森寫先生どうぞ。

【森寫】 法総研に伺いたいのですが、国が出した、先ほど私が引用しました基本方針、平成21年ですか、2009年ですかね、に出した方針によると、7か国を中心に進めていくというところに、中央アジア、ウズベキスタンは入っていますけれども、先ほど松原さんが挙げられたその他の国は入っていないのと、それから東ティモール、ネパールなどが入っていませんですね。そして、それから国別の実施方針を定めるということになってはいますが、7か国を中心に進めていくという、7か国に入っていないのにこれらの国が入っているのはなぜでしょうか。入っていない国を入れるについてどういう方針の下

に入っているのでしょうか。そして、ここに書かれておられることとの関係で、なぜ東ティモールは松原さんが説明されたような法案起草、ネパールは民事法、刑事法というようなことになったのでしょうか。法務省が独自に進めておられるのは国民の税金ですけれども、法務省の予算ですから構わないのかもしれませんけれども、JICAのODAを使っておられるのであれば、説明責任があると思うので、それについて説明をしていただけますでしょうか。

それは松原さんではなくて、他の人がお話しになるべきなのかもしれませんけれども、どうぞ。

【森永】 私が森嶋先生にお答えすると、どうも内輪で出来レースやっているんじゃないかと思われるかもしれませんけれども、いずれも森嶋先生、正に御指摘のとおり、大所高所からの確固たる計画支援、今後10年、20年を見据えた支援計画というものがあるわけではございません。これはむしろ要請があったから応じたという感じのものでして、ネパールにつきましては若干御説明申し上げますと、あれは今正に御存じのとおり憲法がない状態で、暫定憲法の状態でご推移しておるわけですが、その憲法を一方で今審議している状態の中で、基本法分野で150年ぐらい前でしたかのムルキアインと称する非常に古い法典が存在しておりまして、これは刑事実体法、民事実体法、それから刑事手続法、それから民事手続法がこれら一体にないまぜになった法律であります。直訳しますと「国の法」という意味だそうです。それを、とにかく古過ぎて条文の中には現在では意味が分からなくなってしまっているようなものもあるというもので、これを要するに正に多少暫定的に安定した状態の中で、この機会をとらえてこれを分割して近代的な少なくとも、この四つの法律、正確には量刑法という法律を含みますので五つになるんですけれども、これに分割して整備しようという、今のうちにやっつけてしまえという、こういう動きがありました。それに呼応して、日本の知見がある程度役に立つなら、ということで若干の支援

をしているというような状況です。民事の方は現在も続いておりまして、JICAさんの方でアドバイザーグループを組んでやっておられます。刑事の方はひとまずが終わったといいますが、刑事の方は比較研究をただけでございます。

それから、東ティモールはこれも要請があつて、どう対応しようかというところで、非常に小さな規模のものなんですけれども、2名の本邦研修だけでございます。これに関しましては、東ティモールのお二方、いずれも司法省の法案起草担当の人たちなんですけれども、いかんせん、まず司法省が半分しかできていないという状況の中で、しかもその法律を起草する能力の、本当の初歩の初歩がまずできていないという状況でございます。ですから、ここは法案起草といいますが、森嶋先生が展開されたような大規模なものでは全くございませんで、そもそも法律とはどういうものかというのを日本に来て分かっていただくということです。これはもう一つ理由がありまして、御承知のとおり東ティモールは、ブラジルとそれからポルトガルの支援をかなり同言語ということで受けておるんですけれども、どうも東ティモール自体もそれだけの支援だと、どうも自分たちの考えが偏ってしまうのではないかと。少し別の国の考えも聞いてみたいというので、日本に白羽の矢が立ったと、こういう経緯でお手伝いをしたということでございます。

【森嶋】 さらに言えば、ここにはモンゴルが入っているんですけれども、法総研の御報告の中にはモンゴルが入っていないのはなぜでしょうか。

【森永】 それは単に書き落としただけだと、モンゴルは私がいます。私がAGグループのメンバーでございますので。多分、鳥居さんが補足をしてくれると思います。

【森嶋】 森永さんをいじめようと思って質問したわけではなくて、最初に私が言いましたように、JICAが法整備支援を実施する場合に、政府として政府援助の基本方針が出ているのですから、そのもと

できちつと説明できるような体系で、具体的なターゲットを作っておいた上で実施して、それを個々のプロジェクトとして評価するというでやらないと、個々のプロジェクトの評価について、一般的な技術評価のPDMのようなマトリックスを各国の事情を考慮せず一律に当てはめるといような枝葉末節的な機械的な評価をするのではなく、まず根本のところから検討してほしいというのが私の講演の趣旨だったのです。一番大元のところをきちつとやっていって、それぞれのプロジェクトについて十分アカウンタビリティを果たしていくことが大事ではないかということをお願いしたかったので、隣にいますから森永さんを引っ張り出してしまいました。失礼しました。

【司会（江藤）】 鳥居課長どうぞ。

【鳥居】 すみません、JICAの鳥居でございます。森永先生御質問ありがとうございます。それから森永教官、御説明ありがとうございました。JICAの事業に関するところですので、補足的な情報を御説明させていただきます。

モンゴルについては、調停制度のプロジェクトをやっておりますが、日弁連さんの御協力を頂いております、もちろん森永教官はアドバイザーグループの委員として多大なる御協力をいただいておりますが、日弁連さんの御支援を得てやっているところがあって、多分、今回ICDさんの御説明の中からは外れていたのかなというふうにし少しこちらでは思ったところです。

もう一つ、ネパールでございますけれども、今正に森永教官から御説明ありましたとおりですが、ネパールは長年にわたるマオイスト紛争の後に2006年に和平合意があり、その後新しい国造りのための取組が行われている最中ですので、開発援助としてのネパールに対する支援の目標としましては、やはり紛争に戻らないような国を造っていくことを掲げております。そのために、制度面での支援を行うことや、経済のパイ、全体の開発のパイを広げて国民に

平和の配当を感じてもらうための支援とか、幾つか柱を立てて支援しております。その中で、民主的な制度作りに向けての支援としては、他にも選挙実施に対する支援ですとか、新しく元マオイストだった人が国会議員になっていたりするものですから、そういう人たちに対するトレーニングとかをやっております。そういう民主的な制度作りへの支援という枠組みの中で、今ありましたように、150年前に制定されたムルキアイン法をネパール自身が変えようとしているのを支援しているということです。新民法には、新しい憲法で決まってくるような、今議論されている新憲法の精神みたいなところも反映させていかなければならない。そういったネパール支援の全体的な枠組みの中で民法支援を行っているというところでございます。

【司会（江藤）】 ありがとうございます。松尾先生、何か。

【松尾】 慶應大学の松尾です。

公正取引委員会の中里さんに御質問させていただければと思います。先ほどの、金子先生の御質問の延長というような形になるかもしれませんが、ちょっと3点ほどお伺いしたいのですが、一つは、この公正取引に関する実体ルールについて、先ほどアジアの競争法には特色があるということでしたが、それと欧米諸国のスタンダードとの調整、あるいは相手国への支援をめぐる競合、競争と、そういうような状況に対してどういう対応をされているかという点、これについてお伺いしたいのが第1点です。

それから、第2点は、今度は相手国の経済発展の段階ですとか、それからその独自性を考慮に入れた、例えば産業政策との調整への配慮という点、これも国によって違ってくると思うのですが、それに関して何か研修等を実施するときのプログラム上の工夫等があるのかどうか、これが第2点です。

それから、3番目にこの公正取引委員会のプロジェクトの評価の仕方がどうなっているかということで、これは法領域によってちょっと違ってくると思

うのですが、競争法については日本とそれから相手国の利益というものが、相手国によっては微妙な関係に立つものも多いと思いますし、先ほど特許庁の山崎さんのお話もありましたが、特許制度、その他の知財関係のものについても割とそういう問題というのが出てくると思うのですが、そういうときに評価をするときのスタンスといたしますか、つまり日本にとってどういう利益保護ということができるといふスタンスと同時に、地域全体といたしますか、あるいはもう少し国際的といふかグローバルといふか、そこまでいったら広げ過ぎかもしれませんが、もう少し広い視野から見るといふスタンスがあるか、その辺についてももし御意見あればお伺いできればと思いました。

以上です。

【中里】 まず、第1点目の実体ルールの調整ですが、これは欧米とアジアの関係があるかと思えます。先ほど申し上げたとおり、カルテルあるいは合併の審査については、手続はいろいろ違う部分はありますけれども、その実体法の評価については、欧米とアジアの差異は余りなくなっているのではないかと思います。問題はいわゆる単独行為と言われている部分ですが、独占企業による濫用行為、よく支配的地位の濫用といわれている行為類型がございます。これについて、米国シャーマン法では独占行為についての規制があるのですが、他方で、特に2008年以前には、これに対する規制に消極的なガイドラインの原案を出したりということもございました。他方で、アジアはそういったものについて、さほどのアレルギーはないということに加えて、先ほど不公正な取引方法について申し上げましたけれども、例えば日本でいうと優越的地位の濫用、つまり大規模小売店舗が何か卸売業者に対して従業員の派遣を要求するといった行為類型は、なかなか米国の競争法では、なかなか規制できないところがありますので、こういったところは余り調整の余地がないといえますか、アジア独自のものではないかと考え

ております。ただ、単独行為、つまり日本でいうところの私的独占、EUでいうところの支配的地位の濫用については、これをどういふふうに規制していけば良いのかというのは、国際セミナーではまだ非常によく議論になっているところです。

それから、相手国における他の政策と競争法との調整についてですが、競争唱導、つまり、なぜ競争法あるいは競争政策が必要なのかということを広めるための活動も、実はこういったセミナーを開く際の一つの大きなテーマになります。この競争唱導は、産業政策と、それから独禁法をどうやって調整していくのか、例えば電気通信と競争政策、あるいはガス事業と競争政策の関係といったような広いテーマも含まれています。したがって、そういったセミナーのテーマ設定も実は大事でして、日本は実はこのAPECの競争法グループにおいて議長という役割をしておりますけれども、昨年9月に、この枠組みの下、ベトナムで開かれたトレーニングコースにおいては、正に競争唱導を主なテーマとして掲げ、今の点も含めてかなり議論したという実例がございます。

他方、実際の評価の仕方について、どこまで相手国の利益というものを反映した形でできているのかという点は、逆にいうとちょっと今後の課題であると思えます。

【松尾】 どうもありがとうございました。大変良く分かりました。

【司会（江藤）】 大阪会場から、特許庁の方の活動報告には何かございませんでしょうか。

【上坂】 法総研国際協力部の教官の上坂と申します。特許庁の山崎様に御質問がございます。

報告の中に直接なかったかというふうには記憶しているところですが、支援の今のところにもありました評価に関しまして、例えば定性的、定量的な評価で何か工夫があるといふか、そういうところがあれば教えていただきたいなと思ひまして質問させていただきました。よろしくお願ひします。

【山崎】 御質問ありがとうございます。

先ほどの御報告の中で申し上げたとおり、評価について、明確な基準等というのはまだでき上がってはおられません。悩んでいるというのがフランクな言い方になります。それでも一つ、人材育成のところで、研修終了し帰国した後にその国がどうなって、それがその国と我が国にどう裨益をもたらしているのかという点が、これまでの評価活動で欠けていたところでした。ただし、各途上国の研修生は既に各国へ戻ってしまっている状況下において、日本から離れた当該国への評価を遠隔実施するという難しさがございます。しかし、それをやらなければ今後の説明責任を国民の皆様を果たせないと考えている次第です。フランクに言えば今後の予算措置や投入を考えていく上でベーシックな部分を確立していく必要があるということです。特許庁で何か工夫をしているのかというところでは、繰り返しになってしまいますが、そのような取組を進めていく過程にある中で、来週、弊庁の職員をベトナムとタイ、すなわち、これまでの研修生修了生が比較的多い国へ職員を派遣し、先方機関の修了生本人及び所属部局の管理職に会って、アンケート調査を実施しつつ、並行してヒアリング等を行い成果、その効果を把握してくるというミッションを実施する予定です。工夫と言えるかどうかは別として、そのような取組を実際行っていく予定です。

以上でございます。

【上坂】 ありがとうございます。

【司会（江藤）】 ありがとうございます。それでは、ちょっと時間もありませんので、東京会場、何か質問ありますでしょうか。

【上柳（東京）】 今日は、私として初めて公正取引委員会、それから特許庁の法制度整備支援の報告につきまして大変感銘を受けました。特に公正取引委員会のお話の中では、一つは立ち入り検査であるとか、あるいは調書のとり方であるとか、こういう実務的といいますか、ロースクールの教育でいうと臨床教育のようなことをやっておられるということ

と、それからもう一つ、台湾、韓国の方々と一緒というか、この今日の御報告の雰囲気では、主催者側というか身内のような雰囲気でおっしゃったもので、そういう特に日台韓の関係をどうように作ってこられたのか、もちろん長い歴史があると思うんですけども、ごく簡単にお話しいただきたいと思います。

それから、特許庁の方にもしてできましたら、もう一つお願いしたいのは、これも研修生の受け入れの数とか、相当の数になっているような気がしました。どのぐらいの体制で受け入れられているのか。講師の方たくさんいらっしゃると思うんですが、その事務局といいますか、こういう企画を何人ぐらいで、どんな体制で回しておられるのか、もし情報がありましたら教えてください。

以上です。

【中里】 それでは、まず公正取引委員会の中里から回答させていただきたいと思います。

この日台韓の連携のスキームの背景ですけれども、実は、公正取引委員会の技術支援はもともと台湾と韓国に対しても行われていました。各国競争法導入状況についてのグラフを5ページで示しておりますが、1980年代に大韓民国が入っています。韓国で独占禁止法ができたのが1980年ですが、独占禁止法の制度そのものをかなり日本から導入をしたというのが実態でございます。そして次のターゲットというのが、実は台湾であったということでもって、つまり、我々が技術協力をした相手が、今度は一緒になって技術協力をやっていこうよという流れがあるのではないかと考えています。

【山崎】 御質問ありがとうございます。

端的にお答えしますと、特許庁での実施体制について、特許庁の中に企画管理をする人間は、現在、私を含めて3名です。内、専従しているのは2名。また、年間約200名強ぐらい研修生を受け入れておりますが、活用スキームとしてはJICAスキームやWIPOスキームを利用しています。また、研修施設

の提供、研修の本邦での実施という部分は、外注契約を行って、外部の活力を導入しているところです。また、講師になっていただく先生は、知財分野は比較的狭い世界でございまして、且つ、専門性が求められる分野でもあり、主に弁理士先生、それから弁護士先生、あとは大学の知財分野関連の先生方等、知財有識者の方々とのネットワークを張りながら、弊庁の活動に御協力をいただいているというのが実情でございます。

以上です。

【司会（江藤）】 ありがとうございます。

他に東京会場では質問はございませんか。

【河原（東京）】 特にございません。

【司会（江藤）】 では、どうもありがとうございました。

それでは、これで、今から10分間ほど休憩をとりたいと思います。

（休 憩）

パネルディスカッション「法制度整備支援活動の評価 ～新しい評価指標の可能性と課題」

コーディネータ

法務総合研究所国際協力部教官 森永太郎

パネリスト

国際協力機構（JICA）公共政策部次長 森 千也

名古屋大学法学研究科教授

名古屋大学法政国際教育協力研究センター長

市橋克哉

慶應義塾大学法科大学院教授

松尾 弘

神戸大学大学院国際協力研究科教授 金子由芳

【司会（江藤）】 それでは、時間になりましたので、これより法制度整備支援活動の評価、新しい評価指標の可能性と課題をテーマとしましたパネルディスカッションを行います。

このパネルディスカッションの司会を務めますのは、法務総合研究所国際協力部教官、森永太郎です。この先の進行は森永教官にお願いいたします。

【森永】 はい、了解しました。

法総研国際協力部の教官をいたしております森永でございます。よろしくお願いいたします。



パネルディスカッション

今日は、法制度整備支援活動の評価という非常に厄介なといえますか、いずこでも考えてはいるけれども、一向に前に進まないという、このテーマを取り上げてみました。若干背景がございまして、このテーマは実は前々回の、第10回の法整備支援連絡会のときに、冒頭で当時の国際協力部長でございました稲葉部長が若干演説の中で頭出しをしまして、そしていわば頭出しをして、国際協力部としてはそのまま宿題として抱え込んでいるというようなテーマなわけでございます。また、私、昨年10月にIDLO、国際開発法機構ですけれども、こちらの会議に参りましたところ、やはり、あちらの欧州の方でもこの評価を何とかせないかんというような話が随分盛り上がりましてはおるんですけれども、皆さん、要するに何とかしなければという声は上げるんですけれども、何ともなっていないというような状況がこここのところ日本のみならず、欧州、米国でも続いているというようなことで、世界中で今考えられているなかなか解決のつかない問題ということで取り上げてみるのがおもしろいのではないかとということで、今回のパネルディスカッションのテーマに指定させていただきました。

この評価と申しまして、プロジェクト自体の評価から法整備支援全体の評価といった、非常に大き

なレベルでのマクロレベルのインパクトのことまで考えますと、非常に範囲の広い話でございます。とは申しまして、まずは議論の土台を考えなければいけませんものですから、ここはやはりODAによる法整備支援の総元締めでおられますJICAの公共政策部の森次長に、まずベースとなります基本的な議論の出発点といたしまして、現在のJICAのこの評価についての手法と、それからそれに対する元からある考え方にプラスしまして、JICA公共政策部の方で一体今後の課題として何が残っているというふうに認識しておられるのかお話しいただき、まずこれを土台にして、そのあとに順番といたしましては市橋先生、それから金子先生、そして松尾先生という順番で、それぞれ御意見を賜りたいというふうに考えております。

大体お1人様10分ぐらいでお願いいたしたいと思うんですけども、10分過ぎますとチーンというのが鳴りますので、ひとつ鳴らされないように…あそこで構えておりますので…お願いいたしたいと思います。

それでは、早速ですけども、森次長お願いいたします。

【森】 ありがとうございます。ただいま御紹介いただきましたJICAの森と申します。



JICA 公共政策部次長 森 千也氏

私は政府開発援助、ODA事業の実施機関という立場から評価というものをとらえ、その中における

法整備支援という文脈で何が問題なのかという、その課題について御紹介をしたいと思います。

まず、JICAが行っておりますODA事業の評価、今現在の評価制度は森先生資料の中にも御紹介いただきましたが、実はそんな昔からやっているものではございません。大体大雑把に言うと、10年ぐらいの歴史しかないのではないかという気がしております。今でこそPDMという言葉も定着しておりますが、それ以前はどれだけインプットしたかという実績でもって測る、例えば研修員を何人受け入れました、専門家を何人派遣しました、そういう評価をやってきたわけです。けれども、日本の世の中全体が、一体それでは国民の税金であるODA予算を使って、国の予算を使って一体どんな成果が出ているのだということを問うようになってきた。これはですからODAの世界だけではありません。日本国内のあらゆる公共事業等についても、いわゆる政策評価と称して、予算を使ったからにはどういう成果が出たんだ、分かりやすく説明しろということを言われるようになってきたものです。

したがって、成果が分かりやすく説明できるということがクローズアップされて評価制度というのが作られてきた。なおかつ、その成果も期限を切って、その期限内にどんな成果が出たのかということの説明しなければいけない。これは日本の予算制度が御承知のとおり単年度主義で、しかも国庫の債務負担行為には5年という上限があります。これに従って、JICAのプロジェクトも一度に5年以上の計画は作れないということになっておりますので、最長5年の中で一体どんな成果が出ているのかを説明せよということを問われております。それを何とかいろんな工夫をしながら説明しようとしたのが今のPDMという枠組みです。ただ、これはやはりいろいろ批判があります。JICAの中でも昔から批判があるのは、5年で成果が出るものというのはそうそうないということです。特に大きなテーマであればあるほど、課題が大きければ大きいほど、5年で一定

の成果が出るというのはなかなか難しい。法整備支援の世界もそうかもしれませんけれども、もっと分かりやすい例で言うと農業、例えば森林など5年で一体木がどれくらい大きくなるかというような話もありますし、教育もそうだと思います。医療もそうかもしれません。ですから、あらゆる分野でそうなのではあります。どうしても日本国内の制度に縛られる中で、まずは5年を一つの基準にしてその中で成果を出すという、そこが評価の成り立ちになってしまっているところではあります。

ただ、それと同時にこの法整備支援を考えるときに、JICAとして頭を悩ませますのは、やはり「開発」という文脈とどうこの法整備支援を結びつけるかということだと思っております。JICAはあくまでも政府開発援助（ODA）、開発援助をやっているということなんです。したがって、法整備支援をすることによって、その国の開発課題にどのように応えることができたのか、それも具体的な成果をもって説明しなさいという課題を投げかけられているということですので、これをどう説明するのかというのは、やはり非常に難しい課題だと思います。

ただ、今日の森脇先生の基調講演の中にあつたのですが、戦略をきちっと作って案件を組み立てる、形成する、そこがやはり基本なんだろうというふうに思っております。評価でいいますと、プロジェクトの目標があつて、その上に上位目標というものがあります。その上位目標というのは大体大きなテーマを掲げますので、市場経済化支援とか、平和構築とか、非常に大きいテーマがあります。では、法整備支援を行って個々の法整備の活動が、成果がどうやって市場経済化なり、もしくは平和構築というところに結びつくのかということ、これは実はプロジェクトを実施した後づけで、インパクトがどうなったのかというような分析を行おうとすると、いろんな要因がありますから、法整備だけで及ぼし得る影響というものに限られているのは当然だと思います。逆に言うと、そうしたことを評価しようとする

と、最初の段階で、プロジェクトを立ち上げる段階でどういう理屈と申しますか、ストーリーで上位の計画とプロジェクト目標がつながっているのかということ、これを精緻にストーリー立てなければいけないのだと思うのです。これが正に森脇先生の基調講演の課題として掲げられたところでありまして、またこれはJICAに対して課せられている使命、宿題だというふうに思っております。JICAは開発援助のプロフェッショナルということをお任せしておるわけですが、個々の案件、活動がどういう開発課題に定める成果につながるのかということ、やはりプロジェクトを立ち上げる時から自分たちでちゃんと組み立てなければいけない。その中で、例えば市場経済化を目指すのであれば、いろんな分野の協力があるはずなんです。ハードなインフラを整備するのもあれば、人材の育成をしなければいけないでしょう。いろんな制度も改善しなければいけないという、いろんなメニューをたくさん掲げた上で、その中の法整備支援がどういう位置づけにあるのかということ、最初に位置づけた上でやっていかなければいけないのだらうという気がしております。ただ、既にもう走ってしまっている案件がそれぞれありまして、こういったものは若干後づけにならざるを得ないところがありますが、開発との文脈ということに留意しながら考えていく、そこが評価をする上での一つの大きな課題なのかという気がしております。

それから、もう一つ課題だと思っておりますが、これは法整備支援に特有なことといえるかも知れませんが、成果を評価の主眼に置かれてしまいがちになる一方で、実は法整備支援にとっては、そのプロセスというものが非常に大切なわけです。例えば、起草支援をするという何がしかの法律ができましたというその成果だけを見ると、その法律ができたかできないかだけで成果が測られてしまうのですが、実は起草支援というのは起草できるように先方の人材が育成されるという、そのプロセスが正に評価されるべき内容であるはずなんです。したがって、成

果のみならずそのプロセスを、このPDMという今の評価の仕組みの中うまく表現していくことが重要です。それは今の評価制度でいえば、評価を測るための指標をどう設定するかということだと思うのですが、プロセスがうまく評価できるような、そういうまい指標を考えていかなければいけないと思っております。

開発とのつながり、それから指標の話にしましても、これはなかなかJICAだけで良い方法が思いつくようなことではなくて、ここは正にこの連絡会を始めとして、いろんな皆様方とディスカッションをしながら考えていくことができるといふふうに思います。

ただ、一つ最近の傾向で危惧されるのは、分かりやすい成果主義というところが、特に今の政権が日本の経済成長、新成長戦略と称して非常に即物的な成果を求めることが多いというところがありますので、例えば法整備支援も、日本の企業が開発途上国に進出するために役に立つような法整備が必要なんだと、堂々とそういう議論をされる国会議員の方々もいらっしゃるようになっておまして、そういったところに短絡的につながってしまうと困るなという気がしております。そうではなく、社会の基盤を作っていく法整備という視点をなくさずに、なおかつ分かりやすい成果が出るような、そういう評価を考えなければいけないと思っております。

【森永】 森次長、ありがとうございます。

今、森次長の方から非常に重要な点が幾つか提起されておまして、一つは法整備支援というものと開発という課題との関係、つまり法制度というのはそれだけで自立して何か機能するというものではなく、これが平たく言えば社会を良くする、みんなが幸せになるという方向に資するものでなければ当然その意味がない。法制度だけぴかぴかになっていても、他のところはほとんどないことになっているというんじゃ、全然開発にはなっていないということになるんだろうと思っておりますけれども、

この問題は法制度の整備あるいはその支援と、それがその国の、一番大きく言ってしまえば人民の幸せといえますか、あるいは民政の安定といえますか、そういったところにつながるかどうかということとして、その関係でなぜ市橋先生を2番手をお願いしたかといえますと、市橋先生はウズベキスタンの行政法の方の支援に深く関わっておられまして、これは正に法制度が、いわばそれに隣接しております、さらに隣接しながらかつ広い分野であります、ガバナンス、要するに一国の行政というものを質の問題と直結するような形、法制度自体がそのベースになるのか、あるいは一緒に発達していくものなのか、この辺のとらえ方は非常に難しいんだろうと思えますけれども、ウズベキスタンでの御経験から、現在、市橋先生の方でどのようにお考えになっているのか、その辺りのことも含めてお願いいたします。

【市橋】 今、御紹介を受けました名古屋大学、市橋です。



名古屋大学法政国際協力教育センター長
市橋 克哉氏

JICAの関係で、企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクトというのを4年ぐ

らいやりまして、それで現在、また第2フェーズで民間セクター活性化のための行政手続法改善プロジェクトというのを継続してやっています。そのときにいろいろ経験したことでお話をしようと思います。JICAの方から、こういう終了時評価調査報告書というのをいただいております、今日今お話がありましたPDMに沿って、評価をされたものを持参してきています。これを見て、今どんなことを少し考えているかお話ししたいと思います。大学はかつては、恐らく教員は評価する側でいつも点をつけていて、その立場が反対になるということはほとんどなかったと思うんですが、最近の大学は御存じのようにプロジェクトが増えていまして、私たち教員はたくさんいろんな場面で評価をされています。そうすると森永さんの話ではないんですが、評価疲れとか、この評価はおかしいんじゃないかとか、どうなっているんだとか、そういう話は大学の中で今どこも同じかもしれません渦巻いています。

私たちのこのウズベキスタンのプロジェクトは、幸いJICAの方からも評価いただいております、おかげさまで第2フェーズの方に進んでいます。ここに先ほどから出ている評価のやり方の骨子がありますけれども、私たちがこれを実際にやっていて、それから評価されまして、その後、例えばこういう文章を読むと、少し率直に言いますと、この文章の中に一番最後のところに「教訓」というのがありまして、恐らくどのプロジェクトもあるんじゃないかと思うんですが、この教訓というのは、当該プロジェクトから導き出された他の類似プロジェクトの発掘、形成、実施、運営管理に参考となる事項というので、私たちのプロジェクトの中で出てきて、他のプロジェクトにとって役に立ちそうな事柄として書かれている部分ですが、率直な感想を言うとここが一番うれしかったというか、私たちが苦勞をしまして、汗水流して、それで泣いてやっていたいろんな事柄が非常に簡潔にまとめられています。何が書いてあるかを言った方がいいんですが、ウズベキスタン司法

省のオーナーシップの意識が高まり、制度改善のイニシアティブが見られるようになったとか、ウズベキスタン司法省に——「気づき」という言葉が使われていますが——「気づき」が生じ、改革への萌芽が見られたことは積極的に評価すべきであり、この動きを促進することが重要だとか、司法省と長期専門家や国内委員会は相互の信頼の下に良好な関係が構築されているというものです。これが私たちにとっては一番うれしい評価だったんです。

ところがという言い方は良くないんですが、その前に評価の本体があるんです。先ほどから出ています成果の部分、それからこの成果をどう評価するかという点、5項目評価、先ほど森嶋先生が言っておられましたが、この5項目評価といったようなところには、今読んだ内容にかかわる事柄は、実は全く出てこないのです。唯一、関係することが出てくるのは、その成果そのものではなくて、成果に貢献した要因という、何か後ろのバックグラウンドみたいなところに今述べた話が若干出てきます。先ほどプロセスが大事だというお話がありましたが、正にそのとおりでして、実施プロセスに関することというのが、小さい項目が1個ありまして、その中にウズベキスタン側カウンターパートと国内委員会や長期専門家の共同作業は司法省の担当者のキャパシティー・ビルディングを大きくすることに貢献したとか、このキャパシティーの向上が共同作業という地道な努力の中で実を結んだものと評価できるというものです。そういう形で唯一入っているというわけですので、要するに言いたいことは、この成果とか評価結果の要約、5項目評価ですかね、こういったところの何か指標に今少し述べた話が何とかうまく指標化されて入らないか。恐らく定量的か、定性的かという、定性的なものですし、先ほどありました国民にとって誰が見ても一目で分かるとか、これは今日最初に部長さんが言っておられましたが、それから今、次長さんも述べられた成果を分かりやすく説明できるかということになると、なかなかこれは難し

いのです。現地に行って、実際に司法省なら司法省、カウンターパートの人に来て、そこでコミュニケーションしてみると分かりやすいんですが、そんな東京にいて文章を読んで、分かりやすい成果と言われてみても、本人を連れてきて話してみれば分かる、としか言いようがない面が確かにあります。説明責任がはやっけて、ワンフレーズで分かりやすく言わないと、ある種袋だたきに遭いそうな世の中ではむなしのような気もしますが、是非、今述べたところも見ていただければということを感じています。

基本的なちょっと話になるんですが、私たちがやっていること、行政や行政法の支援をしていたんですが、文化的に非常に遠いところに立ち位置がある人が、突然ある日会いまして、それでコミュニケーションして異文化接触する中で、一定のものを作って、一定の状況を作っていくという、そういうところが非常に法整備支援の場合強いと思うんですよね。そうすると、行政法の制度の変化を見通すことも大事なんです、それを取り巻いている行政の文化とか、人の意識とか、そういうものを合わせてとらえるような仕組みを作らないといけないんじゃないかと思っています。お互いにカウンターパートとやり合うときは、互いに相手の行動を読みながら、できるだけ合理的にそれは考えようと努力するんですが、感情的になることもあります、かつ互いがその行動を読んでいるということをお互い知ようになります。お互い探り合いながらそれで一致できる場所、一致できない、異なる場所、そういう共有の知識、コモン・ナリッジというみたいですが、そういう共有知識を作っていくことが非常に大切でして、それができていないとお互いが読み合うことができない状態になる、協力、支援といっても安定的に機能しないわけです、そういうある種の文化の共有がどうしても前提になって、その上の成果だというふうに思っています。

先ほど「気づき」という言葉が「教訓」の中に書

かれていましたが、ウズベキスタン司法省の職員が改革に対して、「気づき」があったという言葉が出てきましたけれども、共有する知識に加えて、それが体系化して、ある種の共有する信念というか、そういうものがお互いの中で相互に形成されると、結果として法案ができるかどうかという問題はもちろんあるんですけども、これがあると、活動としては空回りしたり、ぶつかり合わないで進んでいくというのが私の実感です。その辺り共有知識からそういう体系的な信念がシェアされるという点を是非背景として語るのではなくて、評価の中に入れていただければと思います。

以上です。

【森永】 市橋先生、ありがとうございました。

今、市橋先生のおっしゃられた「気づき」という言葉は一時、某JICAの文章の中によく見られた言葉なんですけれども、正にこの気づきの部分、今、市橋先生の言っておられた教訓の部分に書かれることが多い。それを何とか本体の方に盛り込めないかというお話だったと思うんですけども、確かに我々も時々感じるのは、この「成果」と言われたときにPDM上に現れる成果のところじゃなくて、実は副作用の方が大事なんじゃないかと思われることがあったりなんかしまして、何とかこれをメインにということ。皆さんもお気づきになったかもしれませんが、ベトナムとかカンボジアのPDMの変化を見ますと、だんだんそういうところを取り込もうとして、一部成功し、一部曖昧になってしまっているというような部分もなくはなく、ただその努力がJICAのサイドで、あるいは我々のサイドでなされているというふうには言えるんだろうというふうに思います。それが結局、法整備支援をしていくことによるインパクト、ある意味でのインパクトになるわけですけども、無理矢理つなげましたけれども、この有効性とインパクトという点について、金子先生の御発表につきましてはお手元に資料をお配りしておりますので、それを参照しながらお聞き

いただきたいと思いますけれども、私、資料をいただいただけでも非常に興味深いお話だと思いますので、この点につきまして金子先生からお願いいたします。

【金子】 神戸大学の金子でございます。

ただいま御紹介いただきました雑ばくな資料を用意しておりますが、簡素な概念の整理にとどまっております、時間の関係もあり、問題の上っ面をなぞるようなお話となってしまうかと危惧しておりますが、御容赦いただければと思います。



神戸大学教授 金子 由芳氏

先ほどからPDMというものが使えるかといった話題が出ておりますけれども、私自身、改善の余地は多々あって、今までの経験を踏まえて、これからも改善していく必要も当然ございますけれども、でも使っていけるというふうに肯定的な立場で考えております。最初のスライド2ページでは、このPDMを、改めて概念的にまとめておりますけれども、森島先生の基調報告でも御紹介がありましたとおり、御承知のとおり左側の目標欄で演繹的に上位目標からプロジェクトレベルの個別のインプットまで目標を落としていくということになっていて、評価というものはこの演繹的に設定された目標の階段を逆にさかのぼる形で評価していくというふうに考えられているわけです。ではこの評価の階段の中で、本日議論されているような評価の問題というのは、どのレベルを私ども論じているんだろうかという点

を考えますと、恐らく一番下のインプットをチェックしてアウトプットとの関係を見ていくという意味での、効率性評価のレベルの話ではない。インプット、アウトプットとの関係ということでは、従来から日本のプロジェクトにおきましても、また各種ドナーにおきましてもいろいろな量的なデータを集めたり、費用便益分析的なことを試みたり、いろいろななされてきていると思います。

そして、ある意味ちょっと私、極論になってしまうかもしれませんが、このような個々のインプットレベルでの結果評価というものは、極論すれば、悪くてもいいと思っております。これは森島先生の基調報告の御指摘と、実は同じ方向を見た見解ではないかとお話を拝聴しながら思っていたんですが、先生がおっしゃった枝葉末節の評価、これは欧米ドナーにおきましては、多くの欧米ドナーが自国のモデルを移植するという非常にこだわりを持っているので、恐らく彼らにとってはこの結果評価は非常に重要なんだと思います。しかし、日本の場合は受け入れ国の側に立つといいますか、受け入れ国を主体とする法整備ということに、当初から強い力点を置いてやってこられておりますので、どのような支援をしようと、受け入れ国がそれを違った形でアウトプットとして受けとめて変えていこうとも、それが即、結果評価としては悪く出ても、支援の失敗ということには直結しないと私見ですが思っております。それで、より問題なのはPDMの上でより上位の評価であるところの有効性評価、インパクト評価という辺りになってくると思ひまして、本日、皆様で論じてこられておりますのは、このレベルのこととして私なりに整理しております。

今、話しておりますのが、もうスライド3に話が入っておりますけれども、何のための評価か。私どもが今論じているのは、結果評価ないし効率性評価について以上に、法整備支援の適切な運営、実施、これをいかに行っていくかという側面でのサイクリカルなマネジメント、そのための手法としての評価な

のではないかと考えております。先ほどから午前中の中川部長とか、それから森次長も触れられましたプロセスの管理といった視点に重なると思います。特に法整備支援というのは一国の法体系という個性のものに対する支援でありまして、橋を造るとか、学校を造るといったようなものと違います。個性の支援ですので、誤りがあれば非常に結果も甚大であるがゆえに、終始、プロジェクトの実施過程で再三見直しをしながらより良いものを目指していくという要請が、より一般事業に比べても高いと思われる。そのためにPDMというものをを用いて、まずは事前評価の段階で、森島先生おっしゃいました戦略ということに結びつくと思いますが、それをできるだけ詳細に立てていく。そして、実施のプロセスで中間評価というものを非常に頻繁に行う、これが正に実は支援の本体なのではないかと思っております。つまり、評価のためのPDMeというものを、PDMeの1番、2番、3番というように重ねていく中で、だんだん変化していく、そのようなプロセスの管理ということが実は法整備支援では非常に求められているのではないかと。そして、事後評価の段階ではさらにインパクト評価という形で、次段階の事前評価にもつながる視点で評価を行っていくというふうイメージしております。

よく、さまざまな関係者の中で、法整備支援は中長期的な結果を待つしかないで、PDMにはなじまない、あるいはそもそもプロジェクト・サイクル・マネジメントにはなじまないというような御指摘を耳にします。つまり、とりあえず事業をやりっぱなしにおいて、しばらく時間がたってからインパクト評価するしかないといった見解も耳にするんですが、それは以上に申した結果評価にとらわれた考え方だと思っております。法制度が何か一律のものであって、日本が支援するのは日本モデル、アメリカが支援するのはアメリカモデルというものを移植したかどうか、イエス・オア・ノー、オール・オア・ナッシングの結果を期待している見解ではないかと思

ております。法制度というのは非常に可塑的なものであって、特に現地の社会経済のニーズに沿ってより有効に、いかようにもデザインしていける、テーラーメイドの作業であるとすれば、そのプロセスを、いかにより良くしていくかという意味での案件管理が非常に重要であり、PDMは、その評価のために使っていくべきものではないかと思っております。

それで、スライド4で少し他のドナーの評価実態というものも触れようと思いましたが、時間もございませんので、ごく軽く申し上げたかったことの要旨は、結果的にいろいろ読ませていただきましたけれども、各種ドナーの評価は効率性評価どまりです。有効性評価というのは将来の課題というようなことで、今なお棚上げされております。いろいろなインジケター・サーベイのたぐいを目にいたしますけれども、そういったものも、結局はドナーが一方的に目標を設定しており、その目標の達成度を云々しているという、例えば民営化促進だとか、所有権を強化したとか、そういったものでありまして、やはり結果評価の性格は免れない。そんなことをやっておりますと、ドナー間でいろいろ対立、矛盾が生じてきかねないわけですが、どうも今のところ見ておりますと、欧米ドナーはうまく棲み分けをしているようにありまして、対立を回避しながら動いているように見えます。日本は要請主義を大事にしているゆえに、受け入れ国の要請に沿ってどうしても他のドナーとの衝突、対立といった局面も、多いのではないかとこのように見ております。

では、改めてより良いプロジェクト運営のための評価という視点に立ちますと、スライド5に参りますけれども、具体的にそのポイントは何かということになりますと、再三、先生方も触れておられますけれども、評価以前に、やはり評価の基準をはっきりさせねばならない、それに尽きるかと思っております。では、その評価の基準ということですが、私自身の用語ではアウトカム、というものを明示していく姿勢が大切ではないかと思っております。PDMの一

番上に書かれている究極目標の欄、あれを法整備支援の直接の基準とするのは非常に無理がありまして、先ほど来、触れられておりますように、森次長などもおっしゃいましたように、余りに高邁な目標が並んでおります。そして、非常に抽象的であります。たとえば「法の支配」といっても森先生が触れられましたような、ある種のイデオロギーが入った形で展開されるおそれもございませぬ。また経済開発、貧困削減、エンパワーメントなどと並列的に並んでおり、その全てを満たすべきなのか、優先順位があるのか、その辺りも曖昧であります。結局、究極目標をそのまま評価基準とはできません。ですので、そこから敷衍して解釈をせねばならない。その解釈が重要になってきて、これを私はアウトカムという呼び方をしておりますが、森先生先のほどの基調報告を拝聴して、「戦略」と先生がおっしゃっておられたものに、私の申しておりますアウトカムは該当すると思っております。そして、多くのドナーはこのアウトカムの解釈の部分をうやむやにしたまま、プロジェクトの具体的なインプットの評価にすっ飛んで飛躍していくわけです。

日本のPDMにおきましても、じつは究極目標と個々のインプットの間のアウトカムという部分はぐにやぐにやと書かれて、曖昧化されていると思っております。しかし、曖昧ではありますけれども、日本支援の中には、じつは黙示的なアウトカムが読み取られる気がいたしております、何かそこに流れている通底しているものがあるような気がいたしまして、このところ文部科学省の科学研究費をいただいて、その辺りの研究をさせていただいていた次第です。最近まとめたその報告書では、日本支援が黙示的に追求してきたアウトカムとは、法の自立性と発展性、に他ならないのではないかと。

すみません、オーバーしまして。大事なところなので、もう30秒ほど続けさせていただきますが、法の自立性というのは、やはり大陸法に連なる日本としまして、法体系というものを自立的に運営してい

くという要請を日本の支援は重視している。しかし、同時に日本はアジアの一国でありまして、アジアの非常に豊かな社会規範というものの存在も知っており、それに対して開かれた柔軟な発展性を含むところの法の在り方というものを知っている。その自立性と柔軟性を同時追求している日本自身の経験、それがにじみ出たものが日本の法整備支援ではないかというようにところに結論づけつつございませぬ。

これは私見を申し上げたわけですが、スライド6のところをちょっとまとめようと思っておりますけれども、もしこのように日本の支援のアウトカムというもの、戦略ですね。それを遠慮なく躊躇なくはっきりと示してはいかかかと。そして、示したのちは、それを基準にしてあとは有効性評価、インパクト評価というものを進めていくことが可能になると思っております。

ここで申しております有効性評価とは、アウトプットを、すでに抽出しましたアウトカムに沿って評価していく。そこでは主に比較法的理解に沿ってアウトカムと照合していきます。この辺りは実は、支援専門家はさまざま御努力なされておられますが、それが日の目を見ていないといひますか、各自いろいろ報告書をお書きになってはおりますけれども、それがオープンになっていないということが非常に残念でありまして、より意識的に力点が置かれていってよろしいかと思っております。

そして、最後にインパクト評価ですが、スライドに誤植がございまして、アウトカムの動態と書いてありますが、アウトプットの動態と修正させていただきます。アウトプットはそのままの形でとどまることはありえず、例えば立法が成立しますと、その瞬間から社会内で主体的に実施されていくという変化がスタートいたします。その変化を見守り、それが日本支援の戦略、ないしアウトカムとどう適合的に変化していつているか、あるいは非適合的な方向に向かっているのか、そういった評価をインパクト評価と呼ぶべきではないかと思っております。

時間をオーバーしましたので詳述できませんけれ

ども、このインパクト評価の辺りは、支援の専門家がなさるといよりも、研究者の役割がいつそう求められてくるかと思ひまして、今後の自分自身の課題とも考えております。

【森永】 金子先生、どうもありがとうございます。

非常に重要な御指摘、我々現場でやったことのある人間にとりましても、非常にこれは重要な御指摘かというふうに思ひます。非常に悩ましいのは法整備支援というものの自体が、それ自体が金子先生言うておられます法の自立性、統一性というものの自体が価値なのかどうかと。あるいはそれが何か作用して、あるいはそれが何かのもとになる。例えば経済発展のもとになる、あるいは環境が良くなるとか、いろんな社会的利益につながる事が大事なのか、それともある意味、法整備自体が自立できるのかどうかということとも密接に関係してくる。例えば法の自立性、統一性をロジカル・フレームワークのどの位置に正に置くかということの、非常に難しさが出てくるんだろうと思ひますけれども、恐らく松尾先生が、これについて非常に密接関連するお話をいただけると思ひます。松尾先生はこの法自体の評価と、それからそれが社会に与えるインパクトの評価とは別にすべきではないかというふうに若干お考えかと思ひますけれども、その辺りのことも含めまして、松尾先生お願いいたします。

【松尾】 ありがとうございます。

今、正に森永さんがまとめてくださったとおりで、私の問題意識は法自体の評価とその外部的インパクトの評価との関係をどのようにとらえ、法整備支援の評価基準に反映させるかということにあります。本日、最初に中川部長から従来の評価基準あるいはPDMというのは、個別プロジェクトの管理ツールとして作られてきたので、プロセスの評価は難しいとの指摘がありました。森次長の方からも、そのことは御指摘がありましたし、森寫先生も個々のプロジェクト評価というのはむしろ困難であるから、そ

れを始める前に戦略をしっかり立てよということであったかと思ひます。そのことの重要性は、アウトカムに沿った評価という観点から、今の金子さんの確認にもあったとおりで。実際、私自身も民法整備支援にかかわる中で、その時々プロセスの良し悪しがどのように評価されるか、そこから自他共に何が学習されるかということを感じながらやっております。そういう観点から、法整備支援にふさわしい評価基準とは何かということを考えてみたいと思ひます。やはり私は二つの基準に分けて考えるべきだと思ひます。



慶應義塾大学教授 松尾 弘氏

一つは、法システムそれ自体の開発・発展 (development) です。森次長のお話にありましたように、評価は最終的には究極目標に結びつけてしなければなりませんので、開発にどういうふうに役立っているかということにリンクさせて考えなければいけないわけですが、開発といっても経済開発 (economic development) もあれば、民主化とか平和構築も含めた政治的な開発 (political development) もあり、さらには市民社会の充実とかソーシャル・ネットワークの充実というような社会的開発 (social development) も含まれてきます。そういう中で法的な発展 (legal development) というものがあり得るんだろうかということでもあります。私はあり得ると考えています。それは、法システムが整備されるということ、それ自体が、経済発展や民主化や社会開発

にどのような影響を及ぼしたかということとは別個に、評価の対象になり得るのではないかということです。これは、一つの国の法制度が、インテグリティ（integrity）を持っていることであると捉えています。ここにいうインテグリティとは、法制度が統合的な性質、統一性、体系性を持っていて、それ自体として有効に、かつ実務的に機能していること、かつ個々の法が究極的には正義ないし規範理論の観点からより整合性を持つものへと内容改善に向けて開かれているということです。法整備支援の評価の一番重要な出発点は、一国の法制度がインテグリティを持つことにどの程度寄与しているのかということです。そのための評価基準をまず立てる必要があると思います。それは、法制度ができた後で、それが一体どんなインパクトを持つのか、発展性を持つのかという基準以前に、法制度自体がちゃんと一国の中ででき上がっているのかどうかということの評価基準です。このインテグリティの基準を、法整備支援に特有の評価基準として入れていただきたいというのが、私の希望です。そうしないと、評価というのはある程度完成物になった後に、それがどんなインパクトを持った、どんな経済的・政治的・社会的影響をもたらしたかということに専ら関心が払われてしまい、例えば法整備支援において一つの法律を作ったとか、そのプロセスで様々な研修をしたということの意味が評価のうえで現れてこないわけです。そうした努力が払われている段階では、法制度自体がまだ完成物にはならないわけですので、それがどんな経済的・政治的・社会的成果を生んだかということを知るには、まだまだ時期尚早であると思うわけです。

では、それに代わる評価の基準としての法制度それ自体のインテグリティの中に何が入ってくるかということですが、第一に、法整備支援の対象となる法が、当該国家の法制度の中でどのように位置づけられ、関連する他の法と機能的連携がとれているかということです。例えば土地法の整備を支援する

としますと、土地それ自体や所有権、その土地に関する権利の登記制度、それらの取引のための契約の制度、それを担保化するための担保の制度との関係がどうなっているかをあらかじめ確認する必要がありますでしょう。と同時に、そういった土地の登記制度を管理運営するにはお金がかかるので、その財源をどこから確保するのか、それに関する税制のシステムとリンクしていないと、実は土地所有権制度もワークしないということは目に見えていると思うのです。そういうことに目配りしながら、例えば登記制度を運用するための費用をどういうふうに調達するかということともセットにして、土地法の整備の支援がされようとしているかということが、法制度のインテグリティの観点からは、重要な評価の基準になってくると考えられます。これは事前評価の段階から考慮に入れておかないと、一生懸命やったことがなかなか実を結ばないということが懸念されます。

今日は裁判官の汚職の問題が取り上げられましたけれども、それも一面では法制度がインテグリティを欠く帰結だとも考えられるわけです。つまり、これは公務員の給与問題と絡めて取り扱わないと、汚職だけ取り上げてもおかしいという御回答を森脇先生からいただきましたが、私も正にそのとおりだと思っております。例えば裁判所とかあるいは登記所のような役所を運営する公務員の給料をどう確保するかということと、土地法や土地登記法と関連する土地税制というのは非常に密接に結びついた制度ですので、それらを一遍に整備するということは難しいにしても、それらの関連する諸法の整備も取り込んだ包括的なプログラムの一環として個別の法整備支援が進んでいるのだということが最初から視野に入っていないと、後々評価ということが基準がないためにできなくなってしまうのではないかという危惧を持っています。

第二に、法制度のインテグリティの観点からやはり重要なのは、実体法と手続法の問題です。

例えば民法、民事訴訟法を支援するときにも、どちらかだけでも意味はないということは分かっているわけですが、それぞれの中身の関連づけ方にも注意を払う必要があります。今日はベトナムの民事訴訟法の最近の改正の一つの論点として議論が盛り上がった点に、当事者がなかなか証拠を集めてこれないというときに、一体どういう制度改革をするかという問題がございました。裁判所や検察の権限を強化して、職権主義を強める方向で行くのか、それともばっさり当事者主義で割り切って立証責任の問題で片をつけてしまうのかと、抜き差しならない状況のようにも思われます。しかし、その前に、実体法としての民法で、一体何をどのように立証すれば良いかが分かりやすい要件規定になっているかという問題があります。例えば契約の成立とか、内容とかを立証するとき、一体何を立証しなければならないのかということが分かるような実体法の要件作りになっているかどうかということです。そのような実体法と手続法の機能的連携の良さという意味での法制度のインテグリティを意識した法整備支援になっているかというようなことも、一つの評価基準になりうると考えられます。それが改善の方向に進んでいるということであれば、それ自体として非常に高い評価をすべき基準ではないかと思いません。

それから、実体法—手続法関係のインテグリティの観点からは、最近注目されている和解・調停制度についても、留意すべき問題があるように思われます。これはよく森永さんとお話する点ですが、和解・調停制度、その他のADRで手っ取り早く時間も費用も節約できるので先行して進めようというのは、実体法—手続法関係でも、手続法内部の関係でも、インテグリティの問題があるように思われます。むしろ、当事者間の権利・義務の有無や内容を確定する明確な実体法の基準があり、それに基づいたリジッドな訴訟制度があつて、もし訴訟に行けばこういう結果になるから、それを予測して、

だったら和解しましょうという制度を作ることには非常に意味もあるし、効率性も出てくると思うのです。ところが、なかなか裁判所は汚職の問題があつたり、手続の進行が遅かつたり、いろいろな問題があつて迅速で公正な裁判が受けられるかどうか分からないから、それをバイパスして地域のADRでというのは、正義を保障するという観点からは、危ない面も含んでいると思います。したがって、和解・調停制度を支援するときにも、それが実体法及び訴訟制度の確立というプログラムとどういうふうに関連づけられているのかということも、評価基準として入っている必要があると思います。

第三に、法解釈学とか立法学とか、法律学の発展ということも、法制度のインテグリティの観点からは看過できない重要性をもっています。法を実効的に運用していけるということの前提として、やはり法理論が形成されるということが大事で、そのために法律学が発達しないと、いわば法制度に命が吹き込まれないという感じがするわけです。法の運用を支える法律学の発展をも意識した法整備支援は、法制度のインテグリティを増すために軽視することができません。この点については、森寫先生をはじめ、今まで日本の法整備支援でやってこられた方法、とくに両当事者が試行錯誤を繰り返しながら、一緒に共同研究スタイルで、法改革の内容を模索する、そして、そのプロセスを重視していこうという方法は、恐らく意識的・無意識的にこの法的なものの考え方を育てるということに通じてきたのではないかと思うのです。そうしたプロセス自体が高く評価されるべきものであり、それを評価できる基準を作り、それ自体をやはり評価して欲しいというふうに思います。

第四に、法制度というのは、それに固有の特色として、あらかじめ定められたルールに従って作っていかないと有効なものにならないので、どういう手続ルール—法律を作るためのルール、いわゆるメタ・ルールです—を作り、それに従って法改革が進

んできたかということも、法制のインテグリティを確保するためには不可欠の評価基準です。したがって、その点もやはり法整備支援の評価基準に入れて、そのメタ・ルールのプロセスに従って淡々と進んでいるのだとすれば、そのこと自体が評価に値するのだと思います。先ほど森次長からプロセスのお話もありましたし、矢吹さんからも日弁連ではプログラムに従って坦々とやっているかどうかということ基準にしているというお話もありました。やはりメタ・ルールに従ってきちんきちんと進んでいるということが、インテグリティの評価にも通じていくのではないかと思います。そういう中で、次の段階として、その制度の運用、それから執行ということが改善されているかということも視野に入ってくると思うわけです。

以上に例示したような法制度のインテグリティという観点にもっと注目した評価基準を作るとすれば、法整備支援の評価にはやるべきことがもっとたくさんあるはずで、そこにはいろんなバラエティーが出てくると思います。まずこれをやる必要があるのではないかと思います。

そして、こうした観点からの法制度そのものの評価を第一段階とすれば、第二段階として、そうした法的発展 (legal development) が、今度は経済発展、政治発展、社会発展に対してどういうふうに影響を与えているか、という観点からの評価の問題があります。ところが、これについては御承知のように、たとえば特定の法整備をしたことによって、どれだけ経済成長したかとか、一人当たりの国民所得が上がったかとか、あるいは社会が民主化の方向に進んでいるか、社会福祉が向上しているかということについては、たくさん研究が実証研究も含めてされていますけれども、結論は肯定、否定、あるいはその中間で、こういう条件がそろっていればプラスの値が得られたけれども、このような条件下ではマイナスだったというような研究がある段階です。したがって、ある法制度改革と、例えば経済指標等のア

ウトプットとの因果関係が立証された命題ができれば、それを使って、ある法制度整備支援プロジェクトのインパクトを評価しましょうということではできると思うわけです。けれども、まだそういうものがないところで、法整備支援をしたからどんな成果が得られたんだというふうにいわれても、それはとても因果関係は特定できませんし、評価基準としては合っていないのではないかと思います。ですから、ここはさらに研究を進めるべきところで、この点についても先ほど金子さんから御指摘があった点ですが、学者の研究が進むことを待ちたいと思います。

以上です。

【森永】 松尾先生、どうもありがとうございました。

実はかなり難しい問題、正に最後に松尾先生がおっしゃられた他の社会的利益に法制度がどの程度寄与するんだということは、余りにも条件、正に他のファクターが多いために非常に難しいところだとは思っています。

パネリストの方々、ありがとうございました。あとそれほど時間があるわけではございません。10分ぐらいいいのかな。え、15分ぐらいいいの？

まだ少し時間がございますので、質疑応答の時間にいたしたいというふうに思います。

画面は東京になるのかな。

それでは、フロアを開放することにいたしまして、質疑あるいは御意見、そういったものがあればどんどんお寄せいただきたいと思います。

質疑応答

【大屋】 名古屋大学の古屋でございます。興味深い御報告いろいろありがとうございました。

特に、金子先生に伺いたいところがございます。法整備支援の評価に関するフレームワークについて、非常に参考になる御講演をいただきまして勉強になりました。しかし、そもそも開発が目的であると

て、その開発とはさらに何だろうかということを考えます。森永先生の方から「人民の幸せ」というような表現もありましたし、あるいは最近出た『成長なき時代の「国家」を構想する』という本の表現を使って国民福利の増大と言ってもいいと思うんですけども、そういったものへのルートとして例えば法整備支援があって、その中で日本のアウトカムとして「法の自立」とか、制度が自立性の中で発展していることが考えられるという点については非常に共感するところがある一方で、そのアウトカムをどのように正当化するかということがやはり問題になってくるだろうという気がするわけです。

といいますのは、例えば自立的な法であるとか、自己発展的な法体系を作ることがその国の人民の幸福にとって、長期的にも短期的にもマイナスに作用するということは理論的には考えられるわけですし、このような観点から、例えば統治の手法としても松尾先生がおっしゃったように、インテグリティのある法体系によって、統治をしていくのではなくて、アドホックでもとにかく国民の幸福が増大するような統治をそのたびごとに実現していった方がいいではないかというような問題提起があるわけです。理論的には統治功利主義と呼ばれるような立場がここに接近しているわけですし、現実的な問題としては、発展途上国においてほったらかしで選挙をやるだけではどうにも世の中がうまく回らないようなので、外部から先進国がアカウンタビリティとか、セキュリティ、国家安全保障というものを供給してやる必要があるのではないかという意見が欧米からはもう出てきているわけであります。

欧米の一部のドナーの支援にしても、要するに発展途上国のオーナーシップを尊重するから彼らの幸福が実現できないのであって、代わりに自分たちが適切な方法をきちんと導入してやるんだという思想はあり得るわけですよ。こういうのを植民地総督府的功利主義といって大体評判が悪いんですが、こういう発想を聞くと我々日本人はかちんときます。

しかし、ではなぜ我々がそれに反発できるのか、そうではなくて我々がやっているような方法がなぜいいのかということ、多分主張していく必要があるんだろうと思うんです。

この点について、金子先生にお考えがあれば伺いたいというのが質問内容であります。

【森永】 大屋先生、ありがとうございました。かなり難しい問題かと思しますので、金子先生よろしくをお願いします。

【金子】 ありがとうございます。

正におっしゃるように、アウトカムというものを、今までドナーがみんなしてうやむやにしてきたものを、改めて打ち出すとなると、その正当化というところをやっていかなければいけないというのは御指摘のとおりだと思います。それをあえてやらねば、評価基準の明示ということはありません。というのが私の申し上げたかったことなんですけれども。ドナー間競争ということは今まで起こってきていますけれども、すべてインプットのレベルのドナー間競争なんですよね。本当にやらねばならないのはおそらく究極目標をどう読むか、どう解釈するかというアウトカム・レベルのドナー間競争を本当はやらなくてはいけなくて、そこで日本の、明治以来の100年余りの経験を踏まえて、私たちはこれこれをアウトカムと考えるんだということ、自信を持って語ることが課題なのではないかなと考えています。それで確かにおっしゃられたように、欧米ドナーは経済開発ということを超えて、安全保障ですとか、エンパワーメントとかということで、かなり内政干渉的なエリアにも入ってくる形での高邁な支援を、目標を掲げておりますけれども、しかし、彼らの実際、安全保障というテーマの下で何をやっているか個別のインプットを見ますと、俄然今までと同じように、司法改革とかいって、インプット・レベルではアメリカ式の司法モデルの移植みたいなことをやっているわけでして。結局高邁な究極目標を増やしているけれども、インプット・レベルへは演

繚的つながりなく飛躍していて、やはりきちっとしたアウトカムの解釈がないという意味では、ドナーの行動はほとんど改善がないんじゃないかなと私は見ております。そこは、これから変わっていかなくてはいけないところではないかと思っております。

【森永】 ありがとうございます。どうぞ、森島先生。

【森島】 論争に入り込むつもりはないんですけども、大屋さんのおっしゃることは合っているんですけども、先ほどの話で入り込む時間がなかったんですけども、私のお配りした資料の1ページの課題というところ、先ほどの金子さんのお話ですが、アウトカムということになります。要するに上位目標で基本方針には我が国の外務省の方、基本方針にはこれだけの黒丸で書いたような三つ書いてあるんですけども、実はこれが一体良い統治とは何か、法の支配とは何かというのは、これは全てアメリカなり何なり極めて抽象的なんです。他方、残念ながら金子さんの掲げておられる法の自立性と発展性というのは、法とは何かというのは、これはヨーロッパ法なのか何なのか。自立性というのは何なのか、これは松尾さんもそうなんですけれども、インテグリティとは何なのかというような論理的一貫性なのはインテグリティなのかどうかという、その点も、先ほどの話で松尾さんの話の中身を聞くとあれなんですけれども、言葉自身ではそれ自身をターゲットとして、あるいは目標としてやると誤解ばかりが出てくるだろうと。それから発展性というのも、これも先ほどのお話でディベロップメントというのに、森永さんおっしゃったけれども、いろんな発展がありまして、貧困開発だって2002年のときにはディベロップメントというのは貧困の解決もディベロップメントで、その前のディベロップメントというのは要するに経済発展そのもので、もうけて何が悪いというのはディベロップメントで、今は貧乏人で何とかしろと、またこのごろ違ってきます。その意味で、こういう抽象的な言葉は余り目標として

はあれですし、金子さんのおっしゃるアウトカムとしては適切では、おっしゃる意味は分かるんですけども、一般的に出すと誤解が生ずるのではないかと、もっと具体的に出された方がいい。

それから、これは支援ですから、相手方のオーナーシップを認めるとすれば、相手方との関係で具体的にそれぞれの国によって、あるいはそれぞれの国の発展状況によってアウトカムないしは目標というのは違って来るだろうと。私がここに挙げたのは、外務省のいっているのは、これは大変結構でこれに限るということをやったのではなくて、こんなのを挙げているけれども、これじゃよく分からないんじゃないか、場合によってはアメリカの二の舞をやることになるんじゃないか、植民地主義になるんじゃないかということを申し上げたんで、その意味では大屋さんの問題提起は大変重要だと思うんですけども、それなら大屋さんは何を挙げられるかというのをこちらの方から、法哲学者ですからちゃんと出された方がいいのではなからうかと。学者というのは悪いところは問題提起ばかりしてちゃんと言わないのが悪いので、私もこれ課題で問題提起だけしているので、皆さんにそういうことを言っていたきたいと思います。

その意味で、まず、もう少し具体的なのは国ごとに出して、それからプロジェクトにもう少し次の、もう少し、例えばじゃ民法とか民商法をやるとか、あるいは裁判制度をやるとか、そういう形で今度はもう一段落としたアウトカムを出してくるというのでないと、法の自立性と発展性という何とでも読めるという感じがいたします。

【森永】 森島先生、ありがとうございます。

大屋先生。

【大屋】 ありがとうございます。私自身は金子先生に全く共感するところがあって、やっぱり自主性というのは重要だし、それが日本の法整備支援というか、法制度の整備史から見てとれることなんだというようなことをしゃべったこともあります。その

理屈づけとしてはオーナーシップが非常に重要だという立場なんです。個人レベルの話としては、それを功利主義者である法哲学者と現在論争中というところなんです。集団レベルで見た場合、端的に言うとならばオーナーシップが非常に重要なのは諦めがつくからだと。要するにそれによって何らか悪い結果が生じたときに、自分たちのせいであって他の誰を責めるわけにもいかないということに対する理屈づけができるということが非常に重要なので、そういう意味での責任配分原理として、オーナーシップというのをとらえていくべきなのではないかというのが現状の意見です。どうも小難しい話にすぐなるのが法哲学者の悪いくせですので、その点は御容赦いただければと思います。ありがとうございました。

【森永】 ありがとうございました。

金子先生。

【金子】 森嶋先生に御批判いただきましたように、自立性とか発展性やら柔軟性といっていますと、抽象的でディフェンドできないと、御指摘はごもっともでありまして、私のイメージの中では実は、このアウトカムが二段階ぐらいに最低分かれるべきと思っています。援助用語では「プログラム目標」と言われているレベルのアウトカムと、その下に位置づけられる「プロジェクト目標」と言われているより具体的に敷衍された目標との、二層のアウトカムが両方必要です。先生の御指摘のようにより具体的でないとディフェンドしきれないと思っておりますが、しかし、それでもなおかつ、この上位のより抽象的なプログラム目標も立てておく必要があるような気がいたしまして、その選択・解釈の議論が必要だと思います。というのも、先ほど松尾先生の御報告をうかがってまして、ほとんどの箇所でも共感して聞いていたんですけども、ただし、松尾先生は法の自立性の部分、インテグリティの部分で強調されて、私は同時に法の柔軟性、社会規範を取り込んだ自立性というところにもうちょっと力点を置

きたかったわけです。そういった、日本支援は、どっちの戦略で行くんだというようなレベルの議論を決めておかないと、どこかで行き違いも起こってくる気がするんです。

例えばですが、松尾先生が和解について御発言になりまして、裁判があつての和解だということをおっしゃいました。私ちょっとまた違った見解を持っています。裁判あつての和解という部分もあるけれども、和解が裁判を変えていく部分もあると思っております。実体法が硬直しているときに、あるいは社会規範から遊離しているときに、社会規範の大事な部分をその実体法の中に落とし込んでいくようなチャンネルが必要かと個人的に思っております。たとえば草野芳郎先生がなさっておられますような和解調停支援の中には、インドネシアで実定法と社会規範が乖離しているなか、これをつないでより法の自立性につなげていくような、柔軟な規範の吸い上げということをやっておられるように私は拝見しております。草野先生御自身はそうお考えじゃないかも分かりませんが。

【森嶋】 念のために伺います。その場合の法というのは国家法と社会規範といった場合に、法というのは国家法ですか。

【金子】 国家法を形成していくわけですが、その中に現実に生きて規範として存在しているものを取り込んでいって初めて、法の自立性という、国家法の自立性というものが成り立つのではないかという意味です。

【森嶋】 先ほど言った法という言葉が、そこをちゃんとどっかで説明しないといけない。自立性というのも何が自立かというのをちゃんと説明しなければいけないと。

【金子】 法哲学者のお力を得ながらですね。

【森永】 草野先生お願いします。

【草野】 法とか規範というようなレベルの高い議論は少しやめまして、実践論の議論をしたいと思っております。

私はインドネシアの和解調停支援というJICAプロジェクトをやりました。このプロジェクトを希望したインドネシアの最高裁のねらいは、事件の未済を少しでも減らすために判決以外の手段を活用したいというものであったし、民間の人がADRを希望するのは、裁判所は信用できないから、できるだけADRを普及してもらった方がいいというものでした。そういうところから始まったのだらうと私は思います。和解調停支援プロジェクトをやってみて分かったことは、和解調停の技術だけに問題があるのではなく、判決にも問題があり、その他の法整備も必要だということでした。でも、それが分かったのは和解調停というのをやってみたからです。私が得たものは、いろいろな問題点が事前に想定されたとしても、それを同時にやったからといって効果がすぐに出るものではなくて、まず、一つの目標を全力を挙げてやって、それを突破すること、そうすると、次の問題点が見えてくるので、今度はこれを突破するというように、息長く一步一步やっていくことしかないというものでした。そうしているうちに、やっぱり裁判制度に問題があるということを実感したのでした。インドネシアの場合は日本式の長所を取り入れた和解調停についての最高裁規則を改正して、あとはその普及状態を見るということを考えていましたが、JICAプロジェクトが終了し、延長がなかったので、以後は私の研究費でモニタリングを継続していこうと思っていました。ところが、予測外だったのは、インドネシア側からは、和解調停以外に積極的に日本からの知見を導入したいとの希望が出されました。それで、ICDと協力して、ささやかながらその期待に応えようということになりました。去年はインドネシアの最高裁の関係者を招き裁判官の養成制度についての本邦研修をICDが行いました。その研修の中で、司法研修所や東京地裁訪問と並んでロースクール訪問が企画され、学習院大学の法科大学院の見学や私の授業に参加していただいたりしました。このことは和解調停支援プロジェクトとい

うことではなくて、インドネシア側が日本の法整備支援に期待する視野が広がってきたということで非常に私は喜んでます。その中で、インドネシアの判決が使いにくいな、判決書の書き方を始めとして判決制度を改善する必要があると私は思いました。そうすると、日本の判決の書き方をインドネシアに普及した方がいいと思ったのですが、それをやってもまだ解決はうまくいかないと思います。審理の仕方とか、裁判所が民事と刑事も分かれていないし、専門家もないとか、いろんな問題点が出てくると思います。でも、一つずつ、やっていく過程で相手方のやる気も高くなっていくというプロセスが必要だと思えます。ですから、最初に問題点の全部が分かったからといって全部やろうとしても絶対うまくいかないわけで、受け入れ側の期待や現状にあわせて、焦らずに、着実に進めていくことが大事だと思います。試行錯誤があってもそれも必要で、後から気がついてからやっても遅くないと思います。

松尾先生は、裁判制度の在り方を意識しないで安易な和解を支援するということは良くないとか言われましたけれども、私はそうは思わなくて、やったことによって見えてくるものがあるわけだから、まずは期待されたところからやってみて、うまくいかなかったからその原因を考えて次に進めということが良いことではないかというのが私の意見です。

【森永】 ありがとうございます。松尾先生お願いします。

【松尾】 すみません。ちょっと2点ほど誤解があったようなので、また、しばらく前からいろんなところで目にしたり耳にしている誤解なので弁解させていただきます。

第1点は、私がインテグリティの問題をお話したときに、本日は取り上げられなかったのですが、正に慣習法をどうとらえるか、制定法と慣習法のインテグリティという問題があって、私が考えているインテグリティ、最終的には正義 (justice) に適う形での全体的な調和という話は、決して形式的

な意味での制定法の調和に限るということは全く考えていなくて、正に慣習法とどういふふうには調和させて全体をうまくワークするようにするかという問題意識をも含むものです。実際に私が関与している民法支援のプロジェクトでも、例えばネパールでは、ヒンドゥーの伝統に基づいた慣習と国際標準といわれるルールとをどうやって調整していくのかということが正に一番力を注いでいる点であります。いろんなところで私は普遍主義だというふうには、どうも何かそういうイメージが形成されつつあるようなのですが、しいていえば多様なアプローチとプロセスを許容する柔軟な普遍主義とでもいうべき立場をとっているつもりです。実際、私がやってきた研究は、例えば不動産取引法について、日本の慣習をベースにドイツ、フランスのルールを相当柔軟にアレンジする形でどういふふうには形成してきたかというのがそもそもの出発点であります。そういう視点から、社会において本当に動くルールを、正義に適合する形でどうやって作っていくのかというのが根本的な問題意識です。そのことは今日お話ししたこととの関係でも変わっていないつもりです。

それから、第2点は、それとも関係する点なのですが、先ほど裁判制度とADRの関係をお話ししまして、これもちょっと誤解されてしまって、非常にこれはいけないと思ったんですけども、今述べましたように、また、草野先生からも御指摘いただきましたように、私は法制度整備の順序というのは、個々の社会の状況に応じて多様なパターンが許容され、かなり柔軟に考える必要があると考えています。実際、法制度は最初から全部フルセットで整備するというのは土台でできることではないので、やはりいろんなところから手をつけてみて、進められるものから進めつつ、しかしながら、同時に関連する法制度の相互の関係をいつも意識しているということが大事だと思います。先ほどのお話が訴訟制度を完全に作ってから和解・調停に進むべきというふうには受け取られてしまったら、これは全く私の意図してい

ることはありません。訴訟制度の改善の余地も意識しながら、また、そのための改革の努力をしながら、和解・調停もうまく機能するようにしていくということが大事だというふうには考えています。和解・調停の実践から訴訟制度への何らかの制度改善の提案は十分あり得ることで、それを否定するつもりは全くありませんし、正に草野先生が御指摘くださったように、和解・調停制度のプロジェクトをやる中で、裁判制度の在り方についての問題意識が出てきて、それについても制度改善の方向性が見えてきたということは、正に手続法制度のインテグリティが重要であることの例証と言えるように思います。そこは非常に大事な点で、そういう関連性が意識されていること、あるいはプログラムに組み込まれていることを評価の基準に入れるべきだというのが私の一番申し上げたいことで、その点は重々誤解のないようにしていただければと思います。ちょっと私いつも舌足らずで、もし失礼なことがあったしたら、おわびしたいと思います。

以上です。

【森永】 松尾先生ありがとうございます。

【中里】 全く今までの流れと違う、かなり実践的な質問になります。松尾先生にお願いをしたいと思うんですけども、先ほど土地登記の制度の導入の中で、財政の確保が非常に重要であるという御視点をいただきました。実は公取は余りそういう経験がございませんで、比較的競争法ができて、組織もできて、そういうところから要請が来るという歴史が結構ありまして、それ以外にももちろん中国という例外はあるものの、比較的そういう形の流れになっていると。他方で今、フィリピンは実は13本ぐらい議員立法ができていて、この中でどうしていくんだという話を、今ちょうどしているところなんですけれども、そういった中でも財源をどう確保するかみたいなところの中で、何か有効的なプログラムみたいなもののヒントがございましたら、ちょっと評価の話と少しずれてしまうんですけども御示唆をい

ただければと思います。

【森永】 松尾先生お願いします。

【松尾】 恐らくそれに答えられると、現在の法整備支援の多くの問題は解決されていくのではないかと思うんですが、そこはステップ・バイ・ステップだと思っています。制度の立ち上げにおける財源と、その運用における財源の両方が問題になると思いますが、前者及び後者も当初の内は援助に頼ることがあるとしても、どのくらいの期間をその支援でやる、しかし、その後はこういう自前の財源調達の方法に移行していくという原始プログラムの存在がマストであるということ、やはり最初から念頭に置いた支援の在り方である必要があると思います。その際には、一般財源で手当てするか、特定財源を考えるかという問題も出てくるでしょうが、とくに重要なことは、いわゆるフリーライドは許されない、そうでなければ制度づくりとしても、制度支援としても、実は首尾一貫していないのだということを明確にする必要があると思うのです。これも法制度のインテグリティの問題の一環といえるでしょう。フリーライドを許容したままの制度の運用支援は幾ら続けても、支援が続く限りはその制度はもつかもせませんが、その支援が切れたら終わりというのは、これは当初の制度設計の段階から問題を含んでいたということになると思いますので、最初の立ち上げや当初の運用は外部からの資金援助ということでは十分あり得る話だと思いますが、いつから、どういう条件の下で、例えば国家の収入のこの部分をこの財源に充てるというようなプログラムは、最初から話し合っ理解し、合意しておく必要があると思います。そうでないと、いわば「いいとこ取り」が可能であるかのような誤解が生じ、法制度の構築にとっていろんなところに悪影響が出てきてしまうと思うんです。

ちょっと論点ずれてしましますが、カンボジアの土地法の話が再三出されていますけれども、結局、土地の所有権を導入して、人々の福祉を高めるため

の制度がむしろ有力者への土地の集中のインセンティブを与えているというのは、これは本来ならば土地登記制度の立ち上げや運用を始め、土地所有権制度の維持・管理には膨大な費用がかかり、少なくともその一部は土地所有者が負担すべきであるのに、土地に税金がかからないとすると、それはもうできるだけたくさん集めようというフリーライダーのインセンティブを生み出してしまうという構造をもちますので、そこは実は一種の「いいところ取り」を許容しているのだという意識は常に持つ必要があると思います。その意味で制度というのは、やはり首尾一貫していなければ実は成り立たないわけで、それについての本来あるべき負担者は誰なのかということを見据えた議論の中から、財源の調達ということを見据えておくということが、せめて考えられる解決法ではないかと考えています。

【森永】 ありがとうございます。

すみません、何か随分時間が過ぎてしまって、東京をすっかりそのままにして申し訳ございません。東京、再度何かございますれば。

【河原（東京）】 質問あります。少々お待ちください。

【佐藤（東京）】 東京大学の佐藤です。お久しぶりです。森永さん特に。今ちょうどカンボジアの土地の問題が出ていましたのでそのことについてコメントさせていただきます。森永さんも去年、東大の駒場でやったカンボジアのガバナンスのシンポに出ただいたのでお分かりだと思いますけれども、この土地法の問題は汚職の問題と人権侵害とかなり悪循環をしております。本年1月4日から13日まで現地調査をしてみました。今本当にカンボジア国土中で起こっている非常に大きな問題ということです。さらにそこで農民が土地を奪われたということで訴訟を起したりするとその農民自体が名誉棄損ということで刑事告発されて追及されるとか、あるいは人権活動家が同様に刑法の適用によって迫害されると。またそこには当然裁判官への汚職を含め

たものがはびこっております。最近、汚職防止法ができたのですが、その汚職防止法によって実際に検挙されるのは、政府に盾突いた人であったり、政治的なことで汚職裁判官なり汚職行政官として迫害されるということも危惧されるわけです。こういった正にもともと意図した法律の使い方と全く逆の効果が始めているのではないかとこのことを御指摘したいのです。このようなおそれは単なる例外ではなくて、徐々にそれがエスカレートし始めているという現実を目の当たりにしてきたわけです。幸いなことに土地法については、日本は直接支援していないわけです。もちろん民法との兼ね合いもございまして、今年7月には施行されるであろうと期待されている民法が施行され、果たしてこの状況を改善できるかという、私は非常に懐疑的です。実際今のペースで土地の登記を進めていくと、10年、15年もたたないと全土の登記が終わらないともいわれています。でもそのときには恐らく、ほとんど多くの土地は権力者に全部取られてしまっていて、農民は土地なし農民ということで、シハヌーク時代に舞い戻ってしまうのではないかと。非常にそういうパラドックスを感じているわけです。

そういったことを含めてフォローアップをしていて、個別にいろんな批判をしていく必要があります。試行錯誤ですから、当然のことながら一気にうまくいくわけがないわけです。ただやっぱりここで反省すべきは法律を作るからといって法継受とか、法律の面だけで見ているだけではだめであろうということです。やはり当然ですけども、それ法以前に社会が違うわけですから、法人類学とかあるいはその国の歴史、伝統、政治、経済という、そういった社会の現実についてもっと調査を進めるというか、研究者がいらっしゃるわけですから、そういうところと連携して、やはり土台から入っていかないとけないなと感じています。カンボジアの場合とはとてもその余裕がなくて、まずは資本が入ってくるためにそれをどううまくやっていくかということがあっ

て、いろいろ法律が導入されてきている。しかしそれは逆に今権力者によって悪用されてきているという現実もあります。より持続可能な自立発展に正にこれから転換していく、つまり支援によって従属していつているような、そういう構造からいかに脱却して、自立的なものにしていくかという非常に大きな曲がり角に立っていると思います。その中でやはりカンボジアという国や人々をよく理解するという、原点に戻る必要があるように私は思っています。そういった意味で、日本の支援そのものとは直接関係しないかもしれませんが、日本の経験というのはそういうところでまた生きてくる話だと思うんですね。日本の民法の制定における論争を含めて、最終的には日本人が学んだ、日本人たちがその法律を作っていくという意味で、今後、大学を含めた教育施設等、非常に重要です。名古屋大学でやっていらっしゃる、日本法センター等も訪問してまいりましたけれども、そこで日本法を日本語で勉強された学生がちゃんとその社会でリーダーシップをとっていけるような、そのためのバックアップをしていくということが、次の課題かなと思っております。

先ほどの森さんの発言の中で、日本の企業のためというふうな法整備をやってはまずいのではないかというふうなコメントもございました。確かにそれが最終目的ではもちろん困るんですけども、少なくとも今は、特にカンボジア、タイとか、中国とか、そういったところのある種の植民地主義的なビジネスが背景になってこの土地問題が起こっているわけですから、日本のような国あるいは欧米のような国のいわゆるもっと質の高いビジネスが入っていくことによって、底上げをしていくということも大事です。その意味で、日本のビジネスが回るような、少なくとも汚職をしないでビジネスができるような環境を作っていくインフラとしての法制度作りという視点も重要です。その意味で経産省を含めて日本の投資ビジネス環境の向上を念頭に置いた法整備支援ということもあってもいいと私は思います。

以上です。

【森永】 佐藤先生、どうもありがとうございました。

じゃ、これ続けていると多分あと3時間ぐらいは平気でいけますので、残りは懇親会の場ということにいたさせていただきます、この辺りで終わりにしたいと思います。

どうも皆さんありがとうございました。(拍手)

【司会(江藤)】 パネリストを初め、御参加いただきました皆様どうもありがとうございました。

続きまして、財団法人国際民商事法センター、原田明夫理事長より本連絡会の総括をいただきたいと思えます。原田理事長よろしく願いいたします。

総括

財団法人国際民商事法センター理事長 原田明夫

【原田】 御指名いただきました国際民商事センターの原田でございます。総括ということですが、御依頼ございましたけれども、実は私自身、今回の12回目に当たる法整備支援連絡会で長時間にわたり皆様方が熱心に参加し、かつ意見を述べられた姿を拝見し、大変感動を受けつつ、簡単な言葉では総括できないというふうな結論でございます。それと若干時間が押していることもあり、一に感想めいたことを申し上げて、後援団体の一つとして、一言御礼を申し上げたいと思えます。

私は、この連絡会は法整備支援に当たっているさまざまな団体、プレーヤー、個人の方々が、これは各省庁の方もございますし、各大学の方もおられますし、法務省を初め組織としてやっているところもあり、また日弁連のように団体、NGO、NPOという形で参加されている方もございますが、ある一定の方針あるいは指令を出すために協議をするということではじめられたものではなく、言ってみればそれぞれの団体、それぞれのプレーヤーが必要に迫られて、またその意を感じて始められたことが積み重なってきたのだと思えます。2000年から始まり、最初

の年は2回開かれて、その後1回ずつで今回で12回目でございます。この連絡会は法総研とJICAの呼びかけで始められたわけですが、私はこの場所に来るたびに、この同じ目標に向かい、さまざまな立場からこのプロジェクトに参加しておられる皆様が語り合う中で、それぞれの相互理解を深め、仲間を理解し、そしてさまざまな問題で対話を続けながら、より良いものを作っていくということで、ここまで来たという感じがして私は感銘を受けているわけでございます。

最初の森嶋先生の大変刺激的な基調講演、私は大変よかったです。そして、改めて法整備支援というものの根本的にある上位概念は何なのだろうか、日本国としてどういう形でこれからやっていったらいいのかということ、改めて問いかけていただいたと思えます。これについても、既に多くの方が語られましたので取りまとめることはやめますが、私の個人的な感想としても、このプロジェクトはいろんな形をとりつつも、我が国がもう一度アジアで、このグローバルな世界の中で、一定の地位を占めながら、国際社会のために貢献していくということの一つの形ではないかと思うわけでございます。もちろん、JICAが中心になってやっているODAという枠内ではとどまらないものもいろいろございますし、そこに悩みもあるわけでございますが、日本が国際社会に対し、これから鉄砲ではなく、平和なものの考え方、あるいは知恵でもって貢献していくという、一つの姿があるという気がしてなりません。

今回の連絡会ではプロジェクトの成果とか、またいろいろな評価について討議がなされたわけですが、私は大変有益だったと思えます。共通してあるのは、そこに参加することによって得られるお互いの理解の促進と、お互いの姿をともに尊重しながら事柄を進めていくプロセス、そして将来に向けて人と人とのつながり、そして国際社会の中での国と国とのつながりを念頭に置きながら進めていく大変有益な一つの試みではないかということに改めて感じたわけ

でございます。法整備支援もODAの枠組みを始めさまざまな形がございますけれども、結論的には相互に連携し合い、グローバルにしか生き残っていけない社会にあって、日本として貢献していく中の大きなものの一つではないかと思えます。それは平和のための試みであるとか、さまざまな平和構築のためというふうに考えられる方もあると思えますけれども、私はこの際、日本としていわば官民合わせてこの問題について改めて考えて、森寫先生が指摘されたような、何のためにやるのかということについての基本的な観念をともに対話をしながら、そこで作り上げていくということがますます大事だというふうに思いました。そうすることで、日本の若い人たちに国際的な協力の場で尊敬を集め、友として受け入れられていくための重要な働きを提供することができるのではないだろうかというふうに思いました。

学者の皆さん、実務家の皆さん、また、さまざまな団体に加入しておられる方々の尊い努力の結果がこういう形で現れつつあると思っておりますし、どうぞこれからもできるだけの御協力をしていただきたいというふうに考える次第でございます。本日は長時間ありがとうございました。（拍手）

【司会（江藤）】 原田理事長ありがとうございました。

それでは、最後に法務省大臣官房、中川清明審議官より閉会の辞を述べさせていただきます。

よろしくお願ひします。

閉会の辞

法務省大臣官房審議官 中川清明

【中川】 若輩者が最後に挨拶ということで大変恐縮しておりますけれども、御指名でございますので挨拶をさせていただきますと思えます。昨年8月に秘書課長から官房審議官になりました中川清明でございます。

本日は、長時間にわたりまして皆さんから貴重な

御意見を賜り、また熱心な御討議をいただきまして、誠にありがとうございました。私自身大変勉強になりましたし、ここにいらっしゃる皆様方が心血を注いで法整備支援を支えていただいているということ、改めて痛切に感じた次第でございます。今日聞いていて思ったことを3点ほどお話しさせていただきたいと思えます。

一点目は、戦略がないということについては、森寫先生から一昨日も法務省のワーキングチームで御指摘いただき、確かにそのとおりだなと思っているわけでございます。御案内のとおり平成20年1月30日に開催された第13回海外経済協力会議、同会議に法務省が初めて参加した会ですが、その会議において、法整備支援は海外経済協力の重要分野の一つであり、戦略的に進めていくことが合意されました。その後、ニーズ調査をした上で、先ほどからお話に出ています平成21年4月22日開催の第21回の海外経済協力会議における局長級申し合わせで、先ほどお話にありました七つの国を中心にやって、それ以外の地域についても必要に応じて支援していくと、こういう基本方針が取りまとめられました。それを受けて法務省でもワーキングチームを立ち上げて、昨年、中間報告をしたところでございます。ただし、その後のフォローアップは必ずしも十分ではない面もあり、やはりおっしゃっているとおり戦略的な対応が必要かなということも改めて、今日強く感じた次第でございます。

それから二点目は、法整備支援の効果測定という話が出ていました。私は、平成13年から3年余り予算担当参事官をやっておりました。その当時塩川大臣が総務省が行っている政策評価とは別に、財務省主導で予算執行調査を行ったかどうかということも財務省で言われました。それを受けて、当時、財務省からは、法整備支援について、これ何のためにやっているんだと、何の効果があるんだと、いつまでやるんだということを聞かれました。そして、インプットは人件費、委託費をはじめとして定量的に予

算額で出てくるのに対し、アウトプットである効果は、何故定量的に出ないのかということを言われました。法整備支援の性質上、定量的に効果を示すことはできず、各国の経済発展のためには社会の安定が必要で、それを支える法制度を整備するための支援がどうしても必要だと説明したことを思い出します。今の時代、やはりあらゆる行政活動については、必ずブラン・ドゥ・シーという発想は必要なのでございますので、何らかの指標を見つけて効果測定をしなければいけない訳です。こうした観点からすると、法整備支援という投資をした結果、その国で、自立的にオペレーションできるような成果を上げる、そうした体制を築いていかなければいけないということを強く感じました。

それから三点目ですけれども、公正取引委員会と特許庁の方の話を聞いていて、これからアジアの大きな市場経済の中に果たすべき法整備支援の役割があるのではないかと感じました。この二、三十年先にアジア地域が爆発的に経済成長されるというのは、よく聞く話でございます。ある統計によりますと、2008年から2035年までの間に世界のエネルギー需要は全体で1.6%伸びるけれども、この中で、アジアは2.5%伸びるのに対して北米の伸びは0.2%にすぎないということです。そして、石油換算でいきますと、アジアの2008年におけるエネルギー需要が37億トンであるのに対して、2035年にはその倍の74億トンになるということを言われております。その伸びの一番大きい担い手は、申すまでもなく、中国、インドでございますけれども、中東を初

めとする西アジアは、今まではエネルギーの供給国だったんですけれども、そこで需要が爆発的に伸びているという状況があるようでございます。そういたしますと、大きなアジアの経済圏というのが出現すると思われる訳でございます。そういたしますと、やはりエネルギー効率の向上とか、CO₂削減とか、環境問題に対応するだけではなくて、先ほどお話しありました競争性の確保でありますとか、知的財産権の保護、こうしたことを図りながら全体として調和のとれた経済圏を作っていく必要があります。そのためには、やはり、法律的なサポートが必要なのではないかなということを非常に考えさせていただきました。

アジアを考える上では、インドネシア以西には国の国境を越えた大きなイスラム社会というのがありますので、そういうことも考えながら法整備支援を進めていかなければいけないのではないかなということを感じました。

最後になりましたけれども、本日御講演をいただきましたベトナム最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所のヴー・テー・ドアン副所長、それから森嶋昭夫先生を初め関係者の方々、後援をいただいております関係機関、そして関係者の皆様方に改めて御礼を申し上げたいと思います。今後とも一層の御支援、御協力を賜りますように心よりお願い申し上げます。最後の挨拶とさせていただきます。長時間ありがとうございました。（拍手）

【司会（江藤）】 中川清明審議官でした。どうもありがとうございます。



会場 風景